

『源平盛衰記』全釈(七—卷二—3)

早川厚一  
曾我良成  
村井宏栄  
橋本正俊  
志立正知

郭公祿ヲ獄付雨林獄

1 今年ノ<sup>2</sup>夏、郭公京中ニミチ<sup>1</sup>テ、頻ニ<sup>3</sup>群リ啼キケリ。此鳥ハ初音ユカシキ鳥也トテ、スキ人ハ<sup>4</sup>深山ノ奥ヘモ<sup>5</sup>尋入<sup>6</sup>例多キ事ナルニ、今ハケシカラヌ事也トテ、人耳ヲ峙ル<sup>7</sup>程也ケルニ、二羽ノ郭公空ニテ<sup>8</sup>食ヒ合ヒ、殿上ニ飛落タリケリ。<sup>9</sup>野鳥<sup>10</sup>入室、主人將<sup>11</sup>去ト云本文アリ。此<sup>12</sup>恠異也トテ、<sup>13</sup>二羽ノ郭公ヲ捕テ、獄舎ニ<sup>14</sup>「<sup>15</sup>被<sup>16</sup>被<sup>17</sup>禁<sup>18</sup>ニケリ。白川院御時、金泥ノ一切経ヲ被<sup>19</sup>書写、法勝寺ニテ御供養ト被<sup>20</sup>定。其日時ニ<sup>21</sup>及テ甚<sup>22</sup>雨有ケレバ延引ス。又日時ヲ被<sup>23</sup>定タリケレバ、甚<sup>24</sup>雨ニ依テ延引ス。又日時ヲ<sup>25</sup>被<sup>26</sup>定タリケレバ、甚<sup>27</sup>雨ニ依<sup>28</sup>延引。既<sup>29</sup>三箇度マデ延引アリ。第四箇度ニ<sup>30</sup>適御供養有ケル日、空搔曇リ雨降テ、俗モ僧モシホ<sup>31</sup>トシテ、法会ノ儀式最興醒<sup>32</sup>タリケレバ、天氣逆鱗有テ、雨ヲ<sup>33</sup>器ニ受入テ獄舎ニ被<sup>34</sup>入タリシヲ珍シキ事ニ申シニ、郭公ノ<sup>35</sup>禁獄先例ナシ。

<sup>24</sup>位ヲ去セ給事、今ニ<sup>25</sup>不<sup>26</sup>始事ナレ共、六月ニ御座ヲスベラセ給テ、何シカ七月ニ<sup>27</sup>崩御、<sup>28</sup>怪鳥殿上ニ入ケル故ニヤ、<sup>29</sup>元<sup>30</sup>本文モオモヒシラレ哀ナリ。

【校異】 1 〈底・近〉は、「禁獄先例ナシ」まで一字下げ、〈蓬・静〉「哀ナリ」まで一字下げ。 2 〈静〉「夏」なし。 3 〈近〉「あつまりなきけり」。 4 〈近〉「みやまの」、〈蓬〉「深山の」。 5 〈近〉「たつねいり」。 6 〈近〉「れる」、〈蓬・静〉「ためし」。 7 〈近〉「ほとなりけりに」とし、「けり」の「り」を見せ消ちとして、「る」と傍記。 8 〈近〉「くるあひて」。 9 〈静〉右に「文選」と傍記。 10 〈近〉「しつに在る」。 11 〈近〉「けいなりとて」、〈蓬・静〉「恠異なりとて」。 12 〈静〉「二羽の」。 13 〈蓬〉「取て」、〈静〉「取て」。 14 〈近〉「しらかはのゐんの」、〈蓬〉「白河院」、〈静〉「白河院」。

15〈近〉「かきうつされ」、〈蓬・静〉「書<sup>シヨウヤ</sup>写せられて」。16〈近〉「およひて」、〈蓬〉「及<sup>ヨ</sup>て」、〈静〉「をよんで」。17〈蓬〉「さためられたれは」、〈静〉「さためられければ」。18〈近〉「よて」、〈蓬〉「依<sup>ヨクテ</sup>て」、〈静〉「依<sup>ヨクテ</sup>て」。19〈近〉「ゑんるん」、〈蓬〉「延<sup>ヒキ</sup>引す」、〈静〉「延<sup>ヒキ</sup>引す」。20〈蓬・静〉「偶<sup>オウ</sup>」。21〈近〉「もつとも」、〈蓬・静〉「いと」。22〈静〉「器<sup>キ</sup>に」。23〈静〉「禁<sup>キン</sup>獄<sup>コク</sup>」。24〈蓬・静〉「哀ナリ」まで一字下げ。25〈近〉「はしめぬことなれとも」、〈蓬〉「始<sup>ハシメ</sup>さる事なれとも」、〈静〉「はしめさる事なれとも」。26〈蓬〉「崩<sup>ホウ</sup>御<sup>ゴ</sup>」。27〈蓬・静〉「恠<sup>ケテウ</sup>鳥」。

【注解】○今年ノ夏、郭公京中ニミチノテ、頻ニ群リ啼キケリ 以下の郭公禁獄譚は〈盛〉の独自異文。同話は、『古事談』巻一九七話に同じ。二条院の御宇、郭公京中に充滿して、頻りに群れ鳴く。剩へ二羽喰ひ合ひて、殿上に落つ。之れを取りて獄舎に遣はさる、と云々。此の恠異に依りて、月の中に天皇位を避り、次の月に崩し給ふ、と云々（新大系一二二頁）。『古事談』の「二条院御宇」とは、

この後に「月の中に天皇位を避り」とあることから、二条天皇が讓位した永万元年（一一六五）六月のこと。その讓位については、本全巻六の注解「六月廿五日、俄ニ親王ノ宣旨ヲ被下テ、ヤガテ其夜位ヲ讓リ奉セ給ヒキ」（五三三頁）参照。○此鳥ハ初音ユカシキ鳥也トテ：「人耳ヲ峙ル程也ケルニ」まで『古事談』には見られず、

〈盛〉の独自異文。郭公の初音を聞くために深山へ分け入る風流人がいるほどなのだが、この度の郭公が群がり鳴く様は余りに異様だと人々は思ったとする。郭公の初音が珍重されたことについては、『宴曲集』「げにまづ初音も珍き郭公」（『早歌全詞集』四四頁）の他、『金葉和歌集』「一一三、権僧正永縁 聞くたびにめづらしければ時鳥いつも初音の心地こそすれ」（新大系三四頁）等多く見られる。〈盛〉では、他に「初音床敷杜鵑旅ノ心ヲ慰メリ」（4—二三九頁）、「初音ユカシキ山郭公ヲバ、此里人ノミヤ馴テ聞ラント」（6—四六九頁）とある。初音を聞くために深山に分け入ることについては、『俊頼

髓腦』が題詠に際しての題の心の問題として、「いつしかと時鳥を待ち、やすき夢をだにむすはず、知らぬ山路に日を暮し、思はぬ伏屋にして夜をあかすにつけても、詠むべき節はつきせず」（日本古典文学全集『歌論集』八四頁）と記し、秀歌例として『拾遺集』に収められた源公忠の「行やらで山地暮らしつ郭公今一声の聞かまほしさに」（夏一〇六、新大系三三三頁）を挙げている。また、その声を山里

深く尋ね入る心については、「ほととぎすみやまのはてをたづねてぞさとなれせぬこゑもききける」（藤原範永『範永集』六五『国歌大観』）、「郭公こゝろも空にあくがれて夜がれがちなるみ山べのさと」（藤原顕輔『金葉集』三奏本、一一四、新大系三五九頁）など、数多く詠まれている。○人耳ヲ峙ル程也ケルニ 人々は、何かが起きるのではないかと耳を清ましながら郭公の声を聞いていたところの意。○二羽ノ郭公空ニテ食ヒ合ヒ 後白河上皇と二条天皇の対立が「二羽の郭公の喰合のイメージとなったのであろう」（新大系『古事談』脚注三。一二二頁）。同様の趣向が、大将の任官を望む成親の祈誓に対する凶兆として、〈盛〉を含めて諸本に、「高良大明神ノ御前ナル橋ノ木ニ、山鳩二羽出来テ、食合落テ死ニケリ。大菩薩ノ第一ノ仕者也。是直事ニアラズトテ」（〈盛〉1—一四五—一四六頁）と見える。ほととぎすは、初音が珍重される一方で、世と冥土を行き来する鳥と考えられ、死出の山から童形でやってくる鳥ともされ

て「うなるこ鳥」とも呼ばれ(『和歌知頭集』『古今集註』)、不吉視される場合もあった。『袖中抄』第十一「しでのたをさ」に「或書云、ほととぎすは死出の山よりわらはになりて来たるゆゑに、うなることいふといへり。」寂蓮入道は、郭公しでの山より来といふ事は、槩に経の説なり。地蔵本願経歟、地藏十輪経歟、地藏陀羅尼経歟に見えたる由申けり(『歌論歌学集成第五卷、二七頁』)とあり、中世成立の偽経『地藏十王経』に「我汝旧里化成鸚鵡。示怪語鳴別都頓宜寿」(大日本統感経)とあることが指摘されている。石山寺一切経蔵本『伝法記』(一卷、長寛元年(一一六三)写、伝観祐筆)の紙背文書の一つである「時鳥願文」なども、「王朝貴族の時鳥に関する風雅な情の表徴とされたが、実は不吉な鳥としてその声を聞いた凶事を除くために祈禱を請うた書状とみられる」と『平安時代史事典』は指摘する。このエピソードを凶兆と捉える背景には、こうしたイメージも作用したものと見られる。○野鳥入室、主人将去ト云本文アリ 当該の句は、『古事談』には見られず、(盛)の独自異文。『文選』卷十三、鳥獸上「鸚鳥賦」賈誼による。「誼為長沙王傳」。三年有「鸚鳥」、飛入「誼舎」、止於坐隅。鸚似鴟不祥鳥也。誼既以「誼居」長沙。長沙卑湿。誼自傷悼、以為寿不得長、迺為賦以自広。其辞曰、单闕之歳兮、四月孟夏、庚子日斜兮、鸚集余舎。止于坐隅兮、貌甚閑暇。異物来萃兮、私怪其故。発書占之兮、讖言其度。曰、野鳥入室兮、主人将去(『全釈漢文大系』『文選(文章編二)』一八九頁)。左遷され長沙王の守り役になっていた賈誼の家に、梟に似た不吉な鳥の「ミミズクが飛び込んできたため、賈誼は寿命は長くないと思ひ、賦を作つて気持を晴らした。その賦に、当該の

句が引かれる。他に、『玉函秘抄』卷下、『明文抄』四も該当句を用する(遠藤光正七頁)。郭公の殿上への落卜は、二条天皇の退位に続く崩御の凶兆であったとして当該の句を引いたもの。○白川院御時、… 郭公禁獄の先例ではないが、雨を獄舎に入れた先例として、以下白河院御代の法勝寺における金泥一切経供養の話に移る。この雨禁獄譚は、『古事談』卷一―七四話に同じ。「白川院、金泥一切経を法勝寺において供養せらるべきに、期に臨みて甚雨に依りて延引すること三箇度なり。供養を遂げらるる日、猶ほ降雨す。之れに因りて逆鱗有りて、雨を物に請け入れて獄舎に置かる、と云々」(新大系九三頁)。○金泥ノ一切経ヲ被書写 上川通夫によれば、藤原師通死去(一一〇九年)からこの法勝寺本一切経が完成した一一一〇年までは、白河院を中心とする院政確立政策の一環として、院の一切経書写事業が強力に推進され、段階的に完成させていった期間だった。『古事談』にも見る雨禁獄譚は、白河院の一切経完成に対する強い遂行意志を語る話であった。後年、院は自らの善根として、『本朝統文粹』卷第十三「大治三年十月二十二日白河法皇八幡宮一切経供養願文」に、この「金字ノ一切経一部」を書写したことを挙げて(一五〇、一五二頁)。○法勝寺 六勝寺の一つ。白河天皇の御願。撰関家の別邸白河殿の跡地に建てられた。『愚管抄』「白河ニ法勝寺ヲテラレテ、国王ノウヂデラニコレヲモテナサレケルヨリ、代々ミナコノ御願ヲツクラレテ、六勝寺トイフ白河ノ御堂、大伽藍ウチツヅキアリケリ」(旧大系二〇六頁)。○其日時ニ及テ甚雨有ケレバ延引ス… この供養は、当初天仁三年(一一一〇)二月二十八日に予定されていたが降雨のため順延、三月十一日、十三日の供養も延期となり、五月十一日に

行われた〔殿曆』『百練抄』等）。○第四箇度ニ通御供養有ケル日、

空搔曇リ雨降テ この日行われた供養の願文が、『江都督納言願文集』

〔金泥一切経供養願文〕大江匡房作に載る。この日の天気は、『殿

曆』五月十一日条や、『供養願文』に「梅雨晴、麦風止」「洞雲巻嶺

日昇」とあるように、晴天であったと考えられる（小峯和明三二八

頁）。○俗毛僧モシホくトシテ 着衣が雨のため濡れる様を言う。

〈長〉とかくしてかづきあげたてまつりけれども、はやなき人になり

給にけり。しろきはかまにねりぬきの二衣ひきまつひて、かみよくあ

げてしほしほとして、わづかにいきばかりすこしかよひ給れ共、目

もみあげ給はず」（4―180頁）。○雨ヲ器ニ受入テ獄舎ニ被入タ

リシヲコソ珍シキ事ニ申シニ 雨を罰して供養を遂げた話としては、

〈盛〉巻一に、得長寿院供養が雨のために延引した記事に触れて、「昔

近江国ニ有仏事ケリ。風雨ノ煩タビくニ及ケレバ、甚雨ヲ陰谷ニ流

刑シテ、堂舎ヲ供養ストイヘリ」（1―19頁）とある。なお、石井進は、

#### 【引用研究文献】

\*石井進『鎌倉武士の実像―合戦と暮しのおきて―』（平凡社一九八七・6）

\*遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（大東文化大学東洋研究七七、一九八六・1）

\*上川通夫「一切経と中世の仏教」（年報中世史研究二四、一九九・5。『日本中世仏教史料論』吉川弘文館二〇〇八・2再録。引用は後者による）

\*小峯和明『江都督納言願文集』の世界（四）―白河院と法勝寺関連願文―（中世文学研究一七、一九九一・8。『院政期文学論』笠間書院二〇〇六・1に再録。引用は後者による）

#### 1 額打論

新院御葬送ノ夜、延曆 興福両寺ノ大衆、額打論シテ狼藉ニ及ベリ。其故ハ、主上 御葬送ノ作法ハ、諸寺 諸山ノ 僧徒等悉ク 供養ジテ、

「雨水の禁獄」話や、「天下三不如意」の伝説、諸国の網八千八百余を

焼き捨てたという「殺生禁断令」など白河院に纏わる多くのエピソードは、「制法」にかかわらず専制的君主の相貌を示す話と評する（四八

頁）。○位ヲ去セ給事、今ニ不始事ナレ共… 校異24に見るように、

〈蓬・静〉は、本段の最後「哀ナリ」まで一字下げ。この後の「六月

ニ御座ラスベラセ給テ、何シカ七月ニ崩御」は、冒頭の注解に引用し

た「古事談」の話末「月の中に天皇位を避り、次の月に崩じ玉ふ、と

云々」に一致することからも、一連の記事と判断でき、〈蓬・静〉の

ように、「哀ナリ」までを一字下げの形で記すのが原態と考えられる。

○怪鳥殿上ニ入ケル故ニヤ、本文モオモヒシラレ哀ナリ 二条天皇が

六月に退位され、早くも七月に崩御したのは、一羽の郭公が空で食

合い、殿上に飛び落ちた怪異によるためなのか、とすれば、先に見た

『文選』の一節「野鳥入室、主人将去」が想起されるとする。

我寺々ノ額ヲ立、次第ヲ守テ御共ヲ仕ル。南都ニハ、一番ニハ東大寺ノ。行ヲ立テ額ヲ打、二番ニハ興福寺ノ行ヲ立テ額ヲ打、其外ニ末寺々打並ブ。<sup>13</sup> 北京ニハ、一番ニ延暦寺ノ行ヲ立テ額ヲ打。山々寺々<sup>14</sup> 次第ヲ守テ立並ルハ先例也。爰ニ<sup>15</sup> 山門ノ衆徒、今度ノ御葬送ニイカク思ケン、東大寺ノ行ノ次ニ延暦寺ノ額ヲ打タリケレバ、興福寺ノ大衆ノ中ニ、東門院ノ<sup>18</sup> 観音房、勢至房ト云惡僧アリ。<sup>19</sup> 三枚<sup>15</sup> 皮威ノ大荒目ノ鎧、草摺長ニザメカシ、三尺五寸ノ太刀前低ニハキ、興福寺ノ額ヲ大長刀ニ取具シテ高く指上テ、延暦寺ノ額ノ上ニ我寺ノ額ヲ立副テ、皆紅ノ月出タル扇披<sup>20</sup> 仕、山門ノ衆徒ニ<sup>21</sup> 向テ申ケルハ、「先規ニ任テ額ヲサゲラレテ、衆徒安堵セラレヨヤ」ト高声ニ申ケル共、山門ノ衆徒良久申旨ナシ。<sup>22</sup> 観音房、勢至房、長刀ニテ延暦寺ノ額ヲ二刀切テ、「衆徒ノ所存其心ヲエズ。我ト思ハン大衆ハ、<sup>23</sup> 落合ヤク」ト旬テ<sup>24</sup> 馳廻ケル共、<sup>25</sup> 落合者ナシ。二人ノ者共ハ、「ウレシヤ水、鳴滝水」ト歌テ、オレコダレク<sup>26</sup> 一時計<sup>27</sup> 舞タリケル。延暦寺ノ大衆先例ヲ<sup>28</sup> 背キ狼藉ヲ<sup>29</sup> 出ス程ナラバ、其<sup>30</sup> 庭ニシテ<sup>31</sup> 手向ヘスベキ<sup>32</sup> 臆病ノ至リ歟、所存ノアルカ、一言ヲモイハザリケリ。一天ノ君万乘ノ主、世ヲ<sup>32</sup> 早セサセ給アレバ、心ナキ草木マデモ猶愁ノ色有ベシ。況<sup>33</sup> 人倫僧徒ノ法ニ於テヤ。而ヲカ、ル浅猿キ事<sup>34</sup> シ出シテ、式作法<sup>35</sup> 散々ト有ケレバ、高モ卑モヲメキ<sup>36</sup> 呼、東西ニ迷ケルコソ不便ナレ。

【校異】 1 〈近〉右に「額打論付山僧燒清水寺并会稽山ノ事」と傍記。 2 〈近〉「こうぶく」。 3 〈近〉「御そうれいの」の「そ」を見せ消ちとして、「さ」と傍記。 4 〈近〉「しやさんの」。 5 〈近〉「そうとう」。 6 〈蓬〉「供奉して」、〈静〉「供奉して」。 7 〈近〉「てうくの」の「う」の右に「ら」を傍記。 8 〈蓬〉「ハ」なし。 9 〈近〉「かうを」、〈蓬〉「行を」。 10 〈近〉「うつ」、〈蓬〉「うち」。 11 〈近〉「うつ」、〈蓬・静〉「うち」。 12 〈蓬・静〉「末寺く」。 13 〈近〉「北京には」、〈蓬〉「北京には」、〈静〉「北京には」。 14 〈近〉「したひお」の「お」を見せ消ちとして、「を」と傍記。 15 〈静〉「山門衆徒」。 16 〈蓬・静〉「ニ」なし。 17 〈近〉「ついでに」の「いて」を見せ消ちとして、「き」と傍記。 18 〈蓬〉「観音坊」。 19 「大荒目ノ鎧」まで、〈蓬〉「むかひて」。 22 〈蓬〉「観音坊」、〈静〉「観音坊」。 23 〈近〉「おりあへやおりあへやと」。 24 〈近〉「はせまはりけれ共」、〈蓬・静〉「馳廻けれとも」。 25 〈近〉「折あふ」。 26 〈蓬・静〉「一時はかりそ」。 27 〈近〉「まふたりけり」、〈蓬〉「舞たりける」。 28 〈蓬〉「背て」。 29 〈近〉「いたす」。 30 〈近〉「にはにて」。 31 〈近〉「手むかひすへきに」。 32 〈近〉「はやう」、〈蓬〉「早く」、〈静〉「早」。 33 〈蓬・静〉「仁倫」。 34 〈近〉「又そうとの」。 35 〈近〉「したして」。 36 〈近〉「さんく」に」。 37 〈蓬〉「ありけれと」。 38 〈近〉「さけひ」、〈蓬・静〉「叫」。 39 〈近〉「まよひけるこそ」。

【注解】 ○新院御葬送ノ夜、延暦興福両寺ノ大衆、額打論シテ狼藉ニ及ベリ。二条院葬送の行われた永元元年（一一六五）八月七日の夜。 大衆切失了。而奈良僧等引率逃了。而山大衆乗勝之刻、奈良大衆赴立作時。山大衆退間、打破山額了。大衆等又被二刃傷了。其会稽云々。大衆為護祇園宿会、終夜叫喚。実天下如滅亡了。然その事件の経緯を伝える記録を引用する。

・午二点清水寺為「山大衆」焼了。是一昨日御葬送之間、奈良額、山間殿下御所北方小屋四五字有放火。而依有示事、偏世存騒動

之由「此奔走歟。」（『顕広王記』八月九日条）

・九日。延暦寺僧下落、焼「払清水寺」。是一条院御葬礼夜、諸寺念仏群参之時、興福寺僧打「破延暦寺額板」之故云々（『百練抄』八月九日条）

・八月七日癸未。奉葬香隆寺良野御葬礼夜、延暦寺、興福寺依額論事。同九日、山門衆徒下落、焼「払清水寺」畢。仍南都衆徒企「上洛与叡山」合戦。然而公家被「止」之（『帝王編年記』）

・七月二十八日二条院崩御。葬夜山門衆徒与興福寺衆徒「額立論鬪」諍有之。八月九日清水寺焼失。（『一代要記』）

・八月九日、山大衆下落、焼「払清水寺」。是去七日、二条院御葬送之時、於香隆寺、興福寺与延暦寺「額相論」之間、為興福寺衆徒「被打」破延暦寺額故云。仍南北衆徒欲「企」上洛。公家被「制止」之（『天台座主記』統群書四下一六〇六頁）

『顕広王記』によれば、延暦寺大衆による清水寺焼打は、七日の二条院葬送の折に、興福寺大衆から受けた遺恨への仕返しであった。焼打をした延暦寺大衆は、その後、興福寺からの祇園社への報復を警戒し、一晚中氣勢を上げていたとする。しかし、今回の延暦寺と興福寺との対立は、額打論という突発的な事件によって生じたわけではなかった。当初は、戒壇問題や座主問題、さらに四天王寺別当問題を火種として、延暦寺と園城寺は長く対立していた。それが、応保二年（一一六二）閏一月の覚忠座主任免事件を契機に、興福寺をも巻き込んだ延暦寺対興福寺・園城寺の対立が熾り続けることになった。それが今回「額打論」「清水寺炎上」となって爆発したと考えられる（青木三郎三八〜四一頁、美濃部重克一一七頁）。なお、『平家物語』諸本

の内、〈四〉は「額立論」、〈鬪・盛・南・屋・覚・中〉は「額打論」とし、〈長・延〉は両様に記す。額を打つとは、『徒然草』の用例に見るように、額を掛ける意で、用例は多い。『徒然草』「門に額掛くるを打つといふは、よからぬにや。勘解由少路の二品禪門は、「額掛くる」との給き」（新大系三三七頁）、『扶桑略記』「応天門額打後見之」（大同年十月二十二日条、国史大系五九四頁）、『古今著聞集』「草の字の額をはれの門にうたれたりけり」（大系本三三三頁）、「此額をうちてより魔の妨なし」（同前三三六頁）、『長恨歌琵琶行カナ抄』「春ノ比此扉ヲ道士カ叩ク故ニ、コノ門ノ額ヲ如レ此ウツト云ソ」（磯馴帖村雨篇五八頁）。○悉ク供養ジテ 校異6に見るように、「供養ジテ」は、〈蓬・静〉「供奉して」。〈四・鬪・長〉「供養奉」（鬪）一七〇、〈延・南・屋・覚・中〉「供奉シテ」（延）卷一一四七ウ。「供奉シテ」が良いが、〈盛〉の場合は、「御共ヲ仕ル」とあることからすれば、底本のように「供養ジテ」が良いだろう。とすれば、〈蓬・静〉の「供奉して」は、後出本文とも考えられるが、他方、先行テキキストに準じた〈蓬・静〉のような本文であったのを、文脈の重複に鑑みて修正した可能性も考えられ、判断は難しい。○南都二八、一番二八東大寺ノ行ヲ立テ額ヲ打 諸本では、南都には、東大寺が一番、興福寺が二番とする理由を記すが、〈盛〉はその説明を欠く。欠く理由は不明。〈延〉「東大寺ハ聖武天皇ノ御願、諍フベキ寺ナケレバ一番ナリ。二番、大織冠淡海公氏寺、興福寺ノ額ヲ打テ」（卷一一四七ウ）。「行ヲ立テ額ヲ打」については、諸本でも「行」の表記は様々で、何を指すのかわ不明。「行」とするのは、〈長・盛〉、〈四〉「榔」、〈鬪〉「榔」、〈延〉「神」。〈新定盛〉は、「柱を組んで門の形を作り、そこに

寺名を記した額を掲げるのである(1—1三八頁)と注を加える。なお、江戸前期の制作とされる『平家物語絵巻』(林原美術館所蔵)の「額打論の事」に描かれた絵(小松茂美、巻一—一二—一三三頁)では、竹で組まれたそれぞれの柵の後に各寺の僧達が座り、その柵の端に角材が立てられ、その上に額が掛けられている。また、延宝五年本の『新版絵入平家物語』の「額うちろんの事」に描かれた絵でも、柵の端に角材が立てられ、その上に額が掛けられている(信太周五四—五五頁)。いずれの絵師も、柵の端に立てられた角材を「行」と解するのであろう。ただし、いずれでも「額」は「高札」の形状で描かれており、どの程度具体的に「行」「額」を捉えていたかは不明である。なお、〈延〉「御墓へ送奉ル時ノ作法」(巻一—四七ウ)、〈南・屋・覚〉「御墓所へわたし奉る時の作法」(〈覚〉上—三四頁)、〈中〉「御むしよのまはり」(上—三五頁)など、〈四・闕・長・盛〉を除く諸本は、諸寺の額打を墓所の周りとするが、二条天皇の場合、茶毘に付された遺骨は香隆寺に安置され、五年後に三昧堂に納められているので、正しくは火葬場の周りと見るべきだろう(全釈六一卷二—2、一〇九—一〇頁参照)。勝田至(一〇五—一三三頁)によって当時の火葬場の様子を確認しておく。火葬場は常設ではなく、二重の荒垣に囲まれた「山作所」と呼ばれる空間が仮設された。各垣の南面には高さ一丈三尺幅一丈二尺の帛が掛けられた鳥居が設けられる。外門の内側の西脇に四間の平屋が葬場殿(白河院の場合これを「清庭御所」と呼ぶ。「件清庭御所在外荒垣内鳥居西腋三間板葺竹庇屋也」『長秋記』大治四年七月十五日条。史料大成『長秋記』1—二九七頁)が設けられ、棺が安置された。内垣の中央には貴所屋(火屋)が造ら

れ、その中央に炉が設けられていた。また、垣の外側に掛けられた寺額が破損したという記事(「垣外所寺額未修夜破運退去」二九八頁)が、『長秋記』には見えている。額に寺院名が書かれていたようではあるが、額が門の所にあつたかどうかは不明である。なお、荒垣に囲まれた四門形式の火葬場の様子が『日蓮聖人註画贊』(本圀寺蔵。続々日本絵巻大成、七二—七三頁)に描かれており、鳥居型の各門の上には「発心門」「修行門」「菩提門」「涅槃門」の額が掲げられている。五来重は、四門形式の成立を二条天皇の葬送の頃とし(五八四頁)、発心門は格が低く涅槃門は格が高いなど門によって格式があつたところから、この四門に打つ寺額の順をめぐっての争いであつたと解釈している(五八一頁、五九〇頁)。しかし、四門形式が記録に登場するのは十五世紀以降であり、二条天皇の時期に四門が成立していたかは定かではない。また『長秋記』によれば、外垣の南に設けられた鳥居の東西に、公卿侍臣の座と僧座が設けられていたようである(「右兵衛督相語云、外垣南面鳥居東、所司儲公卿侍臣等座、西儲僧座、共経(軽カ)輻也」大治四年七月十五日条。二九七頁)、これは『類從雜例』に記された後一条天皇の時とほぼ同様であつた。したがって、額打論は参列した公卿等の眼前で行われたことになる。また、白河院のときには、多くの野次馬が参集し、骨拾いのときになって従者が荒垣の中に乱入して見物をしたことが、「凡拾御骨之間、人々従者乱入荒垣中、多奉見也」(『中右記』大治四年七月十五日条)、「又茶毘之間或登山上、或入貴所、上下奉望瞻武士徒以相従、又乞者乱入」(『永昌記』大治四年七月二十四日条)などの記録からわかる(勝田一二五頁)。二条天皇の場合も同様に野次馬がいたとするならば、額打論は

こうした人々の目をも意識したパフォーマンスであったと考えるべきだろう。○北京ニハ、一番二延曆寺ノ行ヲ立テ額ヲ打（長・盛・南）

では、南都の額と北京の額がどのような位置関係にあったのかが分かりにくい。〈四・闘・延・屋・覚・中〉では、延曆寺の額は、興福寺の額の真向かいに立てられたと解するのであろう。〈延〉「興福寺ニ向テ北京ニハ延曆寺ノ額ヲ打ツ」（巻一—四七ウ）。○東大寺ノ行ノ次ニ延曆寺ノ額ヲ打タリケレバ 前項に見るように、延曆寺の額は、興福寺の額の真向かいに立てられるべきところ、東大寺と興福寺の間の真向かいの位置に立てられたために、興福寺の大衆は激怒したと解すべきであろうか。あるいは、南都諸寺院の額が並ぶ列の中に、東大寺の次、興福寺の前に延曆寺の額を打ったと解すべきか判然としない。いずれにせよ、今回の事件の発端は、延曆寺側の非にあったことは『平家物語』の記すとおりである。ただし、『顕広王記』に、「是一昨日御葬送之間、奈良額、山大衆切失了」とあることからすると、まず延曆寺の大衆が最初に興福寺の額を切り落とし、その報復として興福寺側が延曆寺の額を切ったことになり、事情は『平家物語』とは若干異なっていた可能性がある。あるいは延曆寺が、東大寺の次に掲げられた興福寺の額を切り落とし、そこに自らの額を掲げたというような事情があったか。『天台座主記』が記す「額相論」がどのようなものであったのかも不明である。延曆寺が興福寺の額を切り落とすにいたる主張の対立があったことを言うのか、あるいは延曆寺の行為によって生じた相論を言うのか。なお、美濃部重克は、延曆寺が先例を無視して興福寺より上位の寺として額を打った理由として、長寛元年五月の興福寺奏状で、延曆寺を興福寺の末寺にせよと奏状したことへの意趣返し

であった可能性を指摘する（二一七頁）。○東門院ノ観音房、勢至

房ト云悪僧アリ（四・闘）「東門院の衆徒西金堂の衆観音房勢至房両三人」（四）巻一—三三右、〈延〉「東門院衆徒西金堂衆土佐房昌春ト申ケル堂衆」（巻一—四八オ）、〈長〉「清水寺法師に、くはんおん房、せいし房、こんがう坊、りき土坊とて四人あり。…かのくはんおんばうと申は、昌春とぞ名のりける」（一—四九頁）、〈南・屋・覚・中〉「興福寺の西金堂衆、観音房・勢至房とて聞えたる大悪僧二人ありけり」（覚）上—三四頁。いずれの場合も文脈的に混乱が見られ、何らかの誤脱や増補があるとみられる。たとえば、観音房と勢至房の名を記す〈四・闘・南・屋・覚・中〉の場合、西金堂の衆とするが、観音・勢至は阿弥陀如来の脇侍であり、悪僧の名が西金堂の本尊釈迦如来に因むものならば、文殊・普賢がふさわしい。なお、東門院の本尊は不明。東門院は興福寺寺外の子院。『大乘院寺社雜事記』文明元年八月十三日条の「寺中諸院・諸坊事」によれば、寺域外の丑寅の地に位置した。東門院は、富貴原章信によれば、鎌倉初期の公縁から始まるかとするが（二一〇頁）、それより早く、修円少僧都（興福寺第四代別当）が九世紀前半に建てた院坊で、後、一乗院配下に属した（四評釈）二—一五頁。『大乘院寺社雜事記』文明四年六月十三日条・文明十年一月十九日条参照。その後、足利初期に、円尋・孝俊・孝祐等が復興させたがしばらく中絶し（富貴原章信二八四—二八五頁）、足利末期の孝縁の時に再興し（同前三七八頁）、『興福寺院家伝』（『大日本仏教全書』二—二四。興福寺叢書第二一八五頁）によれば、孝縁の弟子孝憲の時に断絶している。しかし、明治五年八月の年記を持つ『衆徒職務濫觴等拔書』（奈良県立奈良図書館蔵）に、東門院の名が見られることから、

後に再建されたいい(〈四評釈〉五七〇頁)。なお、〈四・闘〉が、観音房と勢至房を含めて「三人」ではなく、「両三人」とするのは、「東門院の衆徒」と「西金堂の衆」との関係が不明瞭となった形を受けることと関わるか。〈延〉の場合も、両者の関係が分かりづらい。「東門院の衆徒」を欠く〈南・屋・覚・中〉の形は、そうした曖昧な形を整理した後出形態であろう。○三枚皮威ノ大荒目ノ鎧(〈蓬・静〉「三枚甲に左右の小手さし黒皮威の鎧」(〈蓬〉)。〈蓬・静〉の本文は、〈四・闘・延〉に同じ。〈延〉「三枚甲ニ左右ノ小手差テ、黒革威ノ大荒目ノ鎧、草摺長ナル一色ザヅメカシテ」(巻一四八オ)。底本の本文は、〈延〉の棒線部を脱落させているのであろう。一方、〈蓬・静〉の場合も、〈延・長〉に見る波線部の「大荒目ノ」を脱落させている。悪僧の同じような装束描写としては、〈延〉「昌命ハ大刀打付タル黒革綴ノ腹巻ニ、左右ノ小手指シテ、三枚甲キテ、三尺五寸アル大刀ヲゾハキタリケル」(巻十二四四ムウ)等がある。なお、甲の札は、中世を遡るほど大型で、下るほど小型になり、孔の数が二行一三孔札の並札で特に幅広のものを大荒目といった(近藤好和①一四四頁)。大荒目の鎧の着用者は、当該記事以外で、〈延〉では、競・祐慶・信連・渋谷重国・弁慶、〈盛〉では総て悪僧で、祐慶・円満院大輔・筒井明春。○草摺長ニザヅメカシ 草摺長とは、『太平記』「草摺長ニ著下テ」(二一三七〇頁。着用者畑六郎左衛門)、〈覚〉「草摺ながに着なして」(上一七二頁。着用者祐慶)の例に見るように、草摺を長めに見せるように着たのであろう。『太平記』巻十二には、「其行列・行装尽ニ天下ノ壯観ヲ」(一三三九四頁)とされる護良親王の入洛の様子(サウツク)が、「宮ハ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ、火威ノ鎧ノ裾金物ニ、牡丹ノ陰ニ獅(シラビ)が、

子ノ戯テ、前後左右ニ追合タルヲ、草摺長ニ被召」と記される。人目に付くように着たのであろう。〈盛〉での他の着用者としては、円満院大輔・明春。「ざざめかし」は、ざざと音を立てる様。草摺の音をさせたのである。〈盛〉「円満院太輔ハ、裾ノ直垂ニ黒皮威ノ大荒目ノ鎧ノ、一枚マゼナル草摺長ニザヅメカシ」(二一四〇四頁)。○三尺五寸ノ太刀前低ニハキ 三尺五寸の太刀は、大太刀に属する。「三尺五寸ノ太刀ハキテ」(〈延〉巻五一一一オ)。〈盛〉では、他に闘屋八郎、畠山重忠、巴、弁慶が三尺五寸の太刀を佩く。ここは、太刀を前下がりに佩く様。〈覚〉「こゝに乘円房の阿闍梨慶秀といふ老僧あり。衣のしたに腹巻を着、大なるうちがたなまへだれにさし」(上一二三四頁)。〈南〉「爰ニ坂ノ四郎永覚ト云大悪僧アリ。三尺五寸ノ黒ヌリノ太刀サゲハキ」(上一二五六〜二五七頁)は、太刀を腰に下げて佩く様を言うが、「まえだれに佩く」とは、太刀をカモメ尻に佩く様と同義か。〈延〉「筒井ノ淨妙明俊、裾ノ鎧直垂ニ火威ノ鎧着テ、三尺五寸ノマロマキノ太刀ヲカモメ尻ニハキナシテ」(巻四一五二ウ)。とすれば、ここも、諸辞書の注に見るように、伊達な佩き方ということになる。○大長刀ニ取具シテ 近藤好和②によれば、長刀の刃長は前後期ともに一尺数寸が普通で、一尺を越えると大きくなるという(三二二頁)。刃長が記された大長刀としては、〈延〉「三尺計」(巻十二一五ウ。弁慶)、〈盛〉「三尺」(一三三〇〇頁。祐慶)、〈長〉「三尺五寸」(一三二四頁。祐慶)、二一四一頁。大矢の修定但馬房、「二尺九寸」(三三三七頁。坂四郎坊永覚)、「三尺に過たる」(三一二六九頁。教経)がある。悪僧の使用例が目につくが、他に教経、悪七兵衛景清(〈屋〉巻十一七七二頁)、加藤次景高(半井本『保

元物語』一四二頁）等の例がある。が、いずれも馬上使用ではなく、歩兵としての使用例。興福寺の額を「大長刀ニ取具シテ」とするのは、〈盛〉の独自趣向。興福寺の額を、大長刀に取り添えて高く差し上げ、延暦寺の額より上に立て直したの意か。「御刀に、けづられたるものをとりぐしてたてまつらせ給に」（旧大系『大鏡』二一九頁）。○皆紅ノ月出タル扇披仕 〈盛〉の独自異文。当該記事は「皆紅ノ月」の意ではなく、「皆紅ノ扇ニ月出シタルヲ披ツカヒテ」（〈盛〉4—二五五頁。所持者、今城寺太郎光平）と同様、紅の地の扇に銀箔で描いた月の絵柄の意であろう。〈延〉でも、「那須与一」の場面で、「皆紅ノ扇ノ月出シタルヲハサミテ、船ノ舳ニ立テ、」（巻十一—一九オ）と記される。扇は果たして何のために使われたのであろうか。例えば〈延〉で、奪還した明雲を輿に乗せて登山した祐慶が、動揺する衆徒等に演説する場面で、「扇開仕テ、胸ヲシアケ、胸板キラメカシテ」（巻二—八ウ）とあるのは、傍線部にも見るように、先ず第一義的には、ほてった体を扇で扇ったのであろう。しかし、必ずしもそれだけでは護するために、橋桁を渡して敵を追い散らせと言われた平山季重が、「馬ヨリ飛テ落ルマ、ニ、橋桁ノ上ニ飛上ル。弓杖ヲツキ、扇ヲハラ／＼トツカヒテ申ケルハ」（巻九—一四オ）とする場面がある。あるいは、熊谷直実も、橋桁を渡った後、「扇ハラ／＼ト仕テ」（〈延〉巻九—一六オ）、敵兵に対して駆武者ならば早く落ちよと言って、矢を射かけている。さらに同じ宇治川合戦の場面で、生漕に乗った佐々木高綱が、先陣を果たした後、「箆ノホウ（ダ）テ打タ、キ、紅ノ扇ヒラク仕テ」（〈延〉巻九—一九オ）、名乗りを上げている。また、高綱は、

二万五千余騎の源氏が、自分の渡河に続いて宇治川を渡すのを見て、「ア、面白」トテ、扇ハラ／＼トツカヒ、ハル／＼トミクダシテ居タリケル」（〈延〉巻九—一九ウ）とも記される。これらの場合の扇は、ほてった体を扇ぐためだけのものではなからう。例えば、褒美として義経が多賀堂六に皆紅の日出だしたる扇を与える際の言葉「兵杖ノ具足ヲバ態トトラセヌゾヨ。是ニテ敵招テ打物奪取テ高名セヨ。勲功ハ取申ベシ」（〈延〉巻九—五二オ）や、以仁王の拳兵の折、橋桁を渡ろうとしない怖気づいた兵達に対し、以仁王の側の軍兵が、「我モ／＼ト扇ヲアゲテ、『ワタセヤ／＼』トマネキテ、ドット咲ヒケリ」（〈延〉巻四—五五ウ）とする場面、あるいは藤戸合戦の冒頭で、「平家ノ方ヨリ又扇ヲ上テ、『渡セヤ／＼』トテ源氏ヲ招ク」（〈延〉巻十一—六二ウ）に見るように、扇は、敵を招き寄せ、敵を煽り、さらには自らを鼓舞させる小道具でもあったのであろう。当該箇所でも同様に読むことができよう。○先規ニ任テ額ヲサゲラレテ、衆徒安堵セラレヨヤ 〈四・闘・延・長・南・屋・覚・中〉では、興福寺の僧等は、延暦寺の不法を見咎めると、即座に大長刀や太刀で延暦寺の額を打ち破っている。これに対して、〈盛〉では、延暦寺の衆徒に対して、「先例に任せて延暦寺の額を取り下げられて、参列している衆徒の皆さん、安心なさって下さいよ」と大声で呼びかけたとする。しかし、山門の衆徒の返答がなかったため、業を煮やした観音房と勢至房は、延暦寺の額を打ち破ったとする。○高声に 相手にだけでなく、神仏に訴えを伝えるためにも、俗界と聖なる存在との間を結ぶ音声としての「高声」を発する必要があったのであろう（網野善彦二四—三〇頁）。○長刀ニテ延暦寺ノ額ヲ二刀切テ 「二刀切テ」とするのは、〈盛〉の独自の

趣向。〈延〉「マ逆ニ伐リタヲシテ」（卷一―四八オ）、〈覚〉「きつて落し、散々にうちわり」（上―三四頁）等。「二刀」とは、観音房と勢至房とが、それぞれの長刀で一刀ずつ合わせて二刀切ったの意か、あるいは、とどめを刺すという感じで、「一刀では満足せず、二刀までも」の意か。○衆徒ノ所存其心ヲエズ。我ト思ハン大衆ハ、落合ヤく延曆寺の衆徒が、これまでの先例に背いて、東大寺の次に延曆寺の額を打った考えが分からない。我こそと思う大衆はかかってこの意。○ウレシヤ水、鳴滝水「ウレシヤ水…」は、『梁塵秘抄』卷第二、四句神歌四〇四番の「滝は多かれど、嬉しやとぞ思ふ 鳴る滝の水、日は照るとも絶へでとふたへ、やれことつとう」の歌謡と考えられる。しかし、〈四・闘・延・長・盛〉では、「ウレシヤ水、ナルハタキノ水」（延）卷一―四八オ）と短縮された形で囃されている。こうしたハヤシが、悪僧達によって囃されていたことは、『明月記』天福元年（一一三三）二月二十日条で確認することができる。

・十八日未刻自南谷襲無動寺合戦、自三方進寄、二方被追返、今一手自存外谷底打入。切房二字（宝積房、仙寿房）、うれしや水之曲はやして帰入南谷、両方死人多、負手者有其数

このハヤシは、もともとは延年などの寺院の法会において囃されていたため、僧侶達の間知られ、その後僧兵が戦の凱旋歌として歌うようになったかという（西川学二六二―二六三頁）。なお、〈盛〉には、これ以外にも、酒宴の場の座興歌謡として使用された例、

・七日入道焼上奉リケル夜、六波羅ノ南ニアリテ舞躍ル者アリ。「嬉ヤ水、鳴瀧ノ水」ト云拍子ヲ出シテ、一三十人ガ音シテ拍シヲトリヲメキ叫、ハト笑、ド、笑ナドシケリ（卷一十六「御所侍酒盛」

## 4―九五頁

「祝言の舞」の詞の内に取り込まれて舞われた例、

・真平佐殿ノ御前ニテ、一時乱舞ゾシタリケル。「土肥三ノ光アリ。

第一ハ八幡大菩薩我君ヲ守給フ和光ノ光ト覚タリ。第二ハ我君平家

ヲ打亡シ、一天四海ヲ照給フ光ナリ。第三ハ真平ヨリ始テ、君ニ志

アル人々ノ、御恩ニヨリテ子孫繁昌ノ光也。嬉シヤ水々鳴ハ瀧ノ水、

悦開テ照シタル土肥ノ光ノ貴サヨ。我屋ハ何度モ焼バヤケ。：更ニ

歎ニアラジカシ。君ヲ始テ万歳楽、我等モ共ニ万歳楽」トゾ舞タリ

ケル（卷二十二「土肥焼亡舞」3―三五三―三五四頁）

軍勢を鼓舞し、敵方への呪的靈力を期待してハヤシ舞われた例、

・知康ハ軍ノ行事承テ、甲ヲバ著ズ鎧計ヲ著テ、四天王ノ貌ヲ繪ニ書

テ冑ニオシ、左ノ手ニハ突、右ノ手ニ金剛鈴ヲ振テ、法住寺殿

ノ四面ノ築垣ノ上ヲ、東西南北渡行テ、時々ハウレシヤ水トハヤシ

舞ナドシケレバ（卷三十四「法住寺殿城郭合戦」5―九四―九五頁）

等があるが、「額打論」の悪僧の場合は、知康がはやして舞った時

と同じように、味方を鼓舞し相手を嘲る目的ではやしていると同時

に、敵方を呪的に威圧する目的でもはやしているであろう（西川学

二六四―二七一頁）。また、由井恭子は、「ウレシヤ水」の今様は、先

ず、足柄今様として成立し、その後、文学作品において戦いの場面や

祝い歌として歌いつがれ、後に延年の場でも歌われるようになったと

する（四二頁）。○オレコダレく〈盛〉の独自異文。体を折り

曲げ折り曲げ。『弁内侍日記』『まして宗教が舞はざらめやは、舞は

ざらめやは」とて、折れこだれ、身をなきになして舞ひたりし、不思議にをかしく、興あり」（新編日本古典文学全集『中世日記紀行集』

二三一頁）。○一時計舞タリケル「ウレシヤ水」の今様を歌いながら舞を舞ったとするのは〈盛〉のみで、他本では、歌った後、「興福寺ノ方へ入ニケリ」（〈延〉巻一―四八オ）とするのみ（由井恭子三八頁）。〈盛〉では、前々項に引いた〈盛〉の巻二十一、巻三十四の事例でも舞を舞っている。○狼藉ヲ出入程ナラバ 校異29にあるように、〈近〉は「ゑんりやくじの大しゆせむれいをそむき、らうぜきをいたす程ならば」とする。あるいは〈底・蓬・静〉は「狼藉をいたす」（致す）の誤りとも考えられる。○其庭ニシテ 諸本では、「すぐに」とある所。〈四・鬪〉「即て其座にて」（〈四〉二三左）、〈延〉「即座ニ」（巻一―四八オ）、〈長〉「即時に」（一―四九頁）、〈全南〉「当座ニ」（上―六二頁）等。〈盛〉の場合は、争いのあったその場での意。〈盛〉「実ヤ大國ニコソ、軍ノ庭ニシテ管絃シ、歌ヲ詠ツ調子ヲ糺シ、勝負ヲ知ト云事ハ有ナレ」（5―三三三頁）。○臆病ノ至リ歟、所存ノアルカ 〈四・鬪・延・長・南・屋・覚〉「心深思事有ケレバ」（〈延〉巻一―四八オ）。美濃部重克は、諸本がここで、「心ふかうねらう方もやありけん」（〈覚〉上―三五頁）とするのは、「両方の寺の抗争がその場だけの突発事件などではなく、長い遺恨の争いが背後にあることを匂わせる」（一一二頁）と解する。冒頭の注解参照。なお、「臆病ノ至リ歟」とするのは、〈盛〉のみだが、この〈盛〉には、青蓮院門跡側からの書き換えがあるとされる（松田宣史①②）。松田論は背景に青蓮院門跡と梶井門跡の確執を見るが、「額打論」当時の天台座主、五十三代座主俊円（『天台座主記』続群書四下―六〇六頁）は、妙法院門跡と関わりの深い座主であったようである（村山修一、二二―二四頁）。客観的に衆徒の行動を批評した表現とも取れ、青蓮院門跡

側の意図的な書き換えとまで読み取ることは、検討の余地がある。なお、冒頭の注解に引いた『顕広王記』によれば、興福寺側の大衆の反撃にあった延暦寺側の大衆には、反撃の余地はなく退いたかのように読める。○心ナキ草木マデモ猶愁ノ色有ベシ 『六代勝事記』を典拠とする後白河法皇崩御の折の記事にも、〈延〉「草木愁タル色アリ、況ヤ霸陵ノ松ニヲイテヲヤ。鳥雀哀ベル音アリ、況ヤ洞庭ノ鶴ニヲヒテヲヤ」（巻十一―九三ウ）とある。もとは釈迦入滅の悲しみの表現。『今昔物語集』三―三二「双樹ノ色モ変ジ、心ナキ草木、皆悲ビノ色有リ」（新大系一、二七八頁）、『宝物集』「非情草木みな悲哀の色ありし時」（新大系、一三二頁）。○式作法散々ト有ケレバ 〈四〉「式作法散々」（二四右）、〈鬪〉「式作法」（一七ウ）、〈延〉「或散々トシテ」（四八ウ）、〈長〉「あるひは散々として」（四九頁）。〈鬪〉は、「散々」の脱落と考えられる。〈延〉の「或」は、「式」の誤りか。「或散々トシテ」を、「ある者は散り散りに退いて」と解すれば、この後の「四方ニ退散ス」と重複することからも、ここは、〈四・鬪・盛〉のように、式や作法（或いは式の作法）が散々なことになったことを言うのであろうか。○高毛卑モヲメキ呼、東西ニ迷ケルコソ不便ナレ 〈四〉「高毛退散」四方ニ或、連台野。奥船岳山。堀溝走り入て喚叫声分て雲響レ地ニ宝ニ「美」震シ」（二四右）〈鬪〉「高賤退散四方」喚叫」（一七ウ）、〈延〉「高毛賤モ誰ヲ待トシモ無レバ、四方ニ退散ス。或ハ連台野船岡山ノ溝ニゾ多走入ケル。ヲメキ叫ブ声雲ヲヒツカシ地ヲ動ス。誠ニオビタ、シクゾ聞エケル」（巻一―四八ウ）、〈長〉「たかきもいやしきも、たれをかたきともなければ、四方へたいさす。れんだいの、おく、ふなをか山のほりにぞおち入ける。

さげぶこゑ、雲をひゞかし、地をうごかす」(1—四九頁)、〈南・屋・  
 覚・中〉「高も賤も、肝魂をうしなつて、四方へ退散す」(〈覚〉上—  
 三五頁)。〈延〉の「誰ヲ待トシモ無レバ」の傍線部を、翻刻本文では  
 「誰を待つということもないので、人々は我先にと」の意となろう。

【引用研究文献】

- \* 青木三郎「平家物語の構想をめぐって」(国語と国文学、一九七三・6)
  - \* 網野善彦「高声と微音」(ことばの文化史 中世1)平凡社一九八八・11)
  - \* 勝田至『死者たちの中世』(吉川弘文館二〇〇三・7)。
  - \* 小松茂美『平家物語絵巻 巻第一』(中央公論社一九九〇・5)
  - \* 五来重『葬と供養』(東方出版一九九二・5)。
  - \* 近藤好和①「大鎧の成立—有職故実の見地から—」(『兵の時代—古代末期の東国社会—』横浜歴史博物館一九九八・10)
  - \* 近藤好和②「長刀源流試考」(古代文化四七卷三号、一九九五・3)
  - \* 信太周『新版絵入平家物語(延宝五年本) 巻二』(和泉書院一九八二・10)
  - \* 西川学「はやす」ということ—『源平盛衰記』に見える「ウレシヤ水」の歌謡を中心に—(『歌謡の時空』和泉書院二〇〇四・5)
  - \* 富貴原章信『日本中世 唯識仏教史』(大東出版社一九七五・2)
  - \* 松田宣史『源平盛衰記』の成立圏(中世文学三三、一九八八・6。『比叡山仏教説話研究—序説—』三弥井書店二〇〇三・11再録)
  - \* 松田宣史『源平盛衰記』と青蓮院門跡—『源平盛衰記』の成立圏・統論(『室町藝文論攷』三弥井書店一九九一・12。『比叡山仏教説話研究—序説—』三弥井書店二〇〇三・11再録)
  - \* 美濃部重克「開かれた文字」〈換喩の文学〉としての『平家物語』—「額打論」を中心に—(国文論叢三四、二〇〇四・3)
  - \* 村山修一「皇族寺院変革史—天台宗妙法院門跡の歴史—」(塙書房二〇〇〇・10)
  - \* 由井恭子「今様「鳴る滝の水」小考」(国文学踏査一八、二〇〇六・3)
- 山僧焼清水寺
- 1 おなじき 同 八月九日、山門ノ大衆下洛スト云披露アリ。 巷説<sup>3</sup> 一ニ非ズ。 或ハ清水寺へ押寄テ<sup>4</sup> 可<sup>5</sup> 焼弘<sup>6</sup> トモ云、或ハ上皇大衆ニ仰テ、事ヲ南都ノ会憤ニヨセテ、平相国清盛ヲ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>誅由聞エケリ。兵庫頭頼政、大夫尉<sup>7</sup> 信兼、左衛門尉 源 重貞、<sup>8</sup> 同尉為経、<sup>9</sup> 康綱等ヲ<sup>10</sup> 切堤へ差

遣テ被<sup>か</sup>守護<sup>しゆご</sup>。内蔵頭<sup>くわのらみ</sup>教盛朝臣<sup>12</sup>、立烏帽子<sup>たてえぼし</sup>ニ<sup>13</sup>、青丸<sup>アヲ丸</sup>ヲ著<sup>ちやく</sup>ス。若狭守<sup>わかさのかみ</sup>経盛朝臣<sup>16</sup>、折烏帽子<sup>せりえぼし</sup>ニ<sup>17</sup>、青ヲ著<sup>ちやく</sup>ス。テ<sup>20</sup>皇居<sup>こうきよ</sup>ノ四面<sup>よめん</sup>ヲ守護<sup>しゆご</sup>ス。陣ノ口<sup>21</sup>ニハ、雑役<sup>ざつやく</sup>ノ車<sup>22</sup>ヲ以<sup>もつて</sup>逆木<sup>さかぎ</sup>ニ<sup>23</sup>引<sup>ひ</sup>、隨兵<sup>ずいへい</sup>東西<sup>とうせい</sup>ニ<sup>24</sup>馳<sup>ち</sup>迷<sup>ま</sup>テ、偏<sup>ひとへ</sup>ニ迷惑<sup>まご</sup>ノ体也<sup>てい</sup>。檢非違使<sup>けんびゐし</sup>季光<sup>25</sup>ヲ切堤<sup>きりつち</sup>へ遣<sup>つか</sup>テ、形勢<sup>けいせい</sup>ヲ見<sup>み</sup>セラル。帰參<sup>きさん</sup>シテ申<sup>まを</sup>ケルハ、衆徒<sup>しゆと</sup>數百人<sup>26</sup>、山路<sup>やまぢ</sup>ヨリ菩提樹院<sup>ぼだいじゆゐん</sup>ヲ透<sup>とほり</sup>テ靈山<sup>れいざん</sup>ニ群集<sup>ぐんしゆ</sup>ス。山路<sup>やまぢ</sup>ニ於<sup>お</sup>テハ相防<sup>あひかぎ</sup>ニ無<sup>な</sup>キ力<sup>ちから</sup>由<sup>よし</sup>ヲ申<sup>まを</sup>入<sup>いれ</sup>ケル。清盛ノ事ト聞<sup>き</sup>エケレバ、<sup>28</sup>右兵衛督<sup>みぎへいゑとく</sup>重盛<sup>しげもり</sup>、<sup>29</sup>修理大夫<sup>しゆりだふ</sup>頼盛朝臣<sup>30</sup>、<sup>31</sup>左馬頭<sup>さまがしら</sup>宗盛朝臣<sup>32</sup>已<sup>い</sup>下<sup>げ</sup>、一族<sup>いっしゆ</sup>ノ人々<sup>ひと</sup>、六波羅<sup>むつな</sup>ニ馳<sup>ち</sup>集<sup>じふ</sup>ル。衆徒<sup>しゆと</sup>ヲ防<sup>かぎ</sup>ク心<sup>こころ</sup>ナクシテ、堅<sup>かた</sup>ク城<sup>じやう</sup>内<sup>うち</sup>ヲ守<sup>まも</sup>ル。去程<sup>きよぢやう</sup>ニ「大衆<sup>たいしゆ</sup>ノ下向<sup>げかう</sup>ハ、平家ノ事ニハ非<sup>あら</sup>ズ。去<sup>さ</sup>七日<sup>なな</sup>ノ額立<sup>がくたて</sup>論<sup>ろん</sup>ニ<sup>34</sup>、會稽<sup>けいけい</sup>ノ恥<sup>ち</sup>ヲ雪<sup>ゆき</sup>ンガ為<sup>ため</sup>ニ、<sup>35</sup>興福寺<sup>きふくじ</sup>ノ末<sup>すえ</sup>寺<sup>じ</sup>ナレバ、清水寺<sup>しみずじ</sup>ヲ焼<sup>や</sup>払<sup>は</sup>ハントテ下<sup>くだ</sup>ル」ト云<sup>い</sup>ケレバ、清水法師<sup>しみずほふし</sup>老少<sup>らうせう</sup>ヲイハズ騒<sup>さわ</sup>アヘリ。<sup>36</sup>俄事<sup>ゑじ</sup>ニテハアリ、物具<sup>ものぐ</sup>ノ有<sup>あ</sup>ルモ無<sup>な</sup>キイハズ、<sup>37</sup>二手<sup>ふたて</sup>ニ<sup>38</sup>分<sup>ぶん</sup>テ相待<sup>あひまち</sup>ケリ。一手<sup>ひと</sup>ハ清水<sup>しみず</sup>清閑<sup>せいきん</sup>ヲ寺境<sup>じやうけい</sup>ト掘<sup>ほ</sup>切<sup>き</sup>テ逆木<sup>さかぎ</sup>引<sup>ひ</sup>テ、<sup>39</sup>滝ノ尾<sup>たきのび</sup>ノ不動堂<sup>ふどうだう</sup>ヨリ木戸口<sup>きとぐち</sup>マデ、<sup>40</sup>五百余騎<sup>いほひやくご</sup>ニテ固<sup>かた</sup>メタリ。一手<sup>ひと</sup>ハ<sup>41</sup>山井ノ谷<sup>やまゐの</sup>ノ懸橋<sup>かけはし</sup>引<sup>ひ</sup>落<sup>お</sup>シテ、<sup>42</sup>西ノ大門<sup>さいだもん</sup>ニ垣<sup>かき</sup>柵<sup>さく</sup>カキ、<sup>43</sup>食堂<sup>じやうだう</sup>、<sup>44</sup>廻廊<sup>くわいりやう</sup>、<sup>45</sup>木戸口<sup>きとぐち</sup>マデ、<sup>46</sup>一千余騎<sup>いちせんご</sup>ニハ過<sup>す</sup>ザリケリ。<sup>47</sup>京軍部<sup>きやうぐんぶ</sup>ガ申<sup>まを</sup>ケルハ、「<sup>48</sup>蟪蛄<sup>かいこ</sup>ノ拳<sup>こぶし</sup>ヲ招<sup>まね</sup>キ、<sup>49</sup>毒蛇<sup>どくじや</sup>、<sup>50</sup>蜘蛛<sup>くま</sup>張<sup>ちやう</sup>網<sup>あみ</sup>、<sup>51</sup>雙<sup>すわう</sup>飛鳥<sup>ひとどり</sup>」ト云<sup>い</sup>ハ、<sup>52</sup>此<sup>この</sup>事<sup>こと</sup>ニヤ。山門<sup>やまもん</sup>ノ大勢<sup>たいせい</sup>ニ敵<sup>てき</sup>對<sup>たい</sup>シテ危<sup>あや</sup>シ々<sup>し</sup>トツ咲<sup>わ</sup>ケル。山門<sup>やまもん</sup>ノ大衆<sup>たいしゆ</sup>、<sup>53</sup>追手<sup>おひて</sup>擲<sup>な</sup>手<sup>て</sup>ニ<sup>54</sup>ツクル。擲<sup>な</sup>手<sup>て</sup>ハ大関<sup>おほせき</sup>、<sup>55</sup>小関<sup>こせき</sup>、<sup>56</sup>四宮川<sup>しのみやがは</sup>原<sup>はら</sup>モ打<sup>う</sup>過<sup>す</sup>テ、<sup>57</sup>九集滅道<sup>くじふめつだう</sup>ヤ清閑<sup>せいきん</sup>寺<sup>じ</sup>、<sup>58</sup>歌ノ中山<sup>かのみやま</sup>マデ<sup>59</sup>、<sup>60</sup>テ責<sup>せ</sup>寄<sup>よ</sup>タリ。追手<sup>おひて</sup>ハ西坂<sup>さいさか</sup>本<sup>もと</sup>、<sup>61</sup>下松<sup>げまつ</sup>、<sup>62</sup>新道<sup>しんみち</sup>越<sup>こ</sup>テ打<sup>う</sup>過<sup>す</sup>テ、<sup>63</sup>清水坂<sup>しみずさか</sup>、<sup>64</sup>晴尾<sup>はるび</sup>ノ觀音寺<sup>くわんおんじ</sup>マデ<sup>65</sup>、<sup>66</sup>責<sup>せ</sup>付<sup>つけ</sup>タリ。清水法師<sup>しみずほふし</sup>モ思<sup>おも</sup>切<sup>きり</sup>、<sup>67</sup>楯<sup>たて</sup>ノ面<sup>おもて</sup>ニ進<sup>すす</sup>出<sup>で</sup>テ、<sup>68</sup>散々<sup>さんざん</sup>ニ戰<sup>たたか</sup>ケレドモ、<sup>69</sup>大勢<sup>たいせい</sup>雲霞<sup>うんか</sup>ノ如<sup>ごと</sup>クナリケル上<sup>うへ</sup>ニ、<sup>70</sup>時刻<sup>じこく</sup>ヲ経<sup>へ</sup>ズ、<sup>71</sup>ヤガテ坊舍<sup>ぼくしや</sup>ニ火<sup>か</sup>ヲ懸<sup>かけ</sup>タリ。折節<sup>せつせつ</sup>西ノ風<sup>かぜ</sup>烈<sup>れつ</sup>ク吹<sup>ふ</sup>テ、<sup>72</sup>黒煙<sup>くろえん</sup>東<sup>あづま</sup>ニ覆<sup>おほ</sup>ヒケレバ、<sup>73</sup>寺僧<sup>じそう</sup>今<sup>いま</sup>ハ防戰<sup>ぼうせん</sup>フニ無<sup>な</sup>キ力<sup>ちから</sup>、<sup>74</sup>本尊<sup>ほんぞん</sup>ヲ負<sup>お</sup>坊舍<sup>ぼくしや</sup>ヲ捨<sup>すて</sup>テ、<sup>75</sup>延年寺<sup>えんねんじ</sup>、<sup>76</sup>赤築地<sup>あかぢき</sup>ニ<sup>77</sup>閑道<sup>かんだう</sup>ヘソ落<sup>お</sup>行<sup>ゆ</sup>ケル。サテコソ山門<sup>やまもん</sup>ハ<sup>78</sup>會稽<sup>けいけい</sup>ノ恥<sup>ち</sup>ヲバ雪<sup>ゆき</sup>ヌト思<sup>おも</sup>ケレ。【**校異**】1〈近〉「同じき」。2〈近〉「まぢくちまたのせつ」。3〈近〉「ひとつに」。4〈近〉「やきはらふへしともいひ」。5〈近〉「焼はらふへきともいふ」。6〈近〉「焼はらふへきともいふ」。5〈近〉「くはいほんに」。6〈近〉「會憤に」。7〈近〉「會憤に」。8〈近〉「へいしやうこく」の「へい」の右に「平ノ」と傍記、9〈近〉「平将清盛を」、10〈近〉「平将清盛を」。7〈近〉「のふかね」、8〈近〉「信兼」、9〈近〉「信兼」。8〈近〉「同せう」、9〈近〉「同尉」、10〈近〉「同尉」。9〈近〉「やすつな等を」、11〈近〉「康綱等を」。10〈近〉「きりつゝみへ」、11〈近〉「切つゝみへ」。11〈近〉「のりもりあそんは」、12〈近〉「教盛朝臣は」、13〈近〉「教盛朝臣は」。12〈近〉「たてゑぼしに」、13〈近〉「立烏帽子に」。13〈近〉「鎧を」。14〈近〉「ちやす」として、「す」の上に「く」を補入する。15〈近〉「つねもりあそんは」、16〈近〉「経盛朝臣は」。16〈近〉「おりゑほしに」、17〈近〉「打ゑほしに」、18〈近〉「打ゑほしに」。17〈近〉「以下」、18〈近〉「以下」。18〈近〉「カウケを」。19〈近〉「着す」。20〈近〉「皇居の」。21〈近〉「ハ」なし。22〈近〉「蓬・静」ノ「ナ」ゑほしに」。23〈近〉「ひき」、24〈近〉「蓬・静」ノ「ひく」。24〈近〉「はせまよひて」、25〈近〉「はせまどひて」、26〈近〉「きりつゝみへ」、27〈近〉「きれつゝみへ」。26〈近〉「ぎやうせいを」、27〈近〉「蓬・静」ノ「形勢を」。27〈近〉「さんろに」。28〈近〉「ひやうゑのかみ」、29〈近〉「右兵衛督」。29〈近〉「よりもりあそん」、30〈近〉「頼盛朝臣」。30〈近〉「むねもりあそん」、31〈近〉「宗盛朝臣」。31〈近〉「宗盛朝臣」。31〈近〉「以下」。32〈近〉「しゆとくを」として「く」を見せ消ちにする。33〈近〉「蓬・静」ノ「なし」。34〈近〉「公菰の」。35〈近〉「にわかことにては」。35〈近〉「俄事にては」。36〈近〉「わかちて」、37〈近〉「分て」、38〈近〉「静」ノ「わけて」。37〈近〉「蓬・静」ノ「清閑寺」。38〈近〉「滝尾の」。39〈近〉「山の井の」。40〈近〉「西大門に」、

〈静〉「西大門に」。41 〈近〉「京わらんべか」、〈蓬〉「京童部か」、〈静〉「京童部か」。42 〈近〉「手をあげ」、〈蓬〉「挙げ手」、〈静〉「挙げ手」。43 〈近〉「あみをはりて」、〈蓬〉「張網」、〈静〉「張網」。44 〈蓬〉「襲飛鳥」。45 〈近〉「あやうしく」、〈蓬・静〉「あふなし」。46 〈蓬・静〉「大手」。47 〈近〉「つくり」。48 〈蓬〉「四の宮河原も」、〈静〉「四の宮河原も」。49 〈近〉「くめぢや」として、「め」の上に「く」を補入、〈蓬・静〉「久目路や」。50 〈蓬〉「新道越を」。51 〈静〉「責付たり」。52 〈近〉「くろけふり」、〈蓬〉「黒煙」。53 〈近・静〉「ひんかしに」、〈蓬〉「東に」。54 〈近〉「ちからなく」、〈蓬・静〉「ちからなくして」。55 〈近〉「かんどうへそ」、〈蓬・静〉「閑道へそ」。56 〈蓬〉「会稽の」。

【注解】○同八月九日、山門ノ大衆下ラスト云披露アリ 延暦寺大衆による清水寺の焼打は、前段の注解「新院御葬送ノ夜、延暦興福兩寺ノ大衆…」に引いた『顯広王記』等により、永万年(一一六五)八月九日の午二点の頃。〈四・延・長〉「九日。午。剋」(「四」二四右)、〈鬪〉「同九日子時」(一七ウ)、〈南・屋・覚〉「同廿九日の午剋ばかり」(〈覚〉三五頁)、〈中〉「同じ廿九日」(三五頁)。〈南・屋・覚・中〉の場合は、二条院崩御(〈南・中〉七月二十八日、〈屋・覚〉七月二十七日、二十八日が正しい)、葬送(〈南〉八月七日、〈屋・覚・中〉崩御の夜。〈南〉が正しい)、額打論(葬送の夜)、清水寺炎上(〈南・屋・覚・中〉七月二十九日)と、二条院崩御から清水寺炎上まで、二、三日の内に行われたと解するのだろう。但し、〈南〉の場合は、葬送を八月七日とするし、その時の忠胤僧都の秀句に、「七月廿七日ハ如何ナル日ゾヤ」と、二条院の崩御を、〈屋・覚〉と同じ二十七日とするなど、不整合を来している。異種本文の継ぎ合わせがあるのであろう(〈延全注釈〉巻一一二九三頁)。○巷説一二非ズ。或ハ清水寺へ押寄テ可焼払トモ云、…冒頭から今回の山門大衆の下落が、清水寺焼打のためとも、そのことにこと寄せて、後白河上皇が山門大衆に清盛を討たせるためだとの巷説を記す形は〈盛〉のみ。に対して、〈四・鬪・延・長・南・屋・覚・中〉の記事構成は、次のとおり。

A 八月九日、山門大衆の下落を聞いて、武士・檢非違使西坂本へ。衆徒、神輿を捧げ乱入。  
 B 貴賤上下、騒ぎののしること斜めならず。  
 C 内蔵頭教盛、右(左)衛門陣に祇候  
 D 山門大衆の下落は、上皇が清盛追討を命じたためとの噂  
 E 平家の一類、六波羅へ集まる

〈四・鬪・延・長〉 A ↓ B ↓ C ↓ D ↓ E  
 〈南〉 A ↓ D ↓ E ↓ C (教盛 ↓ 軍兵)  
 〈屋〉 A ↓ C (教盛 ↓ 軍兵) ↓ E ↓ D  
 〈覚〉 A ↓ D ↓ C (教盛 ↓ 軍兵) ↓ E  
 〈中〉 A ↓ C (教盛 ↓ 軍兵) ↓ D ↓ E

〈四・鬪・延・長〉では、山門大衆が西坂本に派遣された武士・檢非違使を押し破り、神輿を捧げて乱入したことを都の人々は聞き大騒ぎする中、教盛が、内裏守護のため、衛門陣に祇候した。その時、山門大衆の下落は、上皇が清盛追討を命じたためとの噂が立ち、平家の一類は、六波羅へ集まったとする。一方、〈南〉では、山門大衆の乱入と同時に、上皇の平家追討の噂が立ったため、平家の一類は六波羅へ、平家以外の軍兵は内裏を警固したとする。〈屋〉では、大衆の乱入後、軍兵は内裏へ、平家の一類は六波羅へ集まったとする。平家の

六波羅参集の記事は、この後のDを受けてとも考えられるが、もともとは他本のように、D↓Eとあるのが自然であろう。〈寛〉は、〈南〉と同じく、A↓Dとして、以下内裏と六波羅のそれぞれの対応を記す形。〈中〉は、A↓Cと〈屋〉に同じだが、D↓Eとすることにより、

〈屋〉に見た問題のある記事構成を改めた形。○或ハ上皇大衆ニ仰テ、

事ヲ南都ノ会憤ニヨセテ、平相国清盛ヲ可被誅由聞エケリ 前項注解

のDに該当する記事。「会憤」の他の用例未詳。あるいは、音の近い

「懐憤 いきどほりの心を抱く」〔『大漢和辞典』4—1—233頁〕、「懐

憤 いきどほる。憤懣。忼懣」（同前4—1—143頁）、「慨憤 なげ

きいきどほる。大いにいかる。憤慨」（同前4—1—164頁）が該当

するか（用例検索には、『大漢和辞典 語彙索引』を使用した）。ある

いは、この後繰り返し用いられる「会稽」の誤りの可能性もあるか。

さて、清水寺焼討当日に、上皇が山門の南都への仕返しに事寄せて、

清盛を討とうとしているとの噂が本当に立てられたのかは不明だが、

『顕広王記』の八月九日条の裏書記事によれば、当日後白河院が六波

羅に御幸したことは確かだった。

・大衆放火之後、院御幸六波羅ニ云々。人不知其故事歟。暫之後

還御。右兵衛督御乗車扈從、奉送之儀歟、不參。（傍線部ミセケ

チ）

後白河院の六波羅御幸の理由は、当時の人々にもよく分からなかった

ようである。暫くして院は還御したが、ミセケチ部によれば、右兵衛

督重盛が乗車して扈從したのは、お送り申し上げるためかと記すが、

ミセケチとする。当初そうした情報を得たものの、誤報であったため

ミセケチとし、重盛は参らなかつたとするのだろうか（早川厚一、九）

一〇頁。高橋昌明①五九（六〇頁）。院が六波羅に御幸しなければならなかつた理由とは何か。御幸が焼討後であることから明らかなように、避難のためではなからう。『平家物語』に記されたような噂の原因であつた可能性はある。とにかく、『平家物語』の「清水寺炎上」記事が、焼討時の後白河院の六波羅御幸の情報と、還御の際重盛が扈從して見送つたとの噂をもとに書かれていることは確かかなようである（早川厚一、一〇頁）。○兵庫頭頼政 久寿二年（一一五五）

十月二十二日任兵庫頭（補任）1—488頁。頼政の系統は、父仲政以降、孫の頼茂、その子の保茂まで、代々兵庫頭に任官している（青山幹哉三三頁）。『山槐記』永暦二年（一一六一）四月二十日条に、「兵庫頭源頼政彼内裏宿直人也」とある。この日の記事によれば、このとき二条天皇の内裏は大炊御門高倉殿であつた（詫間直樹）が、本来の大内裏への行幸が計画されたが直前になって穢物が内裏にあるという平清盛の夢想によって中断された。結局、「宣陽門陣屋」と「応天門外朱雀門内」の二カ所から死人の頭が見つかつたという事件である。

このとき死人を発見したのが調査のために派遣された滝口と、「彼内裏宿直人」すなわち大内裏の宿直に当たつていた頼政の郎従であつたのである。この一連の記述から、源頼政は天皇が里内裏に遷っている間も、本来の大内裏の警備に当たつてゐたことがわかる。その捜査の場所も内裏東の宣陽門から、大内裏正門の朱雀門や八省院正門の応天門などに亘つてゐる。このほか、『山槐記』治承二年閏六月五日条には、大内裏の一本御書所に充てられていた伊勢斎院御所の「宿直人」として「前瀧口競郎徒伴武道」の名前が見える。源競は、頼政の郎党として後掲するが、さらにその郎徒伴武道が大内裏内の施設の宿直に

当たっていたことがわかる。兵庫頭や前滝口という肩書による武士の大内裏の宿直については、その任命過程や指揮系統について、さらに検討の余地がある。○大夫尉信兼 平盛兼の子、頼朝挙兵の折討たれた山木判官兼隆は、信兼の子。〔尊卑〕(4―24頁)。『後清録』長寛三年(一一六五)三月十一日条によれば、この日起きた火災に駆けつけた官人の中に、信兼以下の名前が見える。「爰馳向官人、和泉大尉官〈信兼朝臣〉、江尉〈永重〉、源尉〈為任〉、白河源尉〈康綱〉、佐渡源尉〈重定〉」〔清辨眼抄〕群書七―六〇四頁。『山槐記』永暦元年(一一六〇)九月二日条に「從五位下信兼、大夫尉、仁安二年(一一六七)三月二十三日条に「檢非違使信兼、大夫尉」と見える。信兼の父盛兼は早くから大殿忠通に仕えていたし、保元の乱でも、二人は清盛とは別行動をとったように、平氏一門からは自立した軍事貴族であった(元木泰雄②七五頁)。○左衛門尉源重貞 八島冠者重実の子、山田先生重貞、佐渡式部大夫重成の弟(尊卑)3―163―64頁)。永万元年当時は、右衛門尉。保元の乱の折には、近江国坂田辺に潜んでいた源為朝を捕らえ、都に連行している(『兵範記』保元元年八月二十六日条)。その翌二十七日には、「別功賞」として、右衛門尉に任じられている(『兵範記』)。この後、檢非違使としての活動が頻繁に見られる。また、治承・寿永の内乱の時には、平氏の家人として活躍した(伊藤瑠美三四―三六頁)。なお、『玉葉』の嘉応元年(一一六九)十二月二十三日条に、成親の遠流を求め、参洛する山法師を警戒して修明門に陣取る源重定は同人か。○同尉為経 系譜末詳。〈校注盛〉は北家長良流、藤原泰俊の男為経とするが、彼の官職は「内蔵助」であり、この為経は、以下の記録に見るように、源為経

と考えられる。『兵範記』仁平二年(一一五二)四月十八日条「右衛門尉源為経」、『台記』仁平三年(一一五三)十一月三日条「北面九人(檢非違使左衛門尉季実・散位重成・…)・右衛門尉為経・…」(藤原重雄・尾上陽介)、『山槐記』応保元年(一一六一)九月十五日条「尉源 為経」、『兵範記』仁安元年(一一六〇)十月十日条「右衛門尉平盛国、源為経」、『後清録記』承安元年(一一七二)十二月七日条「源大夫尉〈為経朝臣〉」〔清辨眼抄〕群書七―六〇七頁。○康綱 文徳源氏源近康の子、源康綱(尊卑)3―143―144頁)。康綱は、近衛天皇東宮時の帯刀に列したことにより、帝が即位すると兵衛尉に任ぜられたのが任官の初めで、永万元年には父祖の例にならない衛門尉として檢非違使宣旨を受けた。しかしその後治承三年末に至るまでの十五ヶ年間その職に留め置かれ、漸く治承四年正月河内守に任ぜられた(米谷豊之祐二〇二頁)。○切堤 高野川東岸のどの地か、詳細は未詳。しかし、次に引く①②③によっても、切堤が、一乗寺下松と梅忠、あるいは賀茂の河原の間に位置することは明らかとなる。④は、建礼門院が、一旦身を寄せていた吉田から寂光院に居を移す際に通ったコース。糺河原から切堤、さらに下松と北上することからも、切堤が糺河原と下松との間に位置することが明らかとなる。なお、②③によっても、切堤は、山の大家が山から下り参洛する際の經由地であることが分かる。しかし、大衆の目的は清水寺の焼討であったため、入洛を止めようとして切堤に向かった頼政等と戦闘はなく、彼等はこの後無傷で帰ることになる。

①清水寺焼失ノ後、切堤・川原ノ武士等陣頭ニ参ズ(盛) 1―一〇七頁)

②白山、早松ノ神輿、同振下奉、大嶽水吞、不動堂、西坂本、下松、

伐堤、梅忠、法城寺ニ成ケレバ（盛） 1―124（頁）

③山門ノ衆徒、既西坂本、切堤、賀茂ノ川原、二條三條辺マデ下タリ

ト聞エケレバ（2―345頁）

④イト人通タリトモ、立ス河原路ニカ、ラセ給テ、切堤、下松打過、

ハルハト別入セ給ケリ（延）巻十二―一〇オ―一〇ウ）

○内蔵頭教盛朝臣 大治三年（一一二八）〜元暦二年（一一八五）。

清盛の異母弟。母は関白師通の孫家隆の娘待賢門院女房（尊卑）

1―140（頁）。教盛の内蔵頭任官は、長寛二年（一一六四）二月

二十八日（補任）仁安三年条）。この時、正四位下能登守兼内蔵頭。

内蔵頭には富裕な受領が任じられた。平治の乱後は後白河近臣として

活動したが、清盛と後白河の対立後は、経盛と共に清盛に対して従順

であった（元木泰雄②三二頁）。経盛とは異母兄弟であったが、教盛

の方が役職上、常に上位者であったため、兄弟の名が並記される場合

には、弟・兄の順に記される（日下力三三六頁）。○立烏帽子 「殿

上人以上の所用」のものを立烏帽子、また、「武士の間では、綾蘭笠

や冑をかぶる必要から髻を納める巾子形を残して袴烏帽子を細かく

折ってかぶることが流行し」、これが折烏帽子とされる（有職故実大

辞典）鈴木敬三執筆）。しかし、武士も、参内等の改まった場への出

仕には、立烏帽子を用いたようである（広川二郎、八四頁）。武士に

よる立烏帽子の使用例を、軍記物語作品から数例引用してみよう。

・今度の合戦には、清盛が熊野へ参しを、義平、「追懸て、湯浅・鹿

瀬の辺をばやりすぐさじ。浄衣・立烏帽子着たらん馬鹿めらを、手

捕にせん」と申しを（一類本『平治物語』。新大系三三八頁）

・木曾官ナリタル駿モナク、サノミヒタ、レニテアラムモ悪シトテ、

布衣ノ取装束テ、車ニ乗テ院へ参レケルガ、キナラワヌ立烏帽子ヨ

リ始テ、指貫ノスソマデ、頑ナル事云量リナシ（延）巻八一三七

ウ（三八〇）

・彼滝口、朝ニ使ヘシ時ハ、布衣ニ立烏帽子、清氣ナリシ者ノ、未

三十余ノ齡ナレドモ、老僧姿ニヤセクロミ（延）巻十一三三三オ）

・頼政ハ白キ見紋紗ノ水干小袴ニ、藍摺ノ帷著テ、立烏帽子ニ太刀帶

テ（盛）1―108頁）

・三浦介義明ガ許へ相触タリ。折節風氣アリテ平臥シタリケルガ、佐

殿ノ御使ト聞テ、悦起テ、白キ浄衣ニ立烏帽子著テ出合タリ（盛）

3―124〇（二四一頁）

・薩摩守忠度ハ生年四十一、色白クシテ髭黒ク生給ヘリ。赤地錦直垂

ニ、黒絲威冑ニ、甲ヲバ著給ハズ、立烏帽子計ニテ、白鶴毛ノ馬ニ、

遠雁ノ文ヲ打タル鞍置テゾ乗タリケル（盛）5―138（頁）

〈盛〉には、改まった場以外にも武士が立烏帽子をつける用例が多

く描かれていると言えよう。また、『伴大納言』や『平治物語絵詞』

では、甲冑をまとった騎乗身分の武士が立烏帽子着用で描かれ

ている例が少なからず見受けられる。○若狭守経盛朝臣 天治

元年（一一二四）〜元暦二年（一一八五）。清盛の弟、教盛の異母

兄。母は陸奥守皇后光源信雅の女。経盛の若狭守任官は、応保元年

（一一六一）十月十九日（補任）嘉応二年条）。この時、正四位下若

狭守兼左馬権頭兼大宮亮。清盛の三人の弟（経盛・教盛・頼盛）の中

では、経盛は、位階官職の昇叙最も劣り、清盛の評価も低かったと見

られる。又、経盛は、この後の安元強訴の時も、後白河院から内侍

所守護を命ぜられているから、平家一門中宮廷守護を担当する存在だったか（高橋昌明①一〇二頁、元木泰雄①二四〇頁）。○折鳥帽子（蓬・静）「打ゑほし」とするが、「折鳥帽子」が良い。○大夫尉貞能 生没年未詳。平家貞の子。永万元年当時、左衛門少尉（『檢非違使補任』）。『玉葉』治承四年二月二十日条や、『吾妻鏡』に「故入道大相国専一腹心者」（文治元年七月七日条）とあるように、貞能は、清盛の家令、腹心であったが、重盛亡き後は、子の資盛と密接な関係を持った（上横手雅敬一二五頁、高橋昌明②三四頁）。○皇居ノ四面ヲ守護ス 六条天皇踐祚の永万元年六月廿五日から八月廿八日まで、皇居は高倉殿（洞院内裏、洞院皇居とも。藤原基実邸）である（詫間直樹）。高倉殿の四面を、教盛・経盛・貞能等が守護したとする。但し、高倉殿には、東西に各一箇所、北に一箇所の門があったが、南にはなかった。『兵範記』「其他大門（西一、東二、北一）、中門三所（東西北各中央）」（保元三年八月二日条）。しかし、『勘仲記』弘安六年（一二八三）十月十日条の二条高倉殿移徙の記事によれば、同殿には東の高倉小路に面して四足門（南寄り）と棟門（北寄り）、西の東洞院大路に面して唐門、北の二条大路に面して唐門と土土門、南の押小路に面して唐門と小土門と東西南北四面それぞれに一ないし二カ所の門が設けられていた。皇居以外南面の門は極力建てないのが京のしきたりであったなか、南面に門が設けられたのは、同殿が後宇多天皇の皇居として建設されたためである（川本重雄九一〇頁）。〈盛〉の「四面」に、そうした事情を読みとりうるとすれば、当該記事は、高松殿が、後宇多天皇の皇居として建設されて以降の記事となる。ただし、慣用句として「四面」守護を用いている可能性も

否定できない。○陣ノ口 里内裏において、大内裏に比すべき、里内裏から一町の距離にあるそれぞれの陣の口によって囲まれた三町四方の領域が陣中と呼ばれ、その陣の口は、臣下の下乗地点であった。また、非常時には、官人、武士が陣の口を守った（飯淵康一）。大衆を陣の口に入れないように、それぞれの陣の口にバリケードが設置されたのである。○雑役ノ車ヲ以逆木ニ引 やや時代は下るが、『後愚昧記』応安二年（一二三六）四月二十日条が参考となる。高橋康夫（六一一―六一二頁）・桃崎有一郎（二四四―二四七頁）を参照しながら、同条を見てみよう。

・日吉神輿入洛事、此間雖風聞度々延引、今日遂以有入洛之儀、先陣既及内裏陣辺（二条東洞院辺）之時、後陣尚及富小路以東、不可説也。山門威勢猶不恥往善、歟、無止事也。後聞、内裏陣外車逆毛木引之。是可奉禦神輿之料也。武士等在逆毛木内。而衆徒等不拘防禦、打破逆毛木而乱入陣中、於内裏西面唐門前及合戦。

日吉神輿入洛の風聞に対し、内裏の防衛にあたった幕府軍は、内裏の陣の外に車逆毛木を設けて、神輿を内裏に入れさせないようにした。〈盛〉の「雑役ノ車ヲ以逆木ニ引」とは、「車逆毛木」のことであろう。車を逆木の代わりに使用したのである。高橋康夫は、「車逆毛木」というのは、移動可能なバリケードのようであるが、こうした仮設的な装置では規模の大きい強訴には対抗できず」と解する。車を並べて逆木として使用した事例が『太平記』に見られる。

・一ノ橋引落シテ、所々搔櫓搔キ車引双テ、逆木轅門ヲ堅メテ待懸給ヘバ（旧大系3―三六一頁）

車を逆木とする戦法は、他諸本には見られず、〈盛〉の後出性を示すものとして見て良いか。なお、応安二年の事例について、桃崎は、武士等が「逆木の内に在」って陣の口内部に陣取っていたことに注目する。これは、もし戦闘行為が発生した場合、それが陣中で行われる事を前提としたもので、〈盛〉の場合も、武士達は、逆木の内に待機していたのである。高橋は、陣中を内裏を守るために設けられたある種のバッファ・ゾーン（緩衝領域）として理解するが、桃崎は、応永二年の事例において、陣中への入口（陣口）は武装した集団・軍勢を阻止する機能を果たしておらず、本格的な戦闘は内裏門前や、場合によっては内裏内部で行われていることから、高橋説を批判する。

○迷惑 困惑する様。「哀尼が命をいかさんとおぼしめさば、兵衛佐をたすけ給へかし。」となげき給へば、重盛も迷惑せられけるが」（流布本『平治物語』旧大系四五四頁）、「巫陽まったく謀反の心なし。たゞ田舎のいやしきにのみならって、皇居になれざるが故に、心迷惑す」と申ければ、臣下みなしづまりぬ」（覚）新大系上二二八六頁）。

○檢非違使季光 『檢非違使補任』によれば、この時の季光は、左衛門府生清原季光。系譜未詳。『山槐記』保元三年（一一五八）八月八日条の「右衛門府生清原季光」、仁安二年（一一六七）四月三十日条の「檢非違使（府生季光…）」は同人だろう。○菩提樹院 内裏（高倉殿）に向かう場合、衆徒達は、切堤・糺河原から梅忠に出るのだから、清水寺に向かったため、西坂本・下松から菩提樹院を経由することになったのであろう。菩提樹院は、左京区吉田神楽岡の南にあり、後一条天皇及び後冷泉天皇中宮皇子内親王を葬る。『兼好法師集』に歌が見られることから、南北朝期までは往事の姿を保っていたらしい

が、その後は不明（平凡社地名・京都市）一四三頁）。○靈山三群 集ス 靈山は「東は旧清閑寺村清水上山、南は清水門前一町目、西は八坂榎屋町、北は旧粟田口村花頂山につづく。現在は榎屋町及び清水三丁目より登り坂があり、山腹の正法寺に通じる」（平凡社地名・京都市）三〇〇頁）。このように、靈山は、清水寺に至近の地であった。また、六波羅にも近い。そうした地理的な事情が、清水寺に向かう叡山の大衆は、清盛を討滅のため六波羅へ下洛という噂を招いたのかもしれない。なお、正法寺の前身が靈山寺で、天台宗で延暦寺に属した。『法然上人行状絵図』巻八「上人元久二年正月一日より靈山寺にして三七日の別時念仏をはじめ給ふに」。そのこともあってこの地に山門の衆徒が群集したのであろう。○清盛ノ事ト聞エケレバ 先の、京に流れた噂「上皇大衆ニ仰テ、事ヲ南都ノ會憤ニヨセテ、平相國清盛ヲ可被誅」を受ける。○右兵衛督重盛卿 永万元年八月当時、重盛は、正三位參議、右兵衛督。右兵衛督任官は、応保二年（一一六二）十月二十八日（補任）一四五四～四五五頁）。諸本では、この時六波羅に駆けつける一門の者達に対し、重盛一人が、「何ノ故ニ只今サルベキゾ」（延）五〇オ）と鎮めたとする。そうした有様を記さない〈盛〉の場合、重盛もまた、六波羅に駆けつけた一門の一人として描かれていることになる。〈盛〉では、この後、内裏を警固していた者も持ち場を放棄して六波羅に集まった時に、重盛は、「当家追討ノ披露一定僻事ニコソ。參テ御気色伺ハン」と言って院參するが、途中で同じく六波羅に駆けつける後白河院に出会ったとする。〈盛〉では、重盛が、頼盛や宗盛と共に六波羅に駆けつけたのは、大衆が六波羅を目指しているという噂を聞きつけたためと解していることになる。その後、多

数の軍勢を六波羅に集めながら大衆の行動を阻止しなかった平家と、任務を果たして切堤から御所の陣頭に帰参し賞賛を浴びる源頼政等が対比された上で、再度六波羅での様子が描かれる場面では、大内警護を放棄して六波羅に集った軍勢に向かって、大衆が六波羅を指すのは、追討院宣が下っていたためだとする噂に対して、重盛が一門の者達に発した言葉と解することができる。他本では、後白河院の六波羅御幸が、大衆が清水に向かっている最中とされているのに対して、〈盛〉では大衆が焼討ちを終えて引揚げた後と読めるなど、このあたりの経緯には他本と微妙な相違が見られる。○修理大夫頼盛朝臣 永万元年八月当時、頼盛は正四位下修理大夫、太皇太后宮亮。修理大夫任官は、応保二年（一一六二）七月十七日（補任）一―四六二頁）。○左馬頭宗盛朝臣 永万元年八月当時、宗盛は従四位下左馬頭、淡路守。この時十九歳。左馬頭は、清盛の覇権期には、重盛↓宗盛↓重衡↓行盛と、清盛の子・孫によって譲与相続された官職（青山幹哉二五頁）。なお、ここで、嫡流の重盛・池殿頼盛・時子腹の宗盛が記されるのは、この当時の平家軍を構成する各家だからであろう。○衆徒ヲ防ク心ナクシテ、堅ク城内ヲ守ル 大衆の進撃を食い止めることなく、六波羅に引きこもるばかりで、防禦することのみに終始した平家の姿勢が、この後、「平相国清盛徒ニ数千ノ軍兵ヲ集置トイヘ共、更ニ咫尺ノ災難ヲ救フ事ナシ。衆徒悪行ヲ致セドモ、武勇防制セズ」と批判されることになる。〈盛〉独自の趣向。なお、六波羅は、南北約五〇〇メートルに及び、東西は現鴨川東岸約一〇〇メートルの地点から東に六〇〇メートル以上、積算して二十余町の面積があった。この六波羅には、惣門の他、南門も

あったことからすれば、六波羅全体が外堀によって延々と囲われていたと考えられる（高橋昌明③二七頁）。「城内」とは、そうした六波羅の特性を明らかにする用語だろう。○会稽ノ恥ヲ雪ンガ為ニ この後、「会稽ノ恥ヲバ雪ヌト思ケレ」として、会稽の故事へと続く。『顕広王記』に「其会稽云々」とあったように、事件当初から「額打論」をめぐる一件は「会稽」の故事を以て人々に認識されていたようである。○清水法師老少ヲイハズ騒アヘリ。俄事ニテハアリ、物具ノ有毛無モイハズ、二手二分テ相待ケリ 清水法師のあわてふためく様子を記すのは〈盛〉のみ。一方、〈四〉は、「不日有用意」（二四左―二五右）とする。清水寺側が、二手に分けて待ち構えたと記すのは、〈四・延・長・盛〉。○清水清閑両寺境ヒ堀切テ逆木引テ 〈盛〉の独自異文。清閑寺は、「東山区清閑寺山ノ内町。渋谷街道の北東、清水音羽山中腹に西面して位置。「菟雲泥赴」に「清水の滝の方より南へ六七町、山路をゆきて渋谷の道より一町ばかり北」と記す。もと天台宗で、現在には真言宗智山派（智積院末）」（平凡社地名・京都市）二〇二頁）。この後に、叡山大衆の擲手は、「大関、小関、四宮川原モ打過テ、九集滅道ヤ清閑寺、歌ノ中山マデ責寄タリ」とあるように、清水寺と清閑寺の間に、堀を切って、逆木を置いたのは、清閑寺方面からの攻撃を防禦するためだろう。○滝ノ尾ノ不動堂ヨリ木戸ロマデ、五百余騎ニテ固メタリ 滝尾の不動堂に陣を取ったとする点、〈四・延・長〉同。〈延〉「一手ハ滝尾ノ不動堂ニ陣ヲ取ル」（巻一―五〇ウ）。「滝ノ尾ノ不動堂」は、江戸時代以前には既に廃寺となり、東山区清水一丁目にあったと考えられる（平凡社地名・京都市）二四四頁）。清閑寺側からの攻撃に備えたのであろう。なお、〈盛〉では、滝尾の不動堂の手

に五百余騎、西門に一千余騎を配したと記すことから、前者が搦手、後者が大手となる。○一手ハ山井ノ谷ノ懸橋引落シテ、西ノ大門ニ垣橋力キ もう一手、つまり大手の陣を、「西門」に取ったとする点、〈四・延・長〉同。〈延〉「一手ハ西門ニ陣ヲ取ル」（巻二—一五〇ウ）。山の井は、靈山に所在して、今日既にその名を失った地名。靈山の山寺すなわち靈山寺の石井は著名で、『明月記』承元二年（一一二〇八）四月一日条に見える「山井寺」は、靈山寺の俗称として用いられ、地名化したものと思われる（平凡社地名・京都市）三〇〇頁。「山井ノ谷ノ懸橋」について詳細は不明だが、その橋を引き落としたのは、山の井から清水寺に至る北からの進入口を断つためだろう。そして、西からの進入に備えて、西の大門に垣橋を設けたのだらう。○京童部 『玉葉』文治元年（一一八五）十一月十八日条に、「舞人近久語云〈伴近久左内両府之近習者、凡日本第一之京童、又能聞「秘事」云々〉」とある。日本第一の京童多近久は右近将曹（『玉葉』治承二年十月廿九日条）という官職を持っており、けっして元服前というわけでもなく、童形というわけでもない。『水左記』承暦四年六月十四日条に、「今日祇園会藏人町童部依旨殊施風流相競渡云々、以被世知之京童雑色」各為「籠」云々」とあり、また『兵範記』久寿三年三月十三日条に、「右衛門尉永重召先使、先是率召人京童雑色等」とあるように雑色と列挙される概念であるが、明確にはしがたい。『古事談』（二臣節）に「小野宮の室町の面には：大炊御門の面には、はた板を立てて穴をあけたる所ありけり。それに菓子などを置かしめ給ひければ、京童部集まりて、天下の事共を語り申しけり。其の中に名事ども多く聞えけり」（新大系一六五—一六六頁）とあるように、各官庁の

雑色より少し上のクラスの下級官人層であり、それぞれの領域で得た情報を共有していた人々と想定できる。○蠶娘拳手招毒蛇、蜘蛛張

網襲飛鳥（盛）の独自異文。小勢の清水法師が、数に勝る山門大衆

に挑みかかるとは、まるでかまきりが毒蛇に挑みかかり、蜘蛛が網を張って飛ぶ鳥を襲うようなものだの意。遠藤光正は、この成語の典故

として、『玉函秘抄』や『明文抄』が挙げる『文選』の魏都賦に見え

る「薄戍綿幕、無異蛛蝥之網。弱卒瑣甲、無異螳螂之衛」（薄戍綿幕、

蛛蝥の網に異なる無し。弱卒瑣甲、螳螂の衛に異なる無し）薄い守備

が細かく張り巡らされてはいるが、蛛蝥の巣と変わるところなく、弱

い兵隊に加えてくたびれたよろい、それは螳螂がかまを怒らして車に

向かうのと何ら異なるところはありません（三五八—三五九頁。全

釈漢文大系『文選（文章編）一』集英社）かとするが不詳とする。こ

のように、蠶螂と蜘蛛とを並べる成句は、他に流布本『曾我物語』に、

「かれが此比分限にて、祐経におもひかか覧は、蠶螂が斧を取て、降

車にむかひ、蜘蛛が網をはりて、鳳凰をまつ風情也」（旧大系三一九頁）

とあり、「寛永版舞の本」「夜討曾我」に、「あの殿原がぶんとして、

祐経をねらふ事は蠶螂が斧とかや。蜘蛛が網にあひ同じ」（四一二頁）

とある。（盛）には、蠶螂の関わる成句が他に四箇所見られる。

①一寺ノ衆徒ノ力ヲ以テ、一族多勢ノ兵ヲ傾事ヤスカラジ。但蠶娘

車ヲ還ト云コト侍バ、其ニハヨルマジキ上、親王ノ御入寺ハ、寺門

ノ繁昌衆徒ノ面目也（二—三九四頁）

②爰ニ今タヤスクモ奉傾平家御代トノ合戦ノ企誰人ゾ。恐クハ蠶娘ノ

手ヲ挙テ向流車喩カハ（3—二四八—二四九頁）

③今起此大功、喩如嬰兒以蠶娘巨海、蠶娘取斧向奔車（4—二四四頁）

④爰直実適稟生於弓馬家、幸眩武勇於日域、廻謀落城、靡旗虐敵、雖天下無双之得名、如螻蝦合力而覆車、螻蟻一心而穿岸(5—14—14頁) 螻蟻と蜘蛛とを並べる成句は見られないが、①は、不可能を可能にしてしまう例を言い、②③④は、弱者が無謀にも強者に立ち向かうことを言う。○擲手ハ大関、小関、四宮川原モ打過テ 擲手は、清閑寺方面から清水寺を攻める叡山の手。大関・小関は、例えば〈盛〉「三井寺ニハ、大関小関ヲ伐塞」(2—13—17頁)とあるように、三井寺に通じる道。ここは、〈盛〉「木曾冠者義仲ハ近江国勢多ヲ渡シテ、同日未刻ニ京へ入ル。是ハ天台山ニ登テ惣持院ニ城廓ヲ構ヘタリシカバ、西坂本ヨリ入ベキカ、又東坂本ニ下テ、志賀唐崎ヨリ大関小関ヲヘテ京へ入ベキニテアレ共」(4—14—18頁)とあるように、東坂本から、琵琶湖西岸を通り、三井寺を経て、大関・小関・四宮河原から清水寺方面へ進む道を想定するのであろう。しかし、三井寺を経て叡山大衆が進撃することは考えがたいし、先は叡山大衆の数百人が、山路より菩提樹院を経て霊山に集結していたことが記されていたわけだから、不整合を来していると言えよう。なお、〈四・延・長〉は、「擲手ハ久々目路、清閑寺、歌ノ中山マデ責来ル」(〈延〉五〇ウ)と、当該記事を欠く。○九集滅道 〈四・延〉「久々目路」、〈長〉「久々目路」。「九(苦)集滅道(路)」と表記するものとしては、〈盛〉の他、『太平記』『梅松論』等。「九(苦)集滅道(路)」表記の方が新しいか。「応仁の乱以前の様子を示すとされる中昔京師地図には、「汁谷仏光寺」「妙法院御所跡」の北側を通り、ほぼ真東へ山越えする道として描かれ、「東国路」「苦集滅路」と注し、「汁谷越(南山科へ出ル)」と記す。…「苦集滅路(道)」の呼称は渋谷越の一部分をさしていた

らしく、近世の地誌類では別々に取扱うことが多く、その位置も一定しない」(平凡社地名・京都市)一八〇頁。「渋谷越」の項。〈盛〉の記事からは、苦集滅路は、四宮河原から清閑寺に至るまでのルートのように解しうるが、次に見る〈延〉の、景時が、生捕の重衡を連れて京を出るときの記事によれば、六波羅辺りは既に苦集滅路であったようである。〈延〉「久々目路ヨリ下給ヘバ、六波羅ノ辺ニテ夜曙ニケリ」(巻十一—16ウ)。○歌ノ中山 所在地については諸説有り、現在の清閑寺歌ノ中山町の地、清閑寺の西、清水の南とも、清閑寺の山、あるいは清閑寺の山の西、妙竜寺(法華寺)ともされる(平凡社地名・京都市)三〇二頁。〈四・延・長・盛〉によれば、歌の中山は、清閑寺の北、清水寺に至近の地となる。叡山の擲手軍が間近に迫ったことを意味する。○追手ハ西坂本…「擲手ハ大関、小関…」の注解に見たように、叡山大衆の擲手が東坂本から大関・小関經由で清水寺に迫ったのに対して、大手軍は、西坂本から、下松・新道越を經由して清水寺に迫ったことになる。〈四・延・長〉は、「大手ハ霸陵ノ観音寺マデ責寄タリ」(〈延〉五〇ウ)として、以下の經由地を記さない。○下松 「瓜生山の北西麓、比叡山に登る雲母坂に続く坂にある古松の名であるが、その辺りの地名ともなる。「梁塵秘抄」に「根本中堂へ参る道、鴨川は川ひみつし、観音院の下り松、ならぬ柿の木人やどり」とみえるように、比叡山への登山口の目印とされた。この辺りは西坂本の名でもよばれ、古くより軍事的にも重要な意味をもつ」(平凡社地名・京都市)一二五頁。○新道越 「雲母坂より延暦寺東塔を経て近江国穴太(現大津市)に出る道を白鳥越または古路越といひ(山城名勝志)、近江国坂本(現大津市)へ出る道を今

路越みちという（山州名跡志）。いずれも室町時代までは京と近江を結ぶ幹線道路であった」（平凡社地名・京都市）一三三頁。○清水坂

「清水寺坂」（『皇帝紀抄』元仁元年三月二十五日条）ともよばれ、現東大路通松原より清水寺に至る間の坂をいう。この地はもと清水岡ひがしおび

と称したが（坊目誌）、延暦年間（七八二―八〇六）の清水寺創建で参詣路が開け、洛中から清水寺へ至る最短の道となり、また山科へ抜

けて東海道に合する近道として、交通の要地となった（『平凡社地名・京都市』二四六頁）。○晴尾ノ観音寺 〈四〉「霸陵の観音堂」（二五

右）、〈延〉「霸陵ノ観音寺」（五〇ウ）、〈長〉「霸陵のくはんおん寺」（五二頁）。先の「滝ノ尾ノ不動堂」と同様に、江戸時代以前には既に

廃寺となり、東山区清水一丁目にあったと考えられる（『平凡社地名・京都市』二四四頁）。○清水法師モ思切、楯ノ面ニ進出テ、散々ニ

戦ケレドモ：清水寺法師が、叡山大衆の攻撃に果敢に応戦したことを記すのは、〈盛〉のみ。〈延〉「ヤガテ坊舎ニ火ヲ懸タリケレバ、折節

西風ハゲシクテ、黒煙東ヘフキ覆テケレバ、清水寺法師一矢ヲ射ニ不及、四方ニ退散ス」（五〇ウ）。○本尊ヲ負坊舎ヲ捨テ 同事件を

描く『清水寺縁起絵巻』下・第三段では、「或老僧後戸に入て、釘をはづし本尊を出し奉らんとする処、面の宝帳ひとり開け、金光高く耀

#### 【引用研究文献】

\* 青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」（日本歴史一九九六・6）

\* 飯淵淵一「平安期里内裏の空間秩序について―陣口および門の用法からみた―」（日本建築学会論文報告集三四〇、一九八四・6。『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版二〇〇四・2再録。引用は後者による）

\* 伊藤瑠美「11〜12世紀における武士の存在形態（下）―清和源氏重宗流を題材に―」（古代文化五六巻九号、二〇〇四・9）  
\* 上横手雅敬「小松殿の公達について」（『和歌山地方史の研究』宇治書店一九八七・6）

給へば、拜せんも目もあやにて、忙然たる間に、猶赫奕たる光飛び

出給へるが、本堂より五町西に、高所に古松の横たへたる深き木の間に、髣髴としてかゝり給へり」（『統々日本絵巻大成、一七三頁』）

絵巻ではかなり説話化されているが、いずれにしても火災において本尊が失われなかったとするのは寺院の縁起・靈験譚で必ず説かれるところである。○延年寺 清水寺の南、現大谷本廟付近に存した寺。撰者未詳漢文体『清水寺縁起』（以下、漢文体縁起）に、「將

監坂上田村磨：欲飲冷水遇奇怪之水」（今称延年寺之谷「是也」）（『統群書』二六下―三八一頁）とある。○赤築地 『拾遺都名所図会』

卷二「赤築地 五條大谷口より松原経書堂の前に出る道をいふ。土人赤辻と呼ぶ。」（国際日本文化研究センターデータベース）。○会

稽ノ恥ヲバ雪ヌト 『史記』「貨殖列伝」にみられる表現「范蠡既雪会稽之恥」を典拠とすることは、新編日本古典文学全集『太平記』

頭注（1―二二六頁）、新大系『平治物語』頭注（二五四頁）など諸注が指摘する。平家物語にしばしば用いられる他、例えば『吾妻鏡』

治承四年八月二十四日条、同二十六月日条、元暦元年八月二日条、同

二年五月二十四日条などに多用される。

\*遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(二)(大東文化大学東洋研究七七、一九八六・一)

\*川本重雄「絵巻物史料の社会生活史的総合研究」(平成3年度科学研究費補助金(総合研究A・研究代表者玉井哲雄)研究成果報告書一九九一・3)

\*日下力『平家物語』の整合性―「教盛・経盛」の場合(リポート笠間二八、一九八七・10)『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4。引用は後者による)

\*米谷豊之祐『院政期軍事・警察史拾遺』(近代文藝社一九九三・7)

\*曾我良成「或人云」・「人伝云」・「風聞」の世界―九条兼美の情報ネット―(年報中世史研究二、一九九六・5)

\*高橋昌明①『平清盛 福原の夢』(講談社二〇〇七・11)

\*高橋昌明②「平氏家人と源平合戦―譜代相伝の家人を中心として―」(軍記と語り物三八、二〇〇二・3)

\*高橋昌明③『平家の群像 物語から史実へ』(岩波書店二〇〇九・10)

\*高橋康夫「室町期京都の都市空間―室町殿と相国寺と土御門内裏」(『政権都市―中世都市研究9』新人物往来社二〇〇四・9)

\*詫間直樹「皇居行幸年表」(続群書類従完成会一九九七・12)

\*早川厚一「『平家物語』の後白河院―清水寺炎上から法印問答をめぐって―」(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)三一巻一号、一九九四・7)『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)

\*広川二郎「服飾と中世世界―武士と烏帽子―」(『絵巻に中世を読む』吉川弘文館一九九五・12)

\*藤原重雄・尾上陽介「東京大学史料編纂所所蔵『台記』仁平三年冬記」(東京大学史料編纂所研究紀要一六号、二〇〇六・3)

\*元木泰雄①「王権守護の武力」(『日本仏教の史的展開』塙書房一九九九・10)

\*元木泰雄②『平清盛の闘い―幻の中世国家』(角川書店二〇〇一・2)

\*桃崎有一郎「中世里内裏陣中の構造と空間的性質について―公家社会の意識と「宮中」の治安―」(史学七三―2・3、二〇〇四・12)『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版二〇一〇・2再録。引用は後者による)

1 会稽ノ恥ヲ<sup>1</sup> 雪トハ、異朝ニ<sup>2</sup> 稽ノ山ノ洞ト云所アリ。蚕山トモ<sup>3</sup> 名、会稽山トモ申也。呉越ノ境ニ<sup>4</sup> 在<sup>5</sup>之トカ。兩國境ヲ論ジテ代々ニ軍絶ズ。此山ニハ桑多<sup>6</sup> 7 生ニ<sup>8</sup>ジテ 蚕繭ヲ、ツクリ、糸ヲ出シ綿ヲ成故也。越国<sup>9</sup>ノ允常王ト呉国<sup>10</sup>ノ闔閭王ト此山ヲ論ジテ、合戦絶ザリケル程ニ、<sup>11</sup>呉王軍ニ誅レテ越王<sup>12</sup>知<sup>13</sup>之。越王ノ子ニ勾踐ト云王アリ。呉王ノ子ニ夫差ト云王アリ。互ニ親ノ敵也ケレバ、勾踐思ケルハ、<sup>14</sup>夫差

ガ父ヲバ我父<sup>16</sup>誅<sup>レ</sup>之。サレバ我ヲバ敵<sup>ト</sup>思テ、定テウタント思フ心有ラン」トテ、軍ヲ起テ戦フ程ニ、アヤマチテ勾踐<sup>17</sup>被<sup>レ</sup>虜タリ。呉国ニ止  
 誠<sup>18</sup>ヲレテ、本国ニ歸<sup>ル</sup>事ヲエズ。勾踐木ヲコリ草ヲカラヌ計ニ奉公シケレバ、死刑<sup>19</sup>被<sup>レ</sup>宥召任ハレケリ。夫差病スル事有キ。療術力ナキニ  
 似タリ。医師<sup>20</sup>ノ云、「<sup>21</sup>尿管<sup>22</sup>令<sup>レ</sup>飲、味ヲ以テ<sup>23</sup>存否<sup>24</sup>ヲシラン」ト云ケレ共、彼<sup>25</sup>ニ「<sup>26</sup>飲マント云臣妾ナシ。須<sup>27</sup>恩ヲ謝セン」ト云テ飲<sup>レ</sup>之。  
 ヲ起シテ、<sup>28</sup>誤テ虜レヌ。其咎死刑ニアリト云ヘドモ、君ノ患ニ依テ命ヲ助ラレタリ。洪恩生々ニ難報。須<sup>29</sup>恩ヲ謝セン」ト云テ飲<sup>レ</sup>之。  
 夫差其<sup>30</sup>志ノ深事ヲ感ジテ、<sup>31</sup>本国ニ返遣シツ。勾踐後ニ大軍ヲ起テ終ニ呉王ヲ亡シケリ。<sup>32</sup>会稽山ヲ論ジテ軍ニ負、<sup>33</sup>尿ヲ飲ハ恥也、本国ニ  
<sup>34</sup>還テ敵ヲ誅<sup>35</sup>テ彼山ヲ知ハ恥ヲ雪ル也。<sup>36</sup>故ニ会稽ノ恥ヲ雪<sup>37</sup>トイヘリ。去七日ハ山門額ヲ切レテ恥ニ及<sup>38</sup>今九日ニハ清水煙ト昇テ面ヲ洗グ。  
 実ニ恥ヲ雪ト云ベキニヤ。<sup>41</sup>京童部ガ云ケルハ、<sup>43</sup>山僧ハ田楽法師ニ似タリ。打敵ヲバ打返サデ、<sup>44</sup>傍ナル者ヲ打様ニ、<sup>45</sup>興福寺ノ衆徒ニ  
 額<sup>46</sup>ヲキラレテ、清水法師方頭<sup>47</sup>ヲハリタリ」トゾ<sup>48</sup>笑ヒケル。

【校異】1〈底・近・蓬・静〉二字下げ。2〈蓬〉「雪」とは。3〈蓬・静〉「稽山の」。4〈近〉「蚕山とも」、〈静〉「蚕山とも」。5〈蓬〉  
 「名付」、〈静〉「名つけ」。6〈近〉「これありとか」、〈蓬・静〉「これあるとか」。7〈蓬・静〉「生て」。8〈近〉「かいこまゆを」、〈蓬〉「蚕繭を」、〈静〉  
 「蚕繭を」。9〈蓬〉「つくりて」。10〈蓬〉「ノ」なし。11〈蓬〉「允常王と」、〈静〉「允常王と」。12〈近〉「かいらよわうと」、〈蓬〉「闔閭王と」、〈静〉  
 「闔閭王と」。13〈蓬〉「呉国王」、〈静〉「呉国王」。14〈蓬〉「これを知り」。15〈近〉「ふさと」。16〈近〉「これをつつ」、〈蓬・静〉「これを誅す」。  
 17〈近〉「とらはれたり」、〈蓬〉「生とられたり」、〈静〉「生虜れたり」。18〈近〉「ことゝを」として「ゝ」を見せ消ちにする。19〈近〉「ゆるされ」、  
 〈蓬〉「寛られて」、〈静〉「寛られて」。20〈蓬・静〉「ノ」なし。21〈近〉「いばりを」、〈蓬〉「尿を」、〈静〉「尿を」。22〈近〉「のましめ」、〈蓬・静〉  
 「飲しめて」。23〈近〉「そんひ」、〈蓬〉「存否を」、〈静〉「存否を」。24〈近〉「ヲ」なし。25〈蓬・静〉「召人」。26〈近〉「あやまりて」、〈蓬〉「誤  
 て」、〈静〉「誤て」。27〈近〉「とらはれぬ」、〈蓬〉「生とられぬ」、〈静〉「生虜れぬ」。28〈近〉「よて」、〈蓬・静〉「よりて」。29〈近〉「是をのむ」。  
 30〈蓬・静〉「心さしの」。31〈蓬〉「本国へ」。32〈近〉「くはいけいさんを」、〈蓬〉「会稽の山を」、〈静〉「会稽の山を」。33〈近〉「いはりを」、〈蓬〉  
 「尿を」、〈静〉「尿を」。34〈蓬〉「帰て」、〈静〉「返て」。35〈蓬・静〉「誅して」。36〈近〉「かるかゆへに」。37〈蓬〉「雪と」。38〈近〉「さんぬる」、  
 〈蓬〉「去」、〈静〉「去」。39〈近〉「およひ」、〈蓬〉「及」、〈静〉「をよひ」。40〈蓬〉「今日」。41〈近〉「京わらへか」とし、「らへ」の右傍に「は」  
 を書き入れ、〈蓬〉「京童部か」、〈静〉「京童部か」。42〈蓬〉「いひは」。43〈近〉「やまそうは」、〈蓬・静〉「山僧は」。44〈近〉「かたはらなる」、〈蓬・  
 静〉「傍なる」。45〈蓬〉「打様に」。46〈蓬〉「ヲ」なし。47〈蓬・静〉「ヲ」なし。48〈静〉「咲ける」。

【注解】○会稽ノ恥ヲ雪トハ… ここでは、前段の最後「サテコソ山 由来説話が見られる。〈長〉の由来説話は、以下見るように、〈盛〉の  
 門ハ会稽ノ恥ヲバ雪ヌト思ケレ」を受けるが、以下「トゾ笑ヒケル」 由来説話の冒頭記事と細かい設定は異なるものの、関連説話と考えら  
 まで〈盛〉の独自本文。ただし、〈長〉にも「会稽の恥をきよむ」の れる。以下〈長〉を引く。「恥をすゝがんといふは、異朝に稽山の洞

といふ所あり。彼山得分あり。それと申は、十七の蚕あり。まゆ一をもて糸千両をひく。されば一万七千両のいとなり。かるがゆへに、此山をば蚕山と名づけたり。会稽山とも云。彼山に二人の主あり。会台將軍、稽貞鬼風といふ。二人して一年づゝ此得分をとる。七月七日より合て、かつせんを遂ぐ。去年勝たるものは今年負、今年かちたるものは来年負けるゆへに、稽山の麓にて、年々うち替々本意を遂るゆへに、先のはぢをいまきよむ。仍、「くはいけいの恥をきよむ」とはいへり（一―五三頁）。〈長〉によれば、稽山の洞（蚕山とも）には、十七匹の蚕がいて、それぞれの蚕の繭一つから、糸千両を引くことが出来たという。その山の蚕の利権をめぐる争ったのが、会台將軍と稽貞鬼風。その山を会稽山とも言うのは、両者の名前から取ったためだろう。両者は隔年に勝敗を繰り返したところから、「会稽の恥をきよむ」と言うようになったとする。一方、〈盛〉でも、その山の名を「稽ノ山洞」、別名を「蚕山」「会稽山」と言う点は〈長〉に同じ。またこの山の蚕が作る生糸の利権を争ったという点も同じである。以上からも、関連説話と見て良からう。○稽ノ山洞「稽ノ山」「蚕山」を会稽山の異名とするのは、前項注解に見るように〈長・盛〉に共通。他の資料にはみあたらず、典拠不明。名前の由来説話は〈長〉に詳しい。「洞」は、「山間の細長くくぼんだ所。谷。溪谷」（角川古語大辞典）の意か。〈盛〉「角テ分入セ給ヘド、地形幽閑ノ洞ノ内、西ノ山ノ麓、北山ノ谷ノ奥ニ、寂光院ト云御堂アリ」（六一―四六二頁）。○会稽山トモ申也。呉越ノ境ニ在之トカ 会稽山を呉と越の境にある山とする点不審。会稽山は浙江省紹興市南部にある山で、呉越国境ではなく、越の首都会稽（現紹興市）の南方、つまり越国内に位置する。し

かし、次に見る『三国伝記』卷六「呉越戦事」や『曾我物語』卷五「呉越のたゝかひの事」にも同様の認識が見られる点注意される。『三国伝記』「呉王夫差是ヲ聞テ、「小敵ヲ不レ可ク欺ク」トテ、自ラ二十万騎ノ勢ヲ卒ニ呉ト越トノ境ニナル夫椒泉ト云処ニ馳向カシ、後ニ会稽山ヲ当、前ニ箭灘急ト云大河ヲ隔テ陣ヲ取ル」（中世の文学上―三二二頁）。なお、以下の話は、〈長〉には見られない。〈校注盛 頭注は、「以下の記述はほぼ史記・卷三一 呉世家及び卷四一 越世家などに拠るか」（一―一六〇頁）と指摘するが、〈盛〉の記事は内容的に『史記』とはかなり異なる。同話は〈盛〉卷十七にも引かれ、〈校注盛〉「始皇燕舟・勾踐夫差」の頭注では、「呉越合戦譚は、幼学（和漢朗詠集下、雑、雲「陶朱辞越」注、故宮付故宅「強呉滅兮」注等）を通じて喧伝し、例えば太平記卷四「呉越軍事」などに大きく結実する、中世史記の代表的な例と捉えることが出来る。源流は、史記その他」（三一―一八二頁）と指摘する。なお、この逸話は、他に先に引いた『三国伝記』卷六「呉越戦事」や、『平治物語』下「呉越戦ひの事」（一類本、新大系二五三頁。金刀比羅本、大系本二七九頁。流布本、大系本四五五頁）、『曾我物語』卷五「呉越のたゝかひの事」（大系本二二五―二四〇頁）、『訓抄』中―七ノ二十七（新編日本古典文学全集三三三頁）、『平家打聞』「会稽」の項（黒田彰一七五―一七六頁）などにも見られる。それらの話の多くは、「会稽の恥を雪む」の由来譚の形を取る。○両国境ヲ論ジテ代々ニ軍絶ズ ここでは「境ヲ論ジテ」軍が絶えなかつたとするが、この後では、この山で生産される生糸を争ったためともする。やや不整合の感があるが、〈長〉にも見る由来譚と、呉越合戦譚とを接続させた際の瑕疵と見ることができようか。呉越合戦譚では、

例えば、合戦の原因として、『太平記』では、「昔異朝ニ呉越トテナラベルノ大国アリ。此両国ノ諸侯皆王道ヲ不行、霸業ヲ務トシケル間、呉ハ越ヲ伐テ取ントシ、越ハ呉ヲ亡シテ併セントス」（旧大系1—140頁）とし、流布本『平治物語』では、「呉国に越王勾踐、呉王夫差とて、両国の王、互に国を合せんとあらそふ」（大系本四五頁）とする。○此山ニハ桑多生ジテ蚕繭ヲツクリ… 会稽山を養蚕の地とする記事は〈長〉にも見える。ただし、『史記』をはじめとする史書類（『春秋』『呉越春秋』『十八史略』など）には、こうした記事は見られない。○越国ノ允常王 春秋時代の越の国王。勾踐の父。在位？紀元前四九六年。「越王勾踐、其先禹之苗裔、而夏后帝少康之庶子也。封于会稽、以奉守禹之祀。文身断髮、披草莱而邑焉。後二十余世、至于允常。允常之時、與吳王闔廬戰、而相怨伐。允常卒、子句踐立。是為越王」（『史記』越世家第十一、新釈漢文大系八六、四九四頁）。なお、『呉越春秋』では「元常」と表記。『三国伝記』『平治物語』『太平記』の呉越合戦譚では、允常王や次項の闔閭は登場しないが、『曾我物語』に「昔、異朝に、呉国・越国とて、ならびの国あり。呉国王をば、闔閭の子にて、呉王夫差といひ、越国の王をば、大帝の子にて、越王勾踐とぞいひける」（大系本二二五頁）とあり。○呉国ノ闔閭王 春秋時代の呉の国王。夫差の父。在位紀元前五一四〜四九六年。呉国初代国王寿夢の没後、王位は長子諸樊、次子余祭、第三子余昧と継承されたが、第四子季札が王位を拒否したため、第五代には余昧の子僚が即位した。これに不満を持った第二代諸樊の子光こと闔閭が王僚を暗殺し第六代国王に即位した。「公子光竟立為王。是為吳王闔廬」（『史記』吳太白酒家第一、新釈漢文大系

八五、三〇頁）。なお、『史記』は「闔廬」、「呉越春秋」は「闔閭」の表記を用いる。○吳王軍ニ誅レテ越王知之 『史記』によれば、勾踐の父允常王が病没したのを聞いて闔閭が越に出兵、越の反撃によって樞李浙江省嘉興府秀水息で敗れて自傷、その傷がもとで死亡した。「十九年夏、呉伐越。越王句踐迎擊之樞李。……傷吳王闔廬指。軍却七里。吳王病傷而死。」（『史記』吳太白酒家第一、新釈漢文大系八五、三五頁）。「元年、吳王闔廬聞允常死、乃興師伐越。越王句踐使死士挑戰、三行至吳陳、呼而自剄。……吳師敗于樞李。射傷吳王闔廬、闔廬且死、告其子夫差曰、必毋忘越。」（『史記』越世家第十一、新釈漢文大系八六、四九五頁）。○勾踐 春秋時代の越の国王。父允常の死去によって即位。在位紀元前四九五〜四六五年。『史記』では「句踐」と表記される。呉の夫差に会稽山で敗れ、その後富国強兵に努めながら、苦い胆を嘗めて受けた虜囚の屈辱を忘れないようにしたという（越王句踐反国、乃苦身焦思、置膽於坐、坐臥即仰膽。飲食亦嘗膽也）『史記』越世家第十一、新釈漢文大系八六、四九四頁）。○夫差 春秋時代の呉の国王。父闔閭の死去によって即位。在位紀元前四九五〜四七三年。『十八史略』によれば、父の遺言にしたがって越への復讐を忘れないために、薪の上に臥したという（夫差志復讐。朝夕臥薪中、出入使人呼曰、夫差、而忘越人之殺而父邪。」新釈漢文大系二〇、五八頁）。○互ニ親ノ敵也ケレバ 『史記』『呉越春秋』などによれば、勾踐の父允常が呉王闔閭に討たれたという記事は見えない。一方夫差の父闔閭は、先述したように越王勾踐との戦いで被った傷がもとで死去している。ここでは、『太平記』巻四「呉越戦の事」の冒頭記事に見るように、



24夫差を典獄の官に渡し、会稽山のふもとにて誅す	△	△	△	△	△	△	△
25范蠡、五湖に身をかくして、陶朱公と称す	○						

表中の○印は類似性の濃いもの、△印は類似性のやや劣るものを示す。また、a・bは、〈盛〉巻二に見える記事。

〈盛〉（巻二）の当該本文では、夫差が勾踐を敵と思つて討とうとして  
いることを勾踐は事前に察して、先に兵を出したとする。同様に勾踐  
から攻め寄せたとするのが、①『史記』。「三年、勾踐聞、呉王夫差日  
夜勒兵、且以報越、越欲先呉未発、往伐之」（四九五頁）。  
但し、『史記』では、この後に、范蠡の諫言にもかかわらず、勾踐は  
出兵したと記す。また、⑥〈盛〉巻十七では、合戦の端緒を、「其謂  
ハ、昔唐ニ越王勾踐、呉王夫差トテ二人ノ国王御坐シケリ。互ニ中患  
シテ共ニ傾ントテ、会稽山ト云山ノ麓ニシテ、度々戦ケル程ニ、呉王  
ハ元ヨリ勢多、威スグレタリケレバ、越国ノ軍敗レテ勾踐生捕レヌ」  
（三―七九頁）と記す。⑦『平治物語』、⑨『和漢朗詠集』永済注も同  
様。⑦「漢家のむかしを思ふに、越王勾踐と呉王夫差と合戦せしに、  
越王、軍にまけて、呉王のためにいけどられぬ」（二五三頁）。⑨「勾  
踐ハ、呉王夫差トテ、呉ノクニノ王ナリシ人ト、カタキニテナムアリ  
ケル。呉王ハ、セイモオホク、威モマサリタリケレバ、会稽山トイフ  
ヤマニテ、タ、カヒケルニ、越ノイクサヤブレテ、勾踐、イケドリニ  
セラレニケリ」（一四五頁）。○アヤマチテ勾踐被虜タリ この後に  
も、「我無益ノ謀叛ヲ起シテ、誤テ虜レヌ」とある。戦いの中で、こ  
ともあるうに、大将である自分が生け捕られてしまったことを「誤  
テ」と言うのであろうか。○勾踐木ヲコリ草ヲカラヌ計ニ奉公シケ

レバ ⑥〈盛〉巻十七では、勾踐が「降ヲ請テ歎ケレバ」（三―七九  
頁）、憐れんだ夫差は助命したとする。それを臣下が諫めたが、勾踐  
は、「木ヲ樵水ヲ汲マデハナケレ共」（三―八〇頁）二心なく仕えたと  
め助命されたとする。⑦『平治物語』、⑨『和漢朗詠集』永済注では、  
伍子胥が諫めたとする。なお、当該句「木ヲコリ草ヲカラヌ計ニ」つ  
いて、〈校注盛〉巻十七「始皇燕丹・勾踐夫差」の頭注では、「前生で  
釈迦が阿私仙に仕えた採薪汲水故事（法華経提婆達多品に基づく）を  
踏まえる」（一八二頁）と指摘し、この故事を踏まえた用例として、  
拾遺集二十哀傷二三四六「法華経を我が得し事はたき木こり菜摘み水  
汲み仕へてぞ得し」（行基、新大系三五五頁）をあげる。『法華経』提  
婆達多品「王聞仙言、歡喜踊躍、即隨仙人、供給所須、採菓  
汲水、拾薪設食」（岩波文庫中―二〇六頁）。また、『法華経直談抄』  
提婆達多品には、「次王聞仙言云下、仙人奉公相也。去、水ヲ  
叩寒谷月ニ水ヲ汲、雪ヲ払暮山ノ菓ヲ拾、風ヲ忍新、莓ヲ結肩懸テ、  
草ヲ集身ニ纏イ、入山中ニ兔角ヲ隨仙人ニ奉公事、身心無倦見」  
（『法華経直談抄』臨川書店、四九八頁）とある。こうした先行表現  
を踏まえて、勾踐の奉公ぶりを比喩的に表現したものか。なお、〈盛〉  
の当該句を打消の助動詞に「ばかりに」が下接したものとすると、「勾  
踐は木を伐り草を刈つてはいないが、したのと同じくらいに奉公した  
ので」という意になり、〈盛〉巻十七の記述内容「木ヲ樵水ヲ汲マデ  
ハナケレ共、二心ナク仕ヘケレバ」（三―八〇頁）に符合する。「ぬ  
（ん）ばかり（に）」におけるかかる用法について、小林賢次は室町期  
以降「言ふ」以外の動詞を下接する「…ぬばかり」が拡がると指摘

している。この論に従うならば、当該句はかなり新しい用法と言える。〈盛〉において打消の助動詞に「ばかりに」が下接する確例は管見に及ぶ限り他に見出せない。○夫差病スル事有キ：以下勾踐が夫差の尿を飲んだという話の原話が、『呉越春秋』「勾踐入臣外伝」にあることを、増田欣は指摘する。「越王因拜、請嘗大王之溲以決吉凶」、即以手取其便与惡而嘗之、囚人曰、下囚臣勾踐賀於大王、王之疾至己巳日有瘳、至三月壬申病愈（『呉越春秋逐字索引』商務印書館三三頁）。『呉越春秋』によれば、共に呉に囚われていた范蠡が、夫差の病気は「己巳の日」に至れば良くなることを予見したうえで、勾踐に、夫差の病気を見舞ってその「溲惡（小便と大便）をなめ、その味を説明して快癒を予言するように勧めたことになっている。これだけからしても、『太平記』や〈盛〉巻二・巻十七、『曾我物語』、『平治物語』金刀比羅本・流布本等が、『呉越春秋』を直接に受けるものではないことが分かる（増田欣、二六一～二六三頁）。また増田は、飲尿譚も、『呉越春秋』に見る「溲惡」が、『平治物語』〈盛〉『十訓抄』等に見るように「尿」に変化し、『太平記』ではさらに「石淋」に変化したと指摘する。次に、〈校注盛〉（311～312頁）が、中世史記の世界における勾踐飲尿譚の一例とする国会本『和漢朗詠注』「陶朱辞越之暮」の句を引く。「越王ノ勾踐ト呉王ノ夫差、会稽山ノヤマ□論シテ合戦。越王、呉王ノ虜被ル籠舎。呉王、受重病。越王、呉王ノ尿ヲ受テ飲、命ヲ資リ、帰ル本国ニ。」（『和漢朗詠集古注釈集成』二上11～12頁）。『十訓抄』「勾踐は呉王のいましめを許りて、会稽の恥を雪がむがために、いつはりてよくしたがへる由を見えむとて、その尿を飲めりけり」（七ノ二七、新編日本古典文学全集五一、三三三

頁）。また『平家打聞』では、会稽の恥を雪いだ勾踐は捕らえた夫差に自分の尿を飲ませたとする。「会稽者、呉王夫差、捕越王勾踐、込<sup>レ</sup>会稽、身疲<sup>ル</sup>力弱<sup>キ</sup>、後随<sup>ル</sup>呉王<sup>ニ</sup>云時、呉王尿<sup>ヲ</sup>合<sup>レ</sup>吞<sup>ク</sup>勾踐<sup>ニ</sup>、越王味<sup>ハ</sup>吉<sup>ク</sup>云、呉王<sup>ハ</sup>、是程<sup>ノ</sup>者、切<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>ビ</sup>、返<sup>テ</sup>本国<sup>ニ</sup>、後<sup>ニ</sup>語数多<sup>ク</sup>兵<sup>ヲ</sup>、越<sup>ル</sup>呉国<sup>ニ</sup>戦<sup>ヒ</sup>、呉負<sup>ル</sup>、捕<sup>ル</sup>呉王<sup>ヲ</sup>、亦<sup>ハ</sup>会稽山込<sup>リ</sup>、後兵共<sup>ニ</sup>、開<sup>キ</sup>呉王<sup>ノ</sup>口<sup>ヲ</sup>、越王<sup>ノ</sup>尿<sup>ヲ</sup>合<sup>レ</sup>吞<sup>ク</sup>呉王<sup>ニ</sup>、後則、此山<sup>ニ</sup>切<sup>リ</sup>、雪<sup>コト</sup>ハ会稽恥<sup>ヲ</sup>是<sup>リ</sup>」（一七五～一七六頁）。○尿ヲ令飲、味ヲ以テ存否ヲシラ  
ン 飲尿の目的として、「存否」を知るためとするのは、他に、金刀比羅本『平治物語』・〈盛〉巻十七。「存否」を知るとは、生死に関する病気かどうかを知ると言う意味であろう。金刀比羅本『平治物語』いかにしてか病人の生死をしるべき」（二七九頁）、〈盛〉巻十七「其味ヲ以テ命ノ存亡ヲ知ン」（318頁）。『平家打聞』「越王味<sup>ハ</sup>吉<sup>ク</sup>云」も同様に解して良いか。一方、病状診断のためとするのが、『太平記』・『曾我物語』。『太平記』「石淋ノ味ヲ嘗テ、五味ノ様ヲ知スル人アラバ、輒ク可<sup>レ</sup>奉<sup>ル</sup>療治」（旧大系11～14頁）。『曾我物語』もほぼ同文。原典と見られる『呉越春秋』では、前項に見たように、夫差の病気は「己巳の日」になれば良くなることを予見した上で、范蠡が勾踐に知恵を授けたという。以上からすれば、飲尿の目的は、「生死を知る」ためから、病状診断のためと言うように変化したと考えて良いか。○夫差其志ノ深事ヲ感ジテ、本国ニ返遣シツ  
〈盛〉巻二・巻十七・金刀比羅本『平治物語』・流布本『平治物語』では、伍子胥のことに触れないが、『太平記』・『曾我物語』では、勾踐を帰国させるに際し、伍子胥が夫差を諫めたとする。これに対し、一類本『平治物語』・『和漢朗詠集』永濟注等では、伍子胥が諫めたのは勾踐

の助命の際であったとする。○会稽山ヲ論ジテ 前々々項で引用した国会本『和漢朗詠注』の「会稽山<sup>ヤマ</sup>□論シテ合戦ス」と類似の表現。〈盛〉巻一の当該記事では、先にも「此山ヲ論ジテ、合戦絶ザリケル程二」とあった。また「両国境ヲ論ジテ」ともあったように、会稽山の帰属を争ったと言う意味だろう。○本国ニ還テ敵ヲ誅テ：

本国（越）に帰国して後、（自分に屈辱を味わわせた）敵夫差を討つて会稽山を再び我が物としたということは、まさに恥を雪めたことになる。だから「会稽の恥を雪める」というのだの意。○去七日ハ山

門額ヲ切レテ恥ニ及…〈長〉「去七日は、山門たちまちに恥にあひ、今九日は、清水寺又はぢを見る」（一一五二頁）。〈長〉は「会稽の恥」

をめぐっては〈盛〉とは大きく異なる逸話を載せるが、他本にはないこの対句的表現についてはほぼ共通する。○実ニ恥ヲ雪ト云ベキニ

ヤ 柴田隆は、「誠に恥を雪ぐことが出来たのでせうよ」（四〇頁）と解するが、「本当に恥を雪めたと言っているのであろうか」の意と解するべきか。二条天皇葬送の時に先例を破って打ち付けた額を切り落とされた屈辱を、清水寺を焼くことで雪めようとする山門大衆の行為に疑問を呈していると解することができよう。〈長〉では、「会稽ノ恥ヲ雪トハ…」項に引用した由来説話を受けて、「これ則、会天台鬼風に可違哉」（一一五二頁）と評する。○山僧ハ田楽法師ニ似タリ 「田

楽法師」とは、僧形の職業的田楽者。『長秋記』大治四年（一一二九）五月十日条の八条殿田植興の記事に「田楽法師等十余人著当色」（増

#### 【引用研究文献】

- 植木行宣「田楽の村」（村井康彦編『日本芸能史2 古代—中世』法政大学出版局一九八二・6）
- 黒田彰「島原松平本『平家打聞』」（矢野貫一・長友千代治編『日本文学説林』和泉書院一九八六・9）

補史料大成1—268頁）とあることから、十一世紀後半以前には僧形の田楽者がいて、芸能を演じて貴族社会から美服を頂戴していたと考えられている（能勢朝次一四七二頁）。『中右記』長承二年（一一三三）五月八日条の宇治鎮守明神祭祀記事にも、「田楽法師原其興無極」（増補史料大成7—四二二頁）とある。また『増鏡』第十「老のなみ」には、「下野といひし物は、田楽とかやいふ事するあやし法師の、名をばそのこまといふが女なりき」（旧大系三六〇頁）とある。植木行宣は、「田楽は遊興の田植を母胎に成立し、風流田楽が流行した十一世紀末には、観賞芸能としてその地歩を固め」（一八四頁）、それを職業とする田楽法師が登場したとする。また、宇治離宮祭では、「田楽を田楽法師原といわれる專業芸団が演じた」（一八七頁）。能勢朝次はこの田楽法師の所作から、「当時かやうに京童に囃されたと仮定するならば、平安末期には、田楽法師は又一面に猿楽法師の滑稽な演芸をもその中に取り入れて居たものではないかと思はれ、猿楽と田楽との交渉の益々密接な事を我々に物語ると思はれるのである。（但し平家物語には山僧田楽法師に云々の語は見えないから、かやうな落首的口ずさみが、その頃に果して行はれたか否かは疑問に属する）」（一四七九頁）と指摘する。清水寺を焼いた叡山大衆の行為を、京童に揶揄させていると見ることが出来る。〈盛〉は会稽の恥の故事を引きながらも、結局の所、額を切り落とされた恥を清水寺を焼くことで雪めようとした大衆の行為が、実はまったく雪辱になっていないと批判していることになる。

○小林賢次「(言わ)んばかり」考―慣用表現の成立と展開―(日本語研究一五、一九九五・2)

○柴田隆『もつとも分り易き源平盛衰記の解釈』(日本出版社一九三二・1)

○能勢朝次『能楽源流考』(山石波書店一九三八・11、附篇「田楽攷」)

○増田欣『太平記』の比較文学的研究(角川書店一九七六・3)

○山口秋穂「ぬばかり」「んばかり」考(図書六二六、二〇〇〇・8)

昔嵯峨天皇ノ后ニ春子女御ト申ハ、一条右大臣坂上田村丸ノ御娘也。御懐妊ノ時、「<sup>1</sup>御座平安ナラバ、我氏寺ニ三重ノ塔ラクマン」ト、御願ヲ被レ立タリ。其驗ニヤ、平ニ王子御誕生アリ。第三ノ王子<sup>2</sup>ニ門居親王トハ此御事也。御宿願ヲ遂ラレンガ為ニ、官府ヲ申、承和四年ニ建立セラレタリシ三重ノ塔婆、空輪高ク耀<sup>4</sup>テ<sup>5</sup>宝鈴雲ニ響シモ焼ニケリ。猛火爰ニ止<sup>7</sup>テ、本堂一字ハ残タリ。大衆既ニ<sup>8</sup>帰上ラントシケルニ、東塔南谷教光坊大和阿闍梨仙性トテ、<sup>9</sup>学匠ノ而モ大悪僧<sup>10</sup>也ケルガ、進出テ<sup>11</sup>僉議シテ云、「罪業本ヨリ所有ナシ。妄想顛倒ヨリ起ル。心性<sup>12</sup>源<sup>13</sup>深ケレバ衆生<sup>13</sup>即仏ナリ。罪トシテ更<sup>14</sup>不<sup>15</sup>恐。本堂ニ火ヲ<sup>14</sup>差ヤク」ト申ケレバ、衆徒「尤々」ト一同シテ、手々ニ火ヲトモシツ、<sup>15</sup>堂ノ四方ニ付タレバ、黒煙ハルカニ立上リ、<sup>16</sup>赤日ノヒカリモ見エザリケリ。

【校異】1〈蓬・静〉もし御産。2〈近〉「ニ」なし。3〈近〉「かとすへしむわうとは」〈蓬〉「門居親王は」〈静〉「門居親王は」。4〈蓬・静〉「テ」なし。5〈近〉「ほうりん」。6〈近〉「むかひしも」。7〈蓬〉「テ」なし。8〈蓬〉「かへり上らんしけるに」。9〈近〉「東塔のみなみたにけうくはうはうの大あじやりせむしやうとて」〈蓬〉「東塔南谷教光坊大和阿闍梨仙性とて」〈静〉「東塔南谷教光坊大和阿闍梨仙性とて」。10〈蓬・静〉「学生の」。11〈近〉「せんしぎして」。12〈蓬〉「ふかけければ」。13〈近〉「すなはちほとけなり」〈蓬〉「即仏也」〈静〉「即仏也」。14〈近〉「つけよやく」。15〈近〉「堂ノ」なし。16〈近〉「しやくしつ」の、〈蓬〉「赤日の」。

【注解】○昔嵯峨天皇ノ后ニ：以下、清水寺三重の塔(子安塔)に  
関する縁起は、〈延・長〉にもある。〈延・長〉がほぼ同文であるのに  
対し、〈盛〉には一部異なる記述が見られる。嵯峨天皇は、第五十二  
代天皇。諱は賀美能(神野)。延暦五年(七八六)承和九年(八四二)。  
在位大同四年(八〇九)弘仁十四年(八二三)。父は桓武天皇、母は  
皇后藤原乙牟漏。大同元年(八〇六)、同母兄平城天皇の即位にもなっ  
て皇太子に立てられ、同四年(八〇九)四月、病によって退位した平  
城天皇の譲を受けて即位した。同年十二月、退位した平城上皇が多数  
の官人を率いて奈良の旧都に移り政治に介入、翌弘仁元年(八一〇)  
に遷都の命を下すと、これに抵抗して大納言坂上田村麻呂に平城上皇  
の東国入りを阻止させ、寵姫藤原薬子とその兄兵衛督仲成を滅ぼさせ  
た(薬子の変)。弘仁十四年(八二三)四月十六日皇太弟大伴親王(淳  
和天皇)に譲位、冷泉院を院御所とし、天長十年(八三三)淳和天皇  
が皇太子正良親王(仁明天皇)に譲位すると、洛西の嵯峨院に隠棲した。

承和九年（八四二）七月十五日崩御、五十七歳。○春子女御 坂上田村麻呂の娘春子は、桓武天皇の妃で葛井親王、春日内親王の母。〈盛〉が「嵯峨天皇ノ后」とするのは誤り。また、〈延・長〉が「嵯峨天皇第三皇子、門居親王后」（〈延〉巻一―一五〇ウ）とするのも誤り。『日本文徳実録』嘉祥三年（八五〇）四月二日条の葛井親王の薨伝には、「大宰帥三品葛井親王薨。親王、桓武天皇第十二子也。母大納言贈正二位坂上大宿祢田村麻呂之女、従四位下春子也」（国史大系三―一五頁）とあり、『帝王編年記』には、「葛井親王（母坂上春子田村將軍女三品太宰帥）」「春日内親王（母同葛井）」（国史大系二―一七八頁）とあるので、春子が桓武天皇の後宮に入内、葛井親王と春日内親王を生んだことが確認できる。ただし、その身分が女御であったかについては記録類には記載がない。『皇室制度史料 后妃四』は、「わが国の文献に於いて、初めて女御の語が見えるのは、日本書紀雄略天皇七年是歳条の「欲自求稚媛為女御」の記事であるが、これはただ天皇の御寝に侍する宮女の称として、中国の後宮の称を借用したものである。…しかし平安時代の初め、桓武天皇の後宮に紀乙魚や百済教法らが女御として見えて以来、歴朝女御の存在したことが国史以下の文献に見える。…女御は初め嬪の下に位置づけられたが、紀乙魚や百済教法らの位階は四位ないし五位で、令制の嬪の位階に等しい」（一―二頁）と指摘する。そして桓武天皇の女御として記録上確認できるものとして、『続日本紀』の紀乙魚、百済王教法に加えて、『一代要記』の橘御井子、藤原仲子、橘田村子の名を挙げる（一〇頁）が、その中に坂上春子の名はない。ただし、玉井力は『日本後紀』延暦二十三年七月七日条には、「授无位明□女王従五位上…无位藤原朝臣上子、橘

朝臣御井子、紀朝臣乙魚、坂上大宿禰春子従五位上」（国史大系三四頁）とあり、この時ともに従五位上に叙せられた百済王教法と紀乙魚が女御となっていることから、「これら「キサキ」であったことが明白な人達と肩を並べて、特別の加階や「位田全給」の待遇をうけている人々は、たとえ明確な記載がなくとも「キサキ」であったと断定して差支えないと考える」（三頁）と指摘する。なお、撰者未詳漢文体『清水寺縁起』（以下、漢文体縁起）では、「三重宝塔一基」条において、「件塔。承和十四年（歳次丁卯）故帥葛井親王。嵯峨天皇皇子。田村磨大納言女春子女御（所生也）請官符建立之。東方薬師。南方釈迦。寺家别当大法师願豫造立之。西方阿弥陀。北方弥勒者。寺家别当大法师安興造立之」（続群書二六下―三八八頁）としているように、春子を嵯峨天皇の女御としている。以下の項でも指摘するように、〈盛〉はこの漢文体縁起に準ずる縁起に拠っている可能性が高い。○二条右大臣坂上田村丸 平安時代初期の武将。天平宝字二年（七五八）弘仁二年（八一二）。父は苜田麻呂。極官が大納言右大將であるので「右大臣」は誤り。〈延・長〉「二条右大將」が良いか。延暦十年（七九二）七月、大伴弟麻呂が征夷大使に任ぜられた際に、田村麻呂は副使の一人に任命されて以降、繰り返し征討の任にあつた。延暦十五年（七九六）正月、陸奥出羽按察使兼陸奥守に任ぜられ、十月に鎮守将軍をも兼ね、同十八年（七九七）十一月には征夷大將軍となる。延暦二十年（八〇二）二月十四日、田村麻呂は桓武天皇より節刀を賜わり四万の軍勢を率いて東下、九月二十七日遠く閉伊村まで夷賊を討伏し、十月二十八日帰京し節刀を天皇に返上、翌月征夷の功により従三位に叙せられ十二月には近衛中将に任ぜられている。

延暦二十一年（八〇二）正月に陸奥国胆沢城造宮に派遣され、同年七月十日には、降伏した蝦夷の首長大墓公阿弓利為・盤眞公母礼を伴って平安京に入るが、延暦二十三年（八〇四）正月、再び征夷大將軍に任ぜられ、翌二十四年（八〇五）六月には参議となる。なお蝦夷征討はこの年の暮に中止とされた。翌年（八〇六）三月桓武天皇崩御。その際、田村麻呂は殿中において天皇の側近に侍し安殿皇太子（平城天皇）を助け、皇太子に皇位の印と剣とを奉り、後に中納言・中衛大將に任ぜられている。大同二年（八〇七）右近衛大將、侍従、兵部卿を経て同四年正三位、弘仁元年（八一〇）九月大納言に任ぜられた。翌二年（八一二）五月二十三日、平安京郊外粟田別業で没した。五十四歳。山城国宇治郡栗栖村に葬られたという。贈従二位。次段に描かれるように、坂上田村麻呂は、清水寺縁起ではその創建に助力した人物として登場する。醍醐寺本『諸寺縁起集』所収「清水寺建立記」は、田村麻呂を筆者に擬したものの。なお、「二条」と冠している点については未詳だが、『坂上系図』に「同（弘仁二年九月）廿七日贈従二位。号二条右大將」。又号「蛭淵大納言」（統群書七下―三八四頁）とある。金沢文庫本『観音利益集』「清水寺観音」に「田村丸ハ後ニハ従二位大納言右近衛大將ニテヲハシケリ」などとある。「二位」を「二条」と誤ったか。○御懷妊ノ時：以下、清水寺三重の塔（子安の塔）の縁起を記すのは〈延・長・盛〉のみ。〈延〉「昔嵯峨天皇第三皇子門居親王后、二条右大將坂上田村丸御娘春子女御御懷妊御時、御産平安ナラバ我氏寺ニ三重ノ塔ヲ組ベキ由御願ニテ建サセ給シ三重ノ塔、九輪高ク耀シモ焼ニケリ。兒安塔ト申ハ是也」（卷一―一五〇ウ）。〈長〉も〈延〉にほぼ同じ。『清水寺縁起絵巻』（以下、縁起絵巻）中巻第十一段には、

「又中門（今号西門是也）の東に三重の塔婆（俗呼称子安塔）あり。此塔は嵯峨天皇御宇に、皇子御誕生のため御立願の事ありしに、其験により葛井親王（此親王御事委細先条注之）勅をうけ給ひて御造立ありき。然りしより以来、貴賤の婦女渴仰浅からず、祈念の験を得ずといふ事なし」（『続々日本絵巻大成』一七二頁）と記される。中門東に建つ三重の塔を子安の塔とし、兄嵯峨天皇の皇子誕生の立願によって、葛井親王が勅を奉じて建立したものとされる。なお、葛井親王については、同第八段に「柏原天皇の第八皇子葛井親王は、彼大納言女從四位下春子女御の所生也」（二七二頁）とある。なお、後掲注解「御宿願ヲ遂ラレンガ為ニ」参照。○第三ノ王子ニ門居親王トハ 桓武天皇第十二皇子葛井親王。『本朝皇胤紹運録』に、「桓武天皇―葛井親王三三母坂上春子、大納言田村丸女」（群書五―三四頁）とあり。門居親王は、葛井親王（延暦十九年（八〇〇））嘉祥三年（八五〇）の別表記と考えて良いか。〈延・長・盛〉が、門居親王を「嵯峨天皇第三皇子」とするのは誤り。そうした誤りは、漢文体縁起の割注で、「故帥葛井親王（嵯峨天皇皇子。田村磨大納言女春子女御所生也）」（統群書二八下―三八八頁）とすることと関わる（ただし本文中では、仮名本と同様「柏原天皇第八皇子葛井親王者、大納言女從四位下春子女御之所生也」（同三八五頁）と記している）。また、〈延・長・盛〉が「第三皇子」と誤るのは、桓武天皇第三皇子葛原親王と誤解したもののか。弘仁十年（八〇九）四品を授けられ、兵部卿などを歴任して三品に進む。射芸にすぐれ、また音楽を好み管弦楽器に巧みだったという。嘉祥三年正月に大宰帥に任ぜられるが、同年四月二日死去。五十一歳。『文徳実録』嘉祥三年四月二日条に薨伝が記される（先掲

の注解「春子女御」参照。○御宿願ヲ遂ラレンガ為ニ…前掲漢文体縁起「三重宝塔一基」に「件塔。承和十四年（歳次丁卯）故師葛井親王。嵯峨天皇皇子。田村磨大納言女春子女御所生也。請官符「建立之」（統群書二六下—三八八頁）とあり、葛井親王が官符を受けて建立したとする。〈盛〉では明示されないが、春子の懐妊を受けて皇子誕生を願って田村麻呂が発願、葛井親王誕生を受けて建立したと読めるか。ただしその場合は建立されたという「承和四年」が田村麻呂の没年「弘仁二年（八一—）」と矛盾する。あるいは田村麻呂ではなく春子本人が建立したと捉えているのであろうか。いずれにせよ不審が残る。縁起絵巻では、「此塔は嵯峨天皇御宇に、皇子御誕生のため御立願の事ありしに、其驗により葛井親王（此親王御事委細先条注之）勅をうけ給ひて御造立ありき」（前掲）と、嵯峨天皇の皇子誕生の御願により、葛井親王が勅命を受けて建立したとされている。〈盛〉が春子を嵯峨天皇の女御、葛井親王を嵯峨天皇の第三皇子としているのは、こうした記事を誤解したものか。○承和四年 八三七年。先に引いた漢文体縁起には「承和十四年」（八四七年）とあり、これを誤ったものか。漢文体縁起や縁起絵巻（御懷妊ノ時…項参照）によれば、葛井親王が創建したことになる。しかし〈盛〉では前項で示したように、葛井親王の誕生を受けて田村麻呂あるいは春子が建立したとあるのであれば、年代に隔たりがあろう。○空輪高ク輝テ宝鈴雲ニ響シモ焼ニケリ 〈延・長〉「九輪高ク耀シモ焼ニケリ。兒安塔ト申ハ是也」（〈延〉五〇ウ〜五一オ）。「九輪」「空輪」ともに、塔の最上部にある九個の輪からなる部分。「宝鈴」は仏前に供える鈴のことと言うが、ここは、塔の相輪（九輪）に吊り下げられた小型の風鐸

（宝鐸）を言う。「風鐸は風に鳴る音色を聞くために古くから使われているもので、軒風鐸のほか相輪や宝鎖に下げる小型のものがある」（濱島正三二三四頁）。『江都督納言願文集注解』「五層之構、二年而成。金鐸鳴風声、振半天之境、玉輪納月影、挿五雲之衢」（公家被供養東寺塔願文四六頁）。なお、〈盛〉巻二十四「南都合戦焼失」には、「空輪雲ニ耀シ五重ノ塔婆」（3—四八四頁）とある。○東塔南谷教光坊大和阿闍梨仙性…〈四・延・長〉に同内容の記事があるが、法師の名を「無動寺法師ニ伯耆堅者乗円」とする。仙性の名は〈盛〉巻五「澄憲賜血脈」に、奪還した座主明雲を祐慶と共に担いだ僧の名として出る。〈盛〉「東塔南谷妙光坊ノ大和阿闍梨仙性」（1—三〇一頁）。この仙性は、『日吉山王利生記』や『山王絵詞』に記される「東塔南谷に仙昌法橋」（『日吉山王利生記』統群書二下—六九〇頁）と同人であろう（松田宣史五五頁）。同書によれば、仙昌は、頼朝が上洛の折に召人として鎌倉に下ったが、日来信心していた地藏尊の加護（件の本尊は今に有南谷妙光坊地藏是也）とあり。同前六九一頁により上洛を赦され、「捧<sup>マ</sup>祿有のみならず祈請をさへ仰付られ」（同前六九〇〜六九一頁）たとする。以上から、「教光坊」は「妙光坊」の誤記かと松田宣史は指摘する（六八頁）。松田は、清水寺を焼失させた張本を、〈四・延・長〉では青蓮院門徒の乗円とするのに対し、〈盛〉では梶井門徒の仙性に置き換えられている点に着目し、『源平盛衰記』の編者は梶井門跡を意識し、青蓮院門跡にとって都合の良いように書き換えているのではないか（二六〇頁）と指摘する。だとすれば、先述の「実ニ恥ヲ雪ト云ベキニヤ」項や「山僧ハ田楽法師ニ似タリ」項で示したように、〈盛〉が大衆の清水寺焼き討ちを批判的に捉えてい

たことも関連するか。○学匠ノ而モ大悪僧 〈四・延・長〉同。

平雅行によれば、「平安・鎌倉時代の悪僧はしばしば学匠でもあったため、彼らは曲がりなりにも武力の正当化に腐心した」が、その後は、

学僧と武力担当者とは分化し、寺院の武力はただの武力として自立していったとする(六四〇―六五頁)。

○罪業本ヨリ所有ナシ… 〈四・延・長〉にも同じ和讃が記される。親鸞の『正像末和讃草稿本』(康治二年(一一四三))に同文が見られることを山下宏明が指摘(七八頁)、『雑談集』巻九「冥衆ノ仏法ヲ崇事」にも同文があり、『雑談集』(三

【引用研究文献】

○宮内庁編『皇室制度史料 后妃四』(吉川弘文館一九九〇・3)

○平雅行「中世寺院の暴力とその正当化」(九州史学一四〇、二〇〇五・2)

○玉井力「女御・更衣制度の成立」(名古屋大学文学部研究論集五六、一九七二・3)

○濱島正士『寺社建築の鑑賞基礎知識』(至文堂一九九二・10)

○牧野和夫『冥土蘇生記』その側面の一面」(東横国文学二一、一九七九・3。『日本文学研究資料新集・平家物語 語りと原態』有精堂一九八七・5所収。『延慶本『平家物語』の説話と学問』思文閣出版二〇〇五・10再録。引用は後者による)

○松田宣史「源平盛衰記の成立圏」(中世文学三三、一九八八・6。『比叡山仏教説話研究―序説―』三弥井書店二〇〇三・11再録。引用は後者による)

○山下宏明「平家物語四部合戦状本に関する研究」(名古屋大学教養部紀要一一、一九六七・3。『平家物語研究序説』明治書院一九七二・3再録。引用は後者による)

弥井書店一九七三・9) 補注では、『普賢観経』に依拠した永観撰『往生講式』が母体であったことが指摘される(三四八頁)。牧野和夫は、

この説を補強するものとして恵心作『普賢講作法』を紹介しながら、〈四・延・長〉の乗円(盛)では仙性の主張が、「天台本覚に基づいた極めてラジカルな危険思想であった」(一九九頁)ことを指摘する。

さらにこうした思想の背景として、この頃の「ヒトヘノ平氏ノ護持僧」(『愚管抄』二五五頁)と言われた天台座主明雲と清盛との結びつきを指摘する(三〇頁)。

1 清水寺ト申ハ、昔大和国子島寺ニ沙門アリ。其名ヲ賢心ト云。淀河ヲ渡給ケルニ、水ノ中ニ金色一筋ノ流アリ。「是直事ニ非ズ」トテ流ニ  
3 随テ源ヲ尋ヌ。山城国愛宕郡八坂郷<sup>5</sup>東山<sup>6</sup>辺リ、清水<sup>7</sup>ノ滝ノ下ニ至レリ。惟シゲナル草菴アリ。中ニ白衣ノ居士アリ。年齢既  
ニ老々トシテ、白髪更ニ皓々タリ。賢心問テ云、「汝ニハ誰人ゾ。コ、ニ住シテ幾年ヲカ経タル」ト。居士答ニ云、「我ヲバ行叡ト  
云。此地ニ住事數百歳、心ニ観音ノ威神力ヲ念ジ、口ニ千手ノ真言ヲ誦ス。我ニ東国修行ノ志アリ。汝慥ニ聞。此草菴ノ跡ハ加濫ヲ立

ベキ勝地也。前ナル<sup>19</sup>株ハ観音ノ<sup>20</sup>料木也。必汝<sup>21</sup>宿望ヲ果スベシト云テ、<sup>22</sup>東指テ去ニケリ。賢心此ニ住シテ六時三昧念ス、練行坐禪年經ケル程ニ、坂上ノ田村丸<sup>23</sup>東山遊獵ノ次ニ、<sup>24</sup>種々ノ瑞異ニ驚テ、賢心ト師檀ノ契ヲ結ツ、宝龜十一年ニ始テ<sup>25</sup>伽濫ヲ草創シテ、金色八尺ノ千手観音ヲ造立ス。延暦大同ニ<sup>26</sup>殿ヲ造闢テ、清水寺ト号セシヨリ以来、星<sup>27</sup>霜已ニ四百余歳ニ及ケリ。

【校異】1以下「及ケリ」まで、〈蓬・静〉一字下げ、〈近〉は一字下げにせず、右に「清水寺縁起事上皇臨幸ハ波羅事」と標題を傍記。なお、〈近〉「此清水寺と」。2〈近〉「げんしんと」、〈静〉「賢心と」。3〈近〉「したかひて」、〈蓬〉「随て」、〈静〉「随て」。4〈近〉「みなもとに」。5〈近〉「ひんかしやまの」、〈蓬〉「東山」。6〈蓬〉「辺」。7〈蓬〉「ノ」なし。8〈蓬〉「あやしける」。9〈蓬・静〉「草庵」。10〈近〉「はくゑの」、〈蓬〉「白衣の」、〈静〉「白衣の」。11〈蓬・静〉「幡々たり」。12〈近〉「とふて」、〈蓬・静〉「とひて」。13〈近〉「いくはくとしをか」、〈蓬〉「幾年をか」、〈静〉「幾年をか」。14〈近〉「ぎやうゑいと」、〈蓬〉「行叡と」、〈静〉「行叡と」。15〈蓬〉「念して」。16〈蓬・静〉「心さし」。17〈蓬〉「草庵の」、〈静〉「草庵の」。18〈静〉「伽藍を」。19〈近〉「ちうは」、〈蓬・静〉「株は」。20〈静〉「断木なり」。21〈近〉「しゆくまうを」、〈蓬〉「宿望を」、〈静〉「宿望を」。22〈近〉「ひんかしを」、〈蓬〉「東を」。23〈近〉「ひんかし山」、〈蓬〉「東山」。24〈近〉「しゆく、の」、〈静〉「種々の」。25〈静〉「伽藍を」。26〈近〉「さうくはつして」、〈蓬・静〉「つくり闕て」。

【注解】○清水寺ト申ハ：以下引かれる清水寺の縁起は〈盛〉のほかは、〈南〉にほほ同文がある以外は、他本にない。清水寺の縁起については、漢文体縁起、伝藤原明衡撰『清水寺縁起』の他、『清水寺建立記』、縁起絵巻などがあり、また『扶桑略記抄』（延暦十七年七月二日条）や『今昔物語集』巻十一「田村將軍始建清水寺」語第三十二、「本朝神仙伝」「報恩大師伝」「行叡居士伝」などにも記載が見える。『本朝神仙伝』のみは報恩大師が清水に來て行叡に出会ったとするが、他本はいずれも行叡と出会ったのは報恩の弟子賢心（後に延鎮と改名）とする。○大和国子島寺『国史大辞典』によれば、子島寺は、奈良県高市郡高取町にあった古刹。高取町観覺寺はその後身と伝え、もと法相宗。興福寺一乘院末であったが、明治六年（一八七三）以降高野山金剛峯寺末となった。また、醍醐寺本『諸寺縁起集』所収『子嶋山寺建立縁起大師伝』（『校刊美術史料寺院篇上

卷』一〇三〜一〇四頁）によれば、天平勝宝四年（七五二）十月に孝謙女帝の病をいやした報恩が、施入された寢殿一字などをもって、天平宝字四年（七六〇）三月に子島山寺を建立し、檀造観音・四天王像を安置し、延暦四年（七八五）十一月に桓武天皇の病を加持した報恩は、皇太子の施入になる観音・脇侍二像をまつり、さらに上野国莊園一処がこの時施入されたと伝える。なお、漢文体縁起に「大和高市郡八多郷子嶋寺内供奉十禪師修行大法師位報恩〈諡報恩大師〉一百人門徒中有第七弟子法師賢心〈後改為延鎮〉云者」（三八〇頁）とある。○賢心 平安初期の修行僧。後に延鎮と改める。京都清水寺の開山。漢文体縁起等によれば報恩の七番目の弟子（前項参照）。○淀河ヲ渡給ケルニ：以下の本文は『清水寺縁起』ことに漢文体縁起との共通部分が多い。以下、漢文体縁起の本文を引き、〈盛・南〉との共通部分を棒線で示し、〈南〉にのみ一致する部分を波線で

示す。「夢中告去南之由。覺後念向北之故行長岡城之間。淀河有金色一支之水。唯独自明了。余人所不見也。定知。為我示先瑞。仍尋金流之源。遙到山城國愛宕郡八坂郷東山之上清水瀧下焉。雲峙松翠。青山在目。巖峰右斜。白雲如帶。朽枯大木為山上道。踏木纜就瀧下。是則宝龜九年歲次戊午四月八日也。於是瀧前北岸上有一草庵。中白衣居士年齡老大。白髮皤々。其形七旬有餘許也。賢心問件居士。住此幾年。又姓名誰。居士答曰、姓在隱道（隱遁）の誤りだろ。名云行叡。年來雖待汝莫不見（莫は曾）の誤りか。『清水寺建立記』等に、「曾不見來」とある。適幸汝來。為悅尤足。我心念觀音威神力。口誦千手真言。隱居此地經數百年。我有東国修行之本意。替我其間暫可住此處。抑草庵跡者。可造堂之地也。此前株者。觀音料木也。若遲來早遂此本意。言未畢居士立亡」（三八一頁）。先に指摘した三重の塔に関する縁起で、門居親王（葛井親王）を嵯峨天皇第三皇子としていたことなどを合せ考えると、漢文体縁起に近い本文に依拠した可能性が高い。中前正志も、中世の諸文献に見られる清水寺縁起が、平安末頃成立の漢文体縁起の影響下にあったことを指摘する（三三二頁）。〈盛・南〉も例外ではないだろう。○是直事ニ非ズ 〈南〉同。清水寺縁起では、金色の流れが自分にだけ見えたため、何かの瑞兆と思い、その源を遡ったとする。○年齢既ニ老々トシテ、白髮更ニ皓々タリ 〈南〉「齡七旬有餘ニシテ白髮タリ」（上一六七頁）、漢文体縁起「白髮皤々。其形七旬有餘許也」（三八一頁）。漢文体縁起の本文の内、棒線部は〈盛〉に近似し、波線部は、〈南〉に近似する。〈南・盛〉の本文の内いずれが先行するか判断しがたいが（山下宏明「二五五」二五七頁）、編集の際に再度

漢文体縁起を参照していることは確かであろう。なお、〈盛〉の「皓々」は、「白々と光り輝くさま」（日国大）、漢文体縁起の「皤々」は、「鬢の毛などのまっ白なさま」（日国大）の意。○行叡 古代伝承上の僧。清水寺縁起によれば、京都東山の音羽山に庵をむすび数百年間修行を続け、宝龜九年（七七八）延鎮に出会ったとき、この地に寺を建て観音像を安置するよう告げて東国へ去ったという。「行叡居士者、東山清水寺之本主也。雖及數百年、猶有小容。常以練行為宗。一生精進、不蓄妻。地絶粒避穀。清水寺瀧者、居士修所出也。本為黄金色」。後相逢報恩大師、讓持仏并、住所而曰吾待汝來、宜為此地主以弘佛法、吾為利畜夷將往東国。爰東回行、々至乙葉山、自然鎖、唯留草鞋及杖。後人以之為終焉。其履相分、在本寺瀧上并乙葉山。」（本朝神仙伝・行叡居士事、日本古典全書『古本説話集』朝日新聞社一九六七・9、三五〇～三五二頁）。○我ニ東国修行ノ志アリ 〈南〉には、この前に「汝ガ尋テ来ラン事ヲマツ」の一文があるが、これは漢文体縁起に一致する（山下宏明「二五六頁」）。漢文体縁起「名云行叡。年來雖待汝莫不見。適幸汝來」（三八一頁）。前々項の注解参照。○坂上ノ田村丸東山遊獵ノ次ニ、種々ノ瑞異ニ驚テ… 田村麻呂の賢心への帰依については、先に挙げた清水寺縁起の多くが触れる。産婦のために鹿を射止め水を飲もうとした田村麻呂は、不思議な水に出会う。その源を探す内に清水の滝の下にある賢心の庵室に辿り着く。そこで賢心の読経の声を聞き懺悔の思いを起こしたとする。漢文体縁起には次のようにある。「帰庵苦修行經三箇年矣。宝龜十一年。將監坂上田邑曆奉公余暇。出洛陽遊獵東山脚。為産女求得一鹿。屠此之間。欲飲冷水遇奇怪之

水。〈今称延年寺之谷是也〉。見源源無。訪渴渴無。若是銀河流  
 歟。若半天河水歟。將監再三掬此水。嗽之飲之。即時身冷心安。  
 仍趁源徘徊之間。有転経音。発露之心忽起。懺悔之思始存。<sup>（在）</sup>尋音  
 挙昇到清水瀧下焉。瀧前北岸上有孤庵。逢一沙門。將監問事。  
 沙門答曰。名謂賢心。具陳上件事。：將監聞此旨已忘婦。即  
 云。看汝體骨宛如神仙。非凡庸人。是聖賢化也。所謂仁者愛  
 山。知者樂水。仍永代結縁爲大師。須勵微志。將果彼願。：其後  
 忽造仮仏殿。爰命婦高子。別唱女官上中下人。各令加織芥之志。  
 始奉造金色八尺十二面四十手大悲大靈驗觀世音菩薩像。造宮未畢  
 靈効甚多」（三八一—三八二頁）。○宝龜十一年始テ伽藍ヲ草創  
 シテ：延暦大同ニ仏殿ヲ造闢テ、清水寺ト号セシヨリ以来 縁起絵巻  
 などによれば、宝龜十一年（七八〇）に草庵が創建され、延暦十七年  
 （七七八）に伽藍を建立して本尊を安置し、大同二年（八〇七）に再  
 び伽藍を拡張、清水寺と号したという。「宝龜十一年始て草堂を建立  
 し本尊を安置し奉らる。延暦十七年仏殿を改造れり。：：：大同二年又  
 伽藍を造闢げ法号北観音寺と云。堂前の額にみえたり。清水寺の号大  
 門の額にあきらか也」（第一段）。中前によれば、これは漢文体縁起が、  
 「宝龜十一年、仮りの仏殿を造立して本尊観音を造像↓延暦十七年、  
 再び伽藍を建立して本尊観音を安置、という二段階の形を取るのと一

## 【引用研究文献】

\* 中前正志「撰者未詳漢文体『清水寺縁起』覚書」（女子大國文二二二、一九九七・6）

\* 山下宏明「平家物語の叙法となりたち―南都本をめぐって」（国語国文、一九八九・7、『平家物語の成立』名古屋大学出版会一九九三・6。引用は後者による）

致しているようで、注意される」（四二頁）とする。そして、「平安末  
 頃までの早い時点での他の縁起には、明確に二段階化したものは見ら  
 れない」のであり、〈盛〉の記事も、「源へと溯れば」、漢文体縁起に  
 「行き着く、その系統を引くものであると言えようか」（同前）と指摘  
 する。漢文体縁起の冒頭には、「右清水寺者、在山城国愛宕郡八坂郷  
 東山上矣。千手観音靈驗之地。行叙居士孤庵之跡也。宝龜十一年初比、  
 建立普聖堂、彫刻本尊。延暦十七年七月二日、更改造仏殿。同廿  
 四年十月十七日、給太政官符「界寺領四至」。：大同二年又造闢伽  
 藍。法号北観音寺顯堂前之額。世号清水寺、顯大門之額」（三八〇  
 頁）とある。なお、〈南〉は「大同ニ仏殿造闢シテ」（六八頁）とする  
 のみで、「延喜の元号はない。○星霜已二百余歳ニ及ケリ（南）  
 同。宝龜十一年（七八〇）から数えても、四百年後は一一八〇年とな  
 り、清水寺焼亡時には合わない。これは、清水寺縁起が記す、弘仁二  
 年（八一二）正月五日の「本願將軍自作建立記」の一節を取り込んだ  
 のであろう。「但我早世後及四百歳。当山麓村有理將軍。鎮和逆  
 乱宜護国位。是則我身也。密誨有実。無伝他族。努力々々焉」  
 （漢文体縁起三八五頁）、「我早世之後及四百歳。当山麓有理將軍。  
 鎮逆乱宜護同（国）か位。是則我身也。密誨有実。勿伝  
 他族。努力々矣」（縁起絵巻二七二頁）。

嵯峨天皇<sup>1</sup>御宸筆ノ勅書ニハ、「<sup>2</sup>清水寺<sup>3</sup>一宜<sup>4</sup>為<sup>5</sup>鎮護國家之<sup>6</sup>道場<sup>7</sup>」ト被<sup>8</sup>宣<sup>9</sup>下<sup>10</sup>タリ。誠<sup>11</sup>古仙<sup>12</sup>經<sup>13</sup>行之<sup>14</sup>聖跡<sup>15</sup>。大悲<sup>16</sup>利物<sup>17</sup>之<sup>18</sup>靈囑<sup>19</sup>也。天子<sup>20</sup>万<sup>21</sup>乘<sup>22</sup>ノ聖主<sup>23</sup>モ、薩<sup>24</sup>埵<sup>25</sup>乏<sup>26</sup>弘<sup>27</sup>誓<sup>28</sup>ヲ仰<sup>29</sup>ギ、士<sup>30</sup>民<sup>31</sup>七<sup>32</sup>道<sup>33</sup>ノ男<sup>34</sup>女<sup>35</sup>モ、<sup>36</sup>闡<sup>37</sup>提<sup>38</sup>ノ悲<sup>39</sup>願<sup>40</sup>ヲ憑<sup>41</sup>ケリ。保<sup>42</sup>目<sup>43</sup>出<sup>44</sup>キ。大<sup>45</sup>伽<sup>46</sup>藍<sup>47</sup>、精<sup>48</sup>舎<sup>49</sup>ハ煙<sup>50</sup>ト昇<sup>51</sup>ツ、仏<sup>52</sup>像<sup>53</sup>灰<sup>54</sup>ト<sup>55</sup>變<sup>56</sup>ジケン。千<sup>57</sup>手<sup>58</sup>ノ廿<sup>59</sup>八部<sup>60</sup>衆<sup>61</sup>照<sup>62</sup>見<sup>63</sup>誠<sup>64</sup>ニ難<sup>65</sup>知<sup>66</sup>。衆<sup>67</sup>徒<sup>68</sup>カク<sup>69</sup>燒<sup>70</sup>払<sup>71</sup>テ<sup>72</sup>歸<sup>73</sup>登<sup>74</sup>ニケリ。平<sup>75</sup>相<sup>76</sup>國<sup>77</sup>清<sup>78</sup>盛<sup>79</sup>、徒<sup>80</sup>ニ數<sup>81</sup>千<sup>82</sup>ノ軍<sup>83</sup>兵<sup>84</sup>ヲ集<sup>85</sup>置<sup>86</sup>トイヘ共<sup>87</sup>、更<sup>88</sup>ニ咫<sup>89</sup>尺<sup>90</sup>ノ災<sup>91</sup>難<sup>92</sup>ヲ救<sup>93</sup>フ事<sup>94</sup>ナシ。衆<sup>95</sup>徒<sup>96</sup>患<sup>97</sup>行<sup>98</sup>ヲ致<sup>99</sup>セドモ、武<sup>100</sup>勇<sup>101</sup>防<sup>102</sup>制<sup>103</sup>セズ、王<sup>104</sup>威<sup>105</sup>ノ衰<sup>106</sup>微<sup>107</sup>、仏<sup>108</sup>法<sup>109</sup>ノ破<sup>110</sup>滅<sup>111</sup>、此<sup>112</sup>時<sup>113</sup>ニアリ。

清水寺<sup>114</sup>燒<sup>115</sup>失<sup>116</sup>ノ後<sup>117</sup>、<sup>118</sup>切<sup>119</sup>堤<sup>120</sup>・川<sup>121</sup>原<sup>122</sup>ノ<sup>123</sup>武<sup>124</sup>士<sup>125</sup>等<sup>126</sup>陣<sup>127</sup>頭<sup>128</sup>ニ參<sup>129</sup>ズ。ニ<sup>130</sup>〇<sup>131</sup>八<sup>132</sup>子<sup>133</sup>細<sup>134</sup>ヲ<sup>135</sup>為<sup>136</sup>レ<sup>137</sup>被<sup>138</sup>召<sup>139</sup>問<sup>140</sup>、<sup>141</sup>頼<sup>142</sup>政<sup>143</sup>ヲ<sup>144</sup>陣<sup>145</sup>ノ中<sup>146</sup>ニメ<sup>147</sup>サ<sup>148</sup>ル。頼<sup>149</sup>政<sup>150</sup>ハ<sup>151</sup>白<sup>152</sup>キ見<sup>153</sup>紋<sup>154</sup>紗<sup>155</sup>ノ水<sup>156</sup>干<sup>157</sup>小<sup>158</sup>袴<sup>159</sup>ニ、藍<sup>160</sup>摺<sup>161</sup>ノ帷<sup>162</sup>著<sup>163</sup>テ、立<sup>164</sup>烏<sup>165</sup>帽<sup>166</sup>子<sup>167</sup>ニ<sup>168</sup>太<sup>169</sup>刀<sup>170</sup>帶<sup>171</sup>テ、<sup>172</sup>胡<sup>173</sup>籙<sup>174</sup>ヲ<sup>175</sup>不<sup>176</sup>レ<sup>177</sup>負<sup>178</sup>バ、<sup>179</sup>淺<sup>180</sup>沓<sup>181</sup>ヲ<sup>182</sup>ハケ<sup>183</sup>リ。渡<sup>184</sup>辺<sup>185</sup>ノ源<sup>186</sup>三<sup>187</sup>競<sup>188</sup>ト<sup>189</sup>云<sup>190</sup>郎<sup>191</sup>等<sup>192</sup>一<sup>193</sup>人<sup>194</sup>相<sup>195</sup>具<sup>196</sup>セリ。誠<sup>197</sup>ニ花<sup>198</sup>ヤカニ<sup>199</sup>由<sup>200</sup>アリテミエタリ。子<sup>201</sup>息<sup>202</sup>伊<sup>203</sup>豆<sup>204</sup>守<sup>205</sup>仲<sup>206</sup>綱<sup>207</sup>已<sup>208</sup>下<sup>209</sup>ノ隨<sup>210</sup>兵<sup>211</sup>等<sup>212</sup>ハ、門<sup>213</sup>外<sup>214</sup>ニ候<sup>215</sup>ヒケリ。源<sup>216</sup>氏<sup>217</sup>ノ作<sup>218</sup>法<sup>219</sup>優<sup>220</sup>ニシテ異<sup>221</sup>他<sup>222</sup>也<sup>223</sup>ト、見<sup>224</sup>物<sup>225</sup>ノ上<sup>226</sup>下<sup>227</sup>感<sup>228</sup>申<sup>229</sup>ケリ。兼<sup>230</sup>ノ<sup>231</sup>巷<sup>232</sup>説<sup>233</sup>ニ、清<sup>234</sup>盛<sup>235</sup>卿<sup>236</sup>ノ事<sup>237</sup>ト聞<sup>238</sup>エケレバ、六<sup>239</sup>波<sup>240</sup>羅<sup>241</sup>ニハ武<sup>242</sup>士<sup>243</sup>雲<sup>244</sup>霞<sup>245</sup>ノ如<sup>246</sup>ク馳<sup>247</sup>集<sup>248</sup>ル。大<sup>249</sup>内<sup>250</sup>ヲ守<sup>251</sup>護<sup>252</sup>スル者<sup>253</sup>モ、平<sup>254</sup>將<sup>255</sup>ノ亭<sup>256</sup>ニ馳<sup>257</sup>行<sup>258</sup>ケレバ、左<sup>259</sup>衛<sup>260</sup>門<sup>261</sup>督<sup>262</sup>重<sup>263</sup>盛<sup>264</sup>卿<sup>265</sup>ハ、当<sup>266</sup>家<sup>267</sup>追<sup>268</sup>討<sup>269</sup>ノ披<sup>270</sup>露<sup>271</sup>一定<sup>272</sup>僻<sup>273</sup>事<sup>274</sup>ニコソ。參<sup>275</sup>テ御<sup>276</sup>氣<sup>277</sup>色<sup>278</sup>何<sup>279</sup>ハントテ、院<sup>280</sup>參<sup>281</sup>シ給<sup>282</sup>ケル程<sup>283</sup>ニ、上<sup>284</sup>皇<sup>285</sup>ハ又<sup>286</sup>閭<sup>287</sup>巷<sup>288</sup>ノ説<sup>289</sup>ヲ為<sup>290</sup>レ<sup>291</sup>被<sup>292</sup>謝<sup>293</sup>仰<sup>294</sup>、六<sup>295</sup>波<sup>296</sup>羅<sup>297</sup>ハ御<sup>298</sup>幸<sup>299</sup>アリ。ニ〇九<sup>300</sup>左<sup>301</sup>衛<sup>302</sup>門<sup>303</sup>督<sup>304</sup>公<sup>305</sup>光<sup>306</sup>卿<sup>307</sup>、治<sup>308</sup>部<sup>309</sup>光<sup>310</sup>隆<sup>311</sup>卿<sup>312</sup>、供<sup>313</sup>奉<sup>314</sup>セラレタリ。重<sup>315</sup>盛<sup>316</sup>卿<sup>317</sup>道<sup>318</sup>ニテ參<sup>319</sup>会<sup>320</sup>給<sup>321</sup>ヒ、御<sup>322</sup>供<sup>323</sup>申<sup>324</sup>テ奉<sup>325</sup>レ入<sup>326</sup>。平<sup>327</sup>中<sup>328</sup>納<sup>329</sup>言<sup>330</sup>清<sup>331</sup>盛<sup>332</sup>ハ、用<sup>333</sup>心<sup>334</sup>ノ為<sup>335</sup>ニヤ、所<sup>336</sup>勞<sup>337</sup>ト稱<sup>338</sup>ジテ見<sup>339</sup>參<sup>340</sup>ニ入<sup>341</sup>ラザリケレバ、空<sup>342</sup>ク還<sup>343</sup>御<sup>344</sup>有<sup>345</sup>ケリ。河<sup>346</sup>陽<sup>347</sup>之<sup>348</sup>蒐<sup>349</sup>、春<sup>350</sup>秋<sup>351</sup>猶<sup>352</sup>忌<sup>353</sup>レトイヘリ。忽<sup>354</sup>ニ君<sup>355</sup>臣<sup>356</sup>ノ道<sup>357</sup>ヲ忘<sup>358</sup>テ、今<sup>359</sup>上<sup>360</sup>下<sup>361</sup>ノ礼<sup>362</sup>ヲ背<sup>363</sup>ケレ共<sup>364</sup>、君<sup>365</sup>トシテ其<sup>366</sup>罪<sup>367</sup>ヲ責<sup>368</sup>ルニアタハズ、臣<sup>369</sup>トシテ其<sup>370</sup>咎<sup>371</sup>ヲ恐<sup>372</sup>ル、事<sup>373</sup>ナシ。朝<sup>374</sup>家<sup>375</sup>ノ恥<sup>376</sup>武<sup>377</sup>將<sup>378</sup>ノ驕<sup>379</sup>リ、只<sup>380</sup>此<sup>381</sup>事<sup>382</sup>ニアリ。是<sup>383</sup>又<sup>384</sup>平<sup>385</sup>家<sup>386</sup>ノ狼<sup>387</sup>藉<sup>388</sup>ノ第<sup>389</sup>二<sup>390</sup>度<sup>391</sup>也。重<sup>392</sup>盛<sup>393</sup>卿<sup>394</sup>御<sup>395</sup>送<sup>396</sup>ト參<sup>397</sup>テ、六<sup>398</sup>波<sup>399</sup>羅<sup>400</sup>ハ歸<sup>401</sup>リ、父<sup>402</sup>ニ向<sup>403</sup>テ、「サテモ一<sup>404</sup>院<sup>405</sup>ノ御<sup>406</sup>幸<sup>407</sup>コソ恐<sup>408</sup>レ覺<sup>409</sup>ユレ」ト宣<sup>410</sup>ケレバ、清<sup>411</sup>盛<sup>412</sup>ハ、「思<sup>413</sup>召<sup>414</sup>寄<sup>415</sup>仰<sup>416</sup>ス旨<sup>417</sup>ノ聊<sup>418</sup>モ<sup>419</sup>アレバコソ、平<sup>420</sup>家<sup>421</sup>追<sup>422</sup>討<sup>423</sup>ト云<sup>424</sup>事<sup>425</sup>モ洩<sup>426</sup>聞<sup>427</sup>ユラメナレバ、御<sup>428</sup>幸<sup>429</sup>有<sup>430</sup>トテモ不<sup>431</sup>レ可<sup>432</sup>被<sup>433</sup>打<sup>434</sup>解<sup>435</sup>」憤<sup>436</sup>ラレケ<sup>437</sup>ニ〇レバ、重<sup>438</sup>盛<sup>439</sup>ハ、「此<sup>440</sup>事<sup>441</sup>ユメク々<sup>442</sup>色<sup>443</sup>ニモ詞<sup>444</sup>ニモ出<sup>445</sup>サセ給<sup>446</sup>ベカラズ。保<sup>447</sup>元<sup>448</sup>平<sup>449</sup>治<sup>450</sup>ヨリ、逆<sup>451</sup>臣<sup>452</sup>ヲ討<sup>453</sup>罰<sup>454</sup>シテ勲<sup>455</sup>功<sup>456</sup>端<sup>457</sup>シ多<sup>458</sup>シ。今<sup>459</sup>ニ至<sup>460</sup>マデ、君<sup>461</sup>ノ御<sup>462</sup>為<sup>463</sup>不<sup>464</sup>忠<sup>465</sup>ヲ存<sup>466</sup>ゼラレズ。何<sup>467</sup>ニ依<sup>468</sup>テカ一<sup>469</sup>門<sup>470</sup>追<sup>471</sup>討<sup>472</sup>ノ御<sup>473</sup>企<sup>474</sup>有<sup>475</sup>ベキ。加<sup>476</sup>様<sup>477</sup>ノ事<sup>478</sup>ニコソ人<sup>479</sup>ノ心<sup>480</sup>ツキテ、実<sup>481</sup>ナキ事<sup>482</sup>ニ惡<sup>483</sup>キ事<sup>484</sup>ヲモ思<sup>485</sup>出<sup>486</sup>ス事<sup>487</sup>ニ候<sup>488</sup>。向<sup>489</sup>後<sup>490</sup>モ叡<sup>491</sup>慮<sup>492</sup>ニ背<sup>493</sup>キ給<sup>494</sup>ハズ、人<sup>495</sup>ノ為<sup>496</sup>ニ患<sup>497</sup>ヲ施<sup>498</sup>サント思<sup>499</sup>メサバ、神<sup>500</sup>明<sup>501</sup>三<sup>502</sup>宝<sup>503</sup>ノ御<sup>504</sup>加<sup>505</sup>護<sup>506</sup>有<sup>507</sup>ベシ。去<sup>508</sup>バ御<sup>509</sup>身<sup>510</sup>ノ恐<sup>511</sup>有<sup>512</sup>ベカラズ」トテ被<sup>513</sup>立<sup>514</sup>ケレバ、清<sup>515</sup>盛<sup>516</sup>ハ、「此<sup>517</sup>重<sup>518</sup>盛<sup>519</sup>ハユ、シク大<sup>520</sup>様<sup>521</sup>ノ者<sup>522</sup>カナ」トゾイハレケル。

【校異】 1 〈蓬〉「御震筆の」〈静〉「御震筆の」。 2 〈蓬〉「清水寺を以て宜為鎮護國家之道場」と。 3 〈蓬〉「弘誓を」。 4 〈静〉「闡提悲願を」。 5 〈近〉「頼みけり」。 6 〈蓬・静〉「大伽藍」。 7 〈近〉「へむしけり」。 8 〈近〉「廿八ぶしゆの」。 9 〈蓬〉「平將清盛へ静」平將清盛。 10 〈近〉「きりつつみかはらの」〈蓬〉「切堤河原の」〈静〉「切堤河原の」。 11 〈近〉「ぶし等」〈蓬〉「武士等」。 12 〈近〉「めしとはれんとす」。 13 〈蓬〉「源頼政を」〈静〉「源頼政を」。 14 〈蓬・静〉「見文紗の」。 15 〈蓬〉「負す」〈静〉「負す」。 16 〈近〉「あさきくつを」〈蓬・静〉「浅沓を」。 17 〈近〉「わたなへのけん三きはふと」〈蓬〉「渡辺源三競と」〈静〉「渡辺源三競と」。 18 〈蓬・静〉「云」なし。 19 〈蓬・静〉「一人を」。 20 〈蓬〉「以下の」。 21 〈近〉「ノ」なし。 22 〈近〉「まぢく」のせつに」。 23 〈近〉「大だいを」。 24 〈蓬〉「ものなり」。 25 〈蓬〉「左衛門督」。 26 〈近〉「御けしき」〈蓬〉「御気色」〈静〉「御気色」。 27 〈蓬・静〉「旅巷」。 28 〈蓬〉「左衛門督」。 29 〈近〉「ちぶみつたのきやう」とし、「たの」の右に「か」を傍記、〈蓬

「治部卿」〔静〕「治部卿光隆卿」。30 〔蓬・静〕「御共」。31 〔蓬〕「ありける」。32 〔近〕「しう」、〔蓬・静〕「蒐」。33 〔蓬〕「ニ」なし。34 〔近〕「そむけれとも」。35 〔近〕「しんしもとして」。36 〔近〕「むかつて」、〔蓬〕「向て」。37 〔蓬〕「覚召より仰す」、〔静〕「思食より仰す」。38 〔近〕「あれこそ」とし、「こ」の前に「ば」を補入。39 〔近〕「もれきこゆかめなれば」とし、「か」を見せ消ちとして「ら」を傍記。40 〔近〕「うちとけらるへからすと」。41 〔近〕「重盛ハ」なし。42 〔近〕「ついばつして」、〔蓬〕「討罰して」。43 〔近〕「よりてか」、〔蓬・静〕「よつてか」。44 〔蓬〕「追罰の」、〔静〕「追罰の」。45 〔近〕「まことなき」、〔蓬〕「実なき」、〔静〕「実なき」。46 〔蓬〕「悪き」。47 〔蓬〕「覚召は」、〔静〕「思食は」。48 〔近〕「されは」、〔蓬・静〕「やいらは」。

【注解】○嵯峨天皇御宸筆ノ勅書ニハ… 以下、「王威ノ衰微、仏法ノ破滅、此時ニアリ」まで、〔盛〕の独自異文。靈場清水寺の焼失による王法・仏法の衰微を慨嘆する。漢文体縁起では、冒頭に概要を記した「大概」をあげる中で、「弘仁元年十月五日有 宸筆勅給印一面」（続群書二六下—三八〇頁）とし、また縁起本文中に「弘仁元年十月賜今上宸筆勅書」（三八三頁）とする。さらにその後「所賜寺家 勅書官符官牒等」（三八六頁）として、清水寺に関する四通の勅書等を挙げる中に、「嵯峨天皇宸筆勅云」として「勅 得大納言坂上大宿禰田村磨解状傳… 田村磨定將、被免件清水寺為鎮護国家之庭。… 弘仁元年十月五日」とする。縁起絵巻第一段には、「弘仁元年 勅書を下され又印一面をそへらる。是皆寺庫に納て永く不朽の金玉に比せしむるものなり」とある（続々日本絵巻大成一六六頁）。○古仙経行之聖跡、大悲利物之靈岫也 「古仙」とは、「昔の仙人」の意。『長谷寺縁起文』「定知、此ノ山古仙修行之跡、衆妙吉祥之砌也」（一〇四頁。横田隆志翻刻本文）。〔盛〕のここでの用例では、前節で〔盛〕の引用する清水寺縁起に、「白衣ノ居士」で「年齢既ニ老々トシテ、白髮更ニ皓々タリ」、また「此地ニ住事數百歳」とあった行叡を指すと考えられるが、おそらくは行叡を訪ねた賢心も含まれるであろう。漢文体

縁起に田村麻呂が賢心に対して「看汝体骨宛如神仙」。非「凡庸人」。是聖賢化也」（三八二頁）と評し、縁起絵巻では、「汝形兒まことに凡類にあらず。定て神仙のまじはり歟」（一六八頁）とする。なお「聖跡」についても、縁起絵巻で、田村麻呂から妻に対する発言に「願は以我宅彼聖跡によせ」（一六八頁）とある。「経行」とは仏教語で、「一定の場所を往復・旋回して歩くこと」（『角川古語大辞典』）。〔盛〕では、卷二十八「経正竹生島詣」で吉野の眺望について述べる際にも、「誠ニ靈神遊興ノ砌、故仙経行ノ境ト見エタリ」（四—四七頁）とある。『表白集』に「実古仙経行之跡。諸聖衆云之砌也者歟」（続群書二八上—四四五頁）とあるように、「古仙（古仏）経行」というのは定型の表現であろう。「大悲」は大悲菩薩、すなわち観世音菩薩。「利物」は仏教語で「衆生に利益を与えること」（『角川古語大辞典』）。〔盛〕卷十二「大臣以下流罪」に熱田社の景観について「和光利物ノ棟葉ニ、引立標繩ノ兔三角ニ、風ニ乱ル、有様」（二—二四〇頁）とある。観音に関わる用例としては、『覚任表白集』観音「今、観世音菩薩者、利物染心而留身於十地」（真福寺善本叢刊『法儀表白集』三七二頁）などがある。縁起絵巻第一段では「神といひ仏といひ、和光同塵の利物济度、与樂の善功、一世ともにむなしからん哉」（一六六頁）とする。

「靈幡」は特に神仏の座す神聖な窟であり、清水寺については、縁起絵巻第一段に「猶靈幡を拝するに、奇雲皓月は飛泉の金流に傍て」（二六六頁）とある。○天子万乗ノ聖主モ、薩埵之弘誓ヲ仰ギ、土民七道ノ男女モ、闍提ノ悲願ヲ憑ケリ。「万乗ノ聖主」は君主で「天子」と同義、「七道ノ男女」は全国の男女で「土民」と同義。『実語教』「上天子ヨリ、下土民ニ至ル迄、怠ルコト勿レ」（二〇六頁。酒井憲二翻刻本文）に見るように、上は天皇から下は土民に至るまで、身分の上下に関わらず、観音の誓願に救いを求めることを説く。縁起絵巻第一段「聖代明主勸信を篤くし、凡庸非情も慈済にもれず。四遠の尊卑首を傾け、八極の縑素踵をつぐ」（二六七頁）。「薩埵」はここでは菩提薩埵すなわち菩薩で、観音菩薩のこと。「弘誓」とは菩薩が衆生を済度するための誓願。『法華経』普門品の偈に「弘誓深如海 歴劫不思議」とある。〈盛〉巻二十四「胡德楽河南浦楽」に「本願皇帝発起ノ勸念ハ、大悲普現ノ観自在、弘誓ノ海は深ク」（三—四八六頁）。『讚仏乗鈔』十一面観音「数詣観音之靈地ニ久仰大悲之弘誓」（『安居院唱導集上』四一〇頁）。「闍提」とは、「仏法をそしり、成仏する因をもたない者。成仏する因縁をかけた断善闍提と衆生を救うために菩薩がことさらこの姿をとる、大悲闍提の二つがある」（『日国大』）。ここでは後者。〈盛〉はこの他に三例「闍提」を用いる。巻八「法皇三井灌頂」に「彼聖徳太子ハ救世観音ノ応現、大悲闍提ノ菩薩也」（一—五三三頁）、巻九「宰相申預丹波少将」に「俊寛ノ云ケルハ、日本ハ神国也、天開ケ地堅リ、国興リ人定テ後、光ヲ高間原ニ和ゲ、跡ヲアラカネノ地ニ垂給フ、大小ノ神祇三千七百余所也、多ハ久成正寛ノ如来、大悲闍提菩薩也」（二—三三七頁）、巻三十九「同

人請法然房」に「土ヲ九品ニ分テ、破戒闍提嫌之事ナク」（五—四八一頁）。前の二例は本文と同様「大悲闍提」として用いられる。これらの用例の内、巻八の用例が〈延〉にも見られる。他に龍門文庫蔵『清水靈験記』冒頭に、「利物ノ誓ハ諸仏菩薩同ジト云ヘドモ、大悲闍提ノ誓ハ尚余ニスグレ」（一四一頁。千本英史翻刻本文）とある。○千手ノ廿八部衆照見誠ニ難知 二十八部衆は、観音の眷属。『太平記』「南方ヨリ光明赫奕タル観世音菩薩一尊飛来リマシクテ、船ノ舳ニ立給ヘバ、眷属ノ二十八部衆、各弓箭兵杖ヲ帶シテ擁護シ奉ル体ニゾ見給ケル」（旧大系二—一四三頁）。『麗気記』「二十八部衆蓮華部使者。観音眷属」（続群書三十一九九頁）。「照見」は、「物事の本質を明らかに照らし見ること。神仏の教え」（『角川古語』）。千手観音の眷属である二十八部衆は、この惨状をどのようにご覧なさっていることか誠にはかりがたいの意。○平相国清盛、徒ニ数千ノ軍兵ヲ集置トイヘ共、更ニ咫尺ノ災難ヲ救フ事ナシ この時清盛は、この直後に「平中納言清盛」とあるように、権中納言であり、ここで平相国とするのは正確ではない。先に清水寺焼討の折、都の中に流れたという流言にも、「上皇大衆ニ仰テ、事ヲ南都ノ会憤ニヨセテ、平相国清盛ヲ可被誅由聞エケリ」とあったが、ここで「平相国」としていたのも〈盛〉のみ。「咫尺ノ災難」とは、清盛が、六波羅に兵を集めながらも、すぐ近くにあった天皇の信仰も篤い「鎮護国家之道場」とも言うべき清水寺の焼討を防げなかったことを非難する。先の清水寺焼討の場面でも、平家一族の六波羅参集記事に続けて、「衆徒ヲ防ク心ナクシテ堅ク城内ヲ守ル」と非難していた。○衆徒悪行ヲ致セドモ、武勇防制セズ 「武勇」は、武士の意だろう。〈延〉「我レ右筆ノ身ニ

非ズ。武勇ノ家ニ生レテ、今此恥ニ遇ム事、家ノ為、身ノ為、心ウカルベシ」（巻一—一六ウ—一七オ）。叡山衆徒のこの度の悪行は、武士である平氏が制御すべきであったというのであろう。○王威ノ衰微、仏法ノ破滅、此時ニアリ。延暦寺大衆による清水寺焼討と同時に、その焼討を平氏が防禦もせず傍観していたことに対して、「王威ノ衰微」を言う。〈盛〉は、巻八「法皇三井灌頂」でも、三井寺を焼き討ちしようとする延暦寺に対し、「抑、王威ハ仏法ヲ崇メ、仏法ハ王威ヲ守コソ、相互ニ助テ効験モ目出ク明德モイミジケレ。若王威ヲ王威トセズハ、何ノ仏法カ我朝ニ興隆スベキヤ」（一—五一—七頁）と批判する。○清水寺焼失ノ後…以下、「見物ノ上下感申ケリ」まで、頼政等の参陣の様子、〈盛〉の独自異文。○切堤・川原ノ武士等 先に、兵庫頭頼政等を、「切堤へ差遣テ被守護」とあった。その時の「切堤」の注解に引いた〈盛〉の「③山門ノ衆徒、既西坂本、切堤、賀茂ノ川原、二條三條辺マデ下タリト聞エケレバ（二—三四—五頁）」からすれば、「切堤川原」という一つの地ではなく、「切堤・川原」、つまり切堤と賀茂の河原方面に派遣されていた武士と考えるべきか。○陣頭ニ参ズ 内裏高松殿の陣頭か。『玉葉』云承元元年八月二十三日条に、「此日、於陣頭、有造八省定云々、今日、不被定 国宛云々、抑此定、於御前可被行也、而於仗下有之、理不可、若逐天喜八年例」歟、彼度、二東記云、須於御前被定也、而依御寸白、於陣有定云々とあるように、陣頭とは陣定を行う近衛陣座で公卿の尋問を受けたのであろう。ただし、頼政自身が陣座に座したわけではなく、「官外記各祇候陣頭」（『兵範記』仁安三年九月十九日条）とあるような実務官人たちが祇候する空間に呼び出されたものと考えられ

る。源競もその脇に控え、それ以外の随兵は門外にいたということになる。ただし、里内裏としての高倉殿の構成が不明であるため、具体的にどの殿舎が充てられたかは不明である。○子細ヲ為被召問、頼政ヲ陣ノ中ニメサル 山法師等に遭遇せず、戦うことなく戻ってきたことに対して頼政に尋問がなされたのだろう。その応答の詳細はこの後に記されないが、見事な答弁がそこでは繰り広げられたのである。この後の「御輿振」における頼政像の先取りとも言えよう。○白キ見紋紗ノ水干小袴ニ、藍摺ノ帷著テ「見紋紗」は、「けんもんしや・顕紋紗 地に紋を織り出した紗」（『角川古語大辞典』）『義経記』巻七「昨日の雨にしほれたる顕紋紗の直垂に」（旧大系三三三—三頁）、『古今著聞集』巻八「けんもさの両面の水干に、袖にむばらこきに雀のゐたるをぞ縫たりける」（旧大系二五六頁）。〈延・長〉では日吉神輿の入洛に対して出陣する頼政の装束を、「源兵庫頭頼政は、けんもんしやのかりきぬに、うへくゝりて」（〈長〉 1—九七頁。〈延〉は、傍線部「結紋紗」。巻一—九四ウ）とする。なお、近藤好和①は、「平安末期の特に武官を帯する武士の場合、直垂よりも水干が正式であった」（一—三八頁）らしい事例として、保元の乱前後、高松殿に参集した平清盛・源義朝等の装束を記す『兵範記』保元元年（一一五〇）七月十日条を引く。「清盛朝臣着紺水干小袴、紫革（□□□□）胃、…義朝着赤地錦水干小袴」。頼政以下各々思々、多用「紺水干小袴」。或用生絹。皆蒙胃折烏帽子、付骸宛、着革貫。僮僕負胡録持甲」（史料大成2—一—一七頁）。「藍摺」は、「藍を用いて摺り模様を染め出すこと」（『角川古語大辞典』）。〈盛〉巻四十五「内大臣京上被斬」に、「藍摺ノ直垂、小袴著タル男ノ、疲黒タルガ」（6

一八六頁)。○立烏帽子 頼政は、立烏帽子をかぶっていたとす  
 るのだが、前項に引いた『兵範記』に見るように、殿上人以上は立烏  
 帽子、武士は、「日常は折烏帽子、軍陣では倭烏帽子か折烏帽子」(近  
 藤好和②一六頁)をかぶった。この時頼政は従五位下で、院の昇殿は  
 許されていたものの、内の昇殿が許されるのは翌仁安元年(一一六六)  
 十二月のことであった。しかし、武士も、参内等の改まった場への出  
 仕には、立烏帽子を用いたようである(広川二郎。八四〇―八五頁)。  
 この場合、頼政もそうした慣例に倣ったということであろう。○胡  
 籙ヲ不負バ、浅沓ヲハケリ 浅沓は、「有位の廷臣常用の履物の一種」  
 (『平安時代史事典』上―二五頁)だが、貴族や寺院の堂童子も浅沓を  
 はいていた(松本麻衣子三八〇―三九頁)。前々項に引いた『兵範記』  
 によれば、清盛(保元元年当時正四位下)や義朝(同従五位下)・頼  
 政(同従五位下)等は、胡籙を僮僕に持たせ、皮の貫を履いていたと  
 いう。これから出陣する清盛等には、胡籙は僮僕に持たせていたもの  
 の、馬上沓でもある貫はふさわしい。その点、陣頭で出陣の折の様子  
 を弁明するために来た頼政は(永万元年当時従五位上)、胡籙を負う  
 こともなく、浅沓を履いていたのであろう。○渡辺ノ源三競ト云郎  
 等一人相具セリ 渡辺党は嵯峨源氏の一流で摂津国西成郡渡辺を名字  
 の地とした武士。源融に始まり、源頼光の四天王で知られる渡辺綱を  
 祖とする。綱は、源頼光の家子であったものの、その後は頼光の子孫  
 頼国―頼綱―仲正と渡辺党との関係は認められない。しかし、頼政が、  
 院や内の昇殿を許され、五位にも叙せられた仁安の頃以後、御幸や行  
 幸に供奉する機会が多くなるにつれ、渡辺党を従者として威儀を張る  
 必要性により、再び関係が生じたかという(米谷豊之祐三三―三四頁)。

「大衆擁」では、挙兵する頼政方の勢力として、「武士には、渡辺省播  
 磨次郎・授薩摩兵衛・長七唱・競滝口・与の右馬允・統源太・清・勤  
 を先として」(『覚』上―三三六頁)と頼政に仕えた渡辺党の武将をあ  
 げる。彼等の多くが滝口の任に就き、弓箭をもつてつかえていたこと  
 が諸系図の注記からうかがえる。競は、(『盛』では「源三」とあるが、  
 『尊卑』によれば、「競」(滝口、源七)「三」(一八頁)。父には異伝が  
 見られ、「昇」(登)「滝口、右馬允」(『尊卑』)の子とするのが、『渡  
 辺系図浅羽本』(統群五下―二七三頁)・『禪通寺甲本系図』(佐々木紀  
 一、一八八頁。「登」の子とする)。一方、「省」(渡辺播磨次郎)の息  
 で、昇の弟とするのが、『渡辺系図』(統群五下―二八五頁)。なお、  
 競は、平家物語諸本では、平宗盛を謀って馬を得た逸話で知られる  
 (『競』)。そこでも(『盛』は、競について、「渡辺党二箕田源氏綱方末葉、  
 昇ノ瀧口子息ニ、競瀧口ト云者アリ。弓矢取テハ並敵モナク、心モ剛  
 ニ謀モイミジカリケルガ、而モ王城第一ノ美男也」(巻十四「三位入  
 道入寺」2―三三五頁)と、やはりその容姿が秀麗であったことを記  
 している。なお、(『延』も巻一「山門衆徒内裏へ神輿振奉事」において、  
 頼政に仕える競を「競ハ生年三十四、長七尺バカリナル男ノ白ク清ゲ  
 ナルガ」(九五オ)とする。なお、頼政が競一人を連れて陣頭に参っ  
 たとするが、こうした主従の関係は、「殿上の闇討」の場面における、  
 忠盛と家貞との関係を想起させる。○子息伊豆守仲綱 生没、大治  
 元年(一一二六)―治承四年(一一八〇)。頼政の嫡男。仲綱は伊豆  
 守には二度就いていて、二度目が『吉記』の安元二年(一一七六)四  
 月二十七日条に伊豆守の見任記事、『山槐記』の治承四年(一一八〇)  
 五月二十六日条に死没記事が見られる。一方、一度目は『兵範記』の

仁安二年（一一六七）七月七日条・十月二十九日条に伊豆守の見任記事があるほか、同年の十二月三十日には、中原宗家が、伊豆守に補任している（『兵範記』）。そして、同日に仲綱が伊豆守から隠岐守に補任している。ここから、仲綱の伊豆守への一度目の補任が、長寛元年（一一六三）のこととすれば、永万元年（一一六五）の時点で、仲綱は伊豆守であったと考えられる。○源氏ノ作法優ニシテ異他也 先の注解「平相国清盛、徒ニ数千ノ軍兵ヲ集置トイヘ共、更ニ咫尺ノ災難ヲ救フ事ナシ」でも見た清盛の行為と対比しての、「源氏ノ作法」に対する頼政への賞讃であろう。○兼ノ巷説ニ： 諸本では、先に後白河院の命により大衆が清盛を追討するとの噂が流れたところで、「上皇大ニ驚キ思食テ、忿キ六波羅へ御幸ナル」（〈延〉五〇オ）、「法皇もおどろきおぼしめして、いそぎ六波羅へ御かうなりて、「またくさる事なし」とぞ仰られける」（〈長〉五一頁）として、驚いた院が六波羅に向向いている。そして清水寺焼失後大衆が引き上げた後に、「衆徒カク焼払テ返登リケレバ、法皇還御成ニケリ。右兵衛督重盛モ、御送ニ被参」（〈延〉五一オ）として、還御する院に重盛が同行する。これに対して、〈盛〉では、噂が流れたときには後白河院が六波羅に御幸したことが描かれておらず、大衆が引き上げた後に、「参テ御気色伺ハン」と院参する重盛と、「閭巷ノ説ヲ為被謝仰」六波羅へ御幸する院とが会おう設定になっている。先にも引いたように、『顕広王記』八月九日条裏書によると、「大衆放火之後、院御幸六波羅ニ云々。人不<sub>レ</sub>知其故事歟。暫<sub>レ</sub>之後還御。右兵衛督御乘車扈從、奉送之儀歟、不<sub>レ</sub>参」（傍線部は見せ消ち）とあり、院の六波羅御幸にまつわる情報と、重盛が扈從したとの噂をもとに、描かれていることがわかる（早

川厚一、九〇頁）。この記事の通り、「大衆放火之後」に院が六波羅に御幸したのであれば、諸本に比べて〈盛〉の記述の方が、経過の記述については正確ということになる。ただし、重盛が還御に扈從したという部分が見せ消ちにされている。顕広王はこの情報を誤報と判断したとも考えられる。『平家物語』諸本が記すように、重盛が院参したことについては、事実か否かは不明である。なお、〈闘・南・覚〉では、以下の後白河院還御の記事の前に、その他諸本が後述する清水寺の立札の記事を載せる。○六波羅ニハ武士雲霞ノ如ク馳集ル 〈盛〉では、平家の武士の六波羅集結を二箇所に記している。一度目は、先の「山僧焼清水寺」に、「一族ノ人々六波羅ニ馳集ル」とあるように、重盛を初めとして頼盛や宗盛等平家の一族があわてふためて六波羅に参集する様子を記し、二度目の当該記事では、その折の六波羅の様子を記すと同時に、後白河院の意向を確認しようとして重盛が院参しようとしたところ、同じく噂を打ち消すため六波羅に来た後白河院一行に出会ったとする。新しい趣向は見られるものの、重複の感は否めない。○平将ノ亭 「平将」は、ここでは清盛のこと。〈盛〉での他の用例に①「平将ノ孫」（巻三「資盛乗合狼藉」1—1—3二頁）、②「云平将、云義仲」（巻四十六「土佐房上洛」6—3—5二頁）、③「威君僭臣コト不異平将」（巻四十六「關官恩賞ノ人々」6—3—3八六頁）、④「世ノ重ジ人ノ婦スル事平将ニ万倍セリ」（同前、6—3—3八七頁）。③の用例は、〈延〉にも見られる（巻十一「四一ウ」。「平将」とは、平家の将軍・大将軍の意だろう。その「将軍」「大将軍」とは、「武士の大将軍」の意だろう（櫻井陽子一一六頁）。櫻井が指摘するように、『愚管抄』にも「今ハ武士大将軍世ヲヒシト取テ、国主、

武士大将軍ガ心ヲタガヘテハ、エヲハシマスマジキ時連ノ、色ニアラハレテ出キヌル世ゾト、大神宮八幡大菩薩モユルサレヌレバ」(旧大系二六五頁)とある。また、『吾妻鏡』には、「小松少将惟盛朝臣以下平将無功而入洛云々」(治承四年十一月二日条)の例が、『玉葉』には、「昨日春日祭、近衛使維盛称病、自丈六堂边帰洛云々。是則平将軍之郎従等与堂衆有騒動事。依其事、恐大衆所帰洛云々」(承安四年十一月十五日条)の例が見られる。『吾妻鏡』では維盛以下の追討軍を「平将」と言い、『玉葉』では、維盛を「平将軍」と言うと考えられる。いずれも、平家の将軍・大将軍の意だろう。○左衛門督重盛卿 「山僧焼清水寺」に見るように、この時重盛は、右兵衛督が正しい。永万元年当時の左衛門督は、この後六波羅御幸に供奉してきた公光であることから、錯誤によると考えられる。○当家追討ノ披露一定僻事ニコソ 諸本では、清盛追討の噂が流れたときに、重盛一人が「何ノ故ニ只今サルベキゾ」(延)五〇オ)と人々を静めたとしている。○左衛門督公光卿、治部光隆卿、供奉セラレタリ 供奉の二人の名前を挙げるのは(盛)のみ。左衛門督公光は藤原公光。生没、大治五年(一一三〇)〜治承二年(一一七八)。閑院流季成(待賢門院璋子の弟)の子。姉の高倉三位成子は、後白河院の室となり、殷富門院亮子内親王・守覚法親王・以仁王・式子内親王らを産んだ。平治二年(一一六〇)「八月十四日左衛門督」(補任)。永万元年(一一六五)当時、権中納言兼左衛門督。華々しい活躍はなかったが、姉の成子との縁からか、後白河院に近侍していた公卿の一人。しかし、仁安元年(一一六六)四月六日突然後白河院の勘気を蒙り解官された。その後復任の報を期待したもののついに来ず、治承二年(一一七八)

一月八日病のため出家し、四日後に四十九歳で世を去った(石川泰水)。治部光隆は藤原光隆。「治部」は、校異29(逢・静)の「治部卿」が良い。生没、大治二年(一一二七)〜建仁元年(一一〇一)。良門流清隆の子。当初鳥羽院の判官代を勤め、長承三年(一一三四)以降国守を三十六年間歴任し、その間内蔵頭(久寿元年一一五四)・治部卿(保元二年一一五七)を兼任した院司受領。平治の乱では信頼に与した縁座により解官されたが、翌永暦元年(一一六〇)四月には治部卿に還任し、院別当に補されている(菊池紳一)。さらに長寛二年(一一六四)には、「正月廿一日美作権守。同廿六日正三位(行幸院院司)」(補任)とある。永万元年(一一六五)当時は、正三位、治部卿、美作権守。『平家物語』では後に、源義仲と対面する「猫間中納言」として知られる。○平中納言清盛ハ、用心ノ為ニヤ…「兼ノ巷説ニ…」項で述べたように、諸本では六波羅を訪れた後白河院の還御に、重盛が付き従うことになっているのに対して、(盛)では院参する重盛が、六波羅に向かう院と道で会い、同行して六波羅に戻り、清盛が対面を拒否した後、再び院の還御に付き従う。諸本に比して、法皇の思いを慮り、君臣の礼を弁えた重盛の姿がより細やかに描かれていると言えようか。また、「所勞ト称ジテ見参ニ入ラザリケレバ」と清盛が対面しなかったことを明確に記すのも(盛)のみであり、重盛の態度と対比される。○河陽之蒐・春秋猶忌之トイヘリ 以下「狼藉ノ第二度也」までの、この一件での清盛に対する非難の言葉は、(盛)の独自異文。『春秋左氏伝』によれば、「春秋」僖公二十八年に「天王狩于河陽」とあるのは、晋の文公が天子の周王を河陽に召したことに、臣下が君を招いたことを非礼として、天王が河陽に狩りを

したと記したという。「河陽之蒐」の「蒐」の訓は「かり」。〈名義抄〉

「蒐 カリ」（僧上二六ウ一）。〈近〉は「しう」と音読する（校異32）。

『春秋左氏伝』「是會也、晉侯召王、以諸侯見、且使王狩」。仲尼曰、以臣召君、不可<sub>レ</sub>以訓。故書曰「天王狩于河陽」。言非其地也。

且明<sub>レ</sub>德也」（新釈漢文大系、1—142—143頁）。ここでは、後白河院が臣下である清盛のもとを訪れたことに対して、清盛の非礼であるとして、「河陽之蒐、春秋猶忌之」の譬えを引いている。「トイヘリ」と

することから、この句が慣用句として用いられていたことがうかがえる。

○忽ニ君臣ノ道ヲ忘テ、今上下ノ礼ヲ背ケレ共 清盛の非礼を君臣の道を忘れた行為とする。これに対して、重盛は、君臣の道に

適った行為とするのだろう。同様の理解を示す用例を〈盛〉から引けば、次のとおり。

①清盛入道偏ニ振武勇之威、忽ニ忘<sub>レ</sub>君臣之礼、不<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>万乘尊高之君、不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>三台重任之臣、只任<sub>レ</sub>愛憎心狠取<sub>レ</sub>断割之刑、所<sub>レ</sub>惡滅<sub>レ</sub>三族（卷十三「高倉宮廻宣」2—3—306頁）

②我君臣ノ儀ヲ乱ラズ、親子ノ礼ヲ篤ス。国ヲ思人ヲ恵ニ全ク私ヲ以テセズ。其上莫<sub>レ</sub>太<sub>レ</sub>善根異国ニ及<sub>レ</sub>ニ依テ、都卒天ニ生ゼントスル処

ニ、一門ノ悪行ニ答テ、今為<sub>レ</sub>鬼神被<sub>レ</sub>引落タリ（卷三十一「小松大如法経」4—143—144頁）

①では、清盛の振舞は、「君臣之礼」を忘れた行為として、以下清盛の犯した悪行が列挙される。②では、重盛の墓に参った貞能が、曉に

見た夢の光景。八葉の蓮座に登ろうとする重盛の足を鬼神が引き落と

そうとするのを見た貞能に対して、重盛が涙を流して訴えたのが引用部。○朝家ノ恥 君主を軽んずる清盛の振舞に対して、清盛の罪を

糾弾し得ない君主の体たらくを「朝家ノ恥」とする。「武将ノ驕リ」

だけでなく、それは、朝家の責任でもあると指弾するのである（榊原千鶴四六〇—四七頁）。本全訳六二二代后付則天皇后」の注解「君ノ威忽ニ廢レ、臣ノ驕速ニイチジルシ」（一九頁）参照。○平家ノ狼藉

ノ二度也 〈盛〉の独自異文。先に巻二「基盛打殿下御隨身」で、基盛が関白基実の隨身を打ち伏せた事件について、「是ゾ平家ノ乱行ノ初トハ聞エシ」としていたことを受ける（本全訳六一〇頁参照）。

この前出の話も〈盛〉の独自話であったように、これらの平家の悪行に対する認識は〈盛〉独自のものである。○父ニ向テ、「サテモ一

院ノ御幸<sub>レ</sub>コソ恐<sub>レ</sub>覚ユレ」 諸本でも、「王法護持」の人重盛の初登

場の場面（池田敬子二八〇—二九頁）だが、これを重盛が清盛に向かつて発した言葉としているのは〈盛〉のみ。諸本では、「父中納言清盛

宣ケルハ、法皇ノ入セ御坐ツルコソ返タモ恐<sub>レ</sub>覚レ。サリナガラ聊モ思食<sub>レ</sub>寄り被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>旨ノアレバコソ……」（延〇五一ウ）のように、次の清

盛から重盛に対しての発言へと続いている。〈盛〉は、清盛の院に対する畏敬を示す部分を削って重盛の発言とすることで、両者の人物造

型を際立たせるように改変したか。○思召寄仰ヌ旨ノ聊モアレバコソ、平家追討ト云事モ洩聞ユラメナレバ 清盛の法皇へのこの思いは、

この後の「疎ヌ」近臣の者達を前にした法皇の発言（〈盛〉「平家追討トハ何者カ云出シケルヤラン。加様ノ事ハ浮説ナレ共、世ノ大事ニ及

ブ也」）により、根も葉もない噂であることが明らかとなる（早川厚

一、五二頁）。と同時に、重盛の人々への先の諫めも正しかったことが

明らかとなる。なお、いずれの諸本においても、この時に清盛には法皇への疑心暗鬼が生まれたとする。しかし、清盛のこの思いは、一直

線に増幅されていったと総ての諸本が記すわけではない。『平家物語』では基本的に、後白河院が事件に主体的に関わることはなく、あくまでも近臣達が「無故」君ヲ奉勸」（〈延〉巻四―一七オ）った事件とみなしている（早川厚一、五一―五四頁）。例えば次の例にも明らかであろう。〈延〉「保元平治ヨリ以来、君ノ御為ニ命ヲ捨ル事既ニ度々也。人タイカニ申トモ、キミ君ニテ渡ラセ給ハゞ、争カ入道ヲバ子々孫々マデモ捨サセ給ベキ。乍恐君モクヤシクコソ渡ラセ給ハムズラメ。抑此事ハ院ハ一定被知食」タルカ」（巻二―一五オ）。多田行綱の密告に対して、あらましを聞いた清盛は、このように問い返したという。「君モクヤシクコソ渡ラセ給ハムズラメ」や「院ハ一定被知食タルカ」という清盛の問いかけに明らかのように、あくまでも院近臣が主導した事件と清盛はみなしたのである。この本文は、他に〈長〉にも見られる（〈四・南〉は欠巻）。その点、〈鬨〉は、「今思ひ合はするに、先日山門の大衆を以て入道を失はるべき由聞こえしは、実なりけり」（巻二下―二二オ）と、行綱の密告を聞いた清盛は、十二年も前の「清水寺炎上」の折に流れた流言を清盛が思い出し、あの時の噂はやはり本当だったのだと思つたとする（眞野須美子九頁、〈全注鬨〉上―三四六頁）。他本には見られない新たな趣向とは言えるが、かなり強引な解釈と言えよう。また、〈盛〉では、詳細な報告を行綱から聞いた清盛は、「君ノ御為ニ命ヲ捨ル事度々也。イカニ人申トモ、争カ入道ヲバ子々孫々マデモ捨サセ給ベキ」（巻五「行綱中言」1―三二―一頁）と言って座を立つたとする。〈盛〉は、先に引いた〈延〉の傍線部を利用しながらも、後白河院の直接的な関与を疑わなかったとして、〈延・長〉とは別の理解を示していると言えよう。○保元

平治ヨリ、逆臣ヲ討罰シテ： 法皇還御後の、清盛と重盛のやり取りは、諸本ほぼ共通しているが（ただし、〈長〉は清盛の発言が諸本に比べて長い）、「保元平治ヨリ、逆臣ヲ討罰シテ勲功端シ多シ。今ニ至マデ、君ノ御為不忠ヲ存セラレズ。何ニ依テカ一門追討ノ御全有ベキ」は〈盛〉の独自異文。「保元平治」での平家の勲功の中でも、清盛の献身ぶりが強調される。〈盛〉「入道君ノ御タメニ何事カ御後メタナキ事候。保元平治ノ合戦ニ、身ヲ捨テ先ヲカケ、御命ニ替リ進セテ逆臣ヲフセギ、君ノ御世ニ成参セタル事、人ノ皆知タル事ナレドモ、度々ノ奉公ヲ思召忘テ、入道ガ事トダニ申セバ、何事モ六借事ト思召レタリ」（巻十一「静憲入道問答」、2―一九五頁）。同様の主張は、院宣に對する宗盛の返状にも見られる。〈盛〉「亡父太政大臣、保元平治兩度合戦之時、重勅威輕愚命、是偏奉為君非為身」（卷三十八「重国花方西国下向上落」、5―四四五頁）。と同時に、『平家物語』では、保元・平治の両乱における清盛以外の平家の人々の奮闘（貢献）が記されていることにも注意すべきだろう。例えば教盛の貢献、〈盛〉「保元平治兩度ノ合戦ニハ、御命ニ替奉リ、身ヲ捨テ振舞侍キ」（卷六「平宰相乞請」、1―三五九頁）。また、重盛の貢献、〈盛〉「重盛保元平治ノ合戦ニハ、命ヲ捨テ矢前ニ立テ振舞シカドモ、矢ニモ中ラズ劍ニモ伐レズシテ今ニ命ヲ持テリ」（巻十一「大臣所勞」、2―一七三頁）。○端シ多シ 〈覚〉「僉議はしおほし」（巻四「永僉議」上―二三―五頁。〈四・長・盛〉同）では、「枝葉末節にわたる議論が多い。「はし」は、末端の些細なこと」の意とするが、ここはそのようには解し得ない。他の用例としては、次のものがある。①大内ノ四方門々端多シ（〈盛〉巻四「豪雲叟議」1―二四六頁）。②噉々無情門々端多シ。

頼政が申状ニ随ハルベキ歟哉ト旬ケレバ（盛）巻四「頼政歌」1—  
二四六頁）。③或説云、堀穴被埋タリト、或説云、懐石入水。巷説多  
端（盛）巻三十二「大場早馬立」3—三七〇頁）。④不審端多キ所ニ（太  
平記）1—二四四頁）。⑤種々ノ御追善端多シテ、秋ノ日無程昏ハテ  
ヌ（『太平記』2—四〇三頁）。いずれも、③にみるように、「多端」  
（数の多い）の意と解して良いか。当該箇所も、「我々のあげた勲  
功は、大小併せて数え切れないほどである」の意か。○君ノ御為不  
忠ヲ存ゼラレズ「君のために我々が不忠を働くなどということは考  
えられません」の意か。○加様ノ事ニコソ人ノ心ツキテ：「加様  
ノ事」とは、清盛が後白河院への不審の念を口に出したこと。そのよ  
うなことに人々の気持ちを引きずられて、事実もないのに、平家に対  
する不審感を抱くようになるものだと思います、の意か。後出する  
院の言葉「加様ノ事ハ浮説ナレ共、世ノ大事ニ及ブ也」と対をなす

## 【引用研究文献】

- \* 池田敬子「ゆゆしく大様なる人―覚一本『平家』重盛検証―」（国語国文、一九九六・4。『軍記と室町物語』清文堂二〇〇一・10再録。引用は後者による）
- \* 石川泰水「さりともと歎き歎きて過ぐしつる―藤原公光の生涯と和歌―」（国語と国文学、一九八二・2）
- \* 菊池紳一「後白河院々司の構成とその動向―その二―」（学習院史学二五、一九七八・12）
- \* 米谷豊之祐『院政期軍事・警察史拾遺』（近代文藝社一九九三・7）
- \* 近藤好和①「中世戦闘史料としての軍記物語の位置―『前九年合戦絵巻』と『平家物語』の関係を中心に―」（『軍記文学とその周縁』汲古書院二〇〇〇・4）
- \* 近藤好和②「時代劇を読む 烏帽子のいろいろ」（本郷五〇、二〇〇四・3）
- \* 酒井憲二「翻刻『実語教注』（山田孝雄博士旧蔵・富山市立図書館山田孝雄文庫蔵）」（調布日本文化一〇、二〇〇〇・3）
- \* 榎原千鶴『『源平盛衰記』の二性格―「政道」をめぐる―』（日本文学、一九九一・1。『平家物語 創造と享受』三弥井書店一九九八・10再録）

ものである。○ユ、シク大様ノ者カナ 池田敬子が指摘するよう  
に、「ひどくのんびりしたものだ」と危機感をもっている様子でな  
い重盛に対する苛立ちの言葉（四二頁）と考えられる。「ユ、シク」  
は次の「大様ノ」を修飾する副詞句で、程度が甚だしい意を示すので  
あろう。「大様」は細部にこだわらない様子であるが、ここでは否定  
的な意味合いで用いられていることになる。これは〈延・屋〉でも同  
様だが、「父の卿もたまひける」とする〈覚〉では、「も」とあるこ  
とにより、清盛は他の人々と同様に、重盛への賛辞として語ったこと  
になると、池田は指摘する。〈盛〉では、「平中納言清盛ハ、用心ノ為  
ニヤ：」項で記したように、清盛が行幸した院に対して慎重な態度を  
示していたことと呼応しよう。〈盛〉巻三「小松大臣教訓入道」でも  
清盛は「重盛ハユ、シク大様ノ者ニテ、子ノ恥ヲモ親ノ嗔ヲモ不知」  
（1—一三五頁）と同様の評価を与えている。

引用は後者による)

\* 櫻井陽子『「平家物語」の征夷大将軍院宣をめぐる物語』(『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎二〇一・四)

\* 佐々木紀一「渡辺党古系図と『平家物語』「鶴」説話の源流(下)」(山形県立米沢女子短期大学紀要三七、二〇〇二・12)

\* 千本英史「龍門文庫本『清水畫験記』について」(説話文学研究三三、一九九八・7)

\* 早川厚一『平家物語』の後白河院—清水寺炎上から法印問答をめぐる—(名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇三二—一九九四・7。『平家物語を読む』和泉書院二〇〇〇・3再録)

\* 廣川二郎「服飾と中世世界—武士と烏帽子—」(『絵巻に中世を読む』吉川弘文館一九九五・12)

\* 松本麻衣子「絵巻の牛飼童」(大谷女子大國文三〇、二〇〇〇・3)

\* 眞野須美子『源平闘争録』の本文の性格に関する一考察(『緑岡詞林一三、一九八三・3])

\* 横田隆志「長谷寺本・伝遊行三十七代託資上人筆『長谷寺縁起文』—翻刻と解説」(国文論叢三六、二〇〇六・7)

一院ハ六波羅ヨリ還御ノ後、疎又近臣<sup>11</sup>按察使入道資賢ヲ始テ、人々御前ニ候ハレケルニ、仰ノ有ケルハ、「平家追討トハ何者カ云出シケルヤラン。加様ノ事ハ浮説<sup>12</sup>ニナレ共、世ノ大事ニ及フ也」ト被<sup>13</sup>仰ケレバ、諸人口ヲ閉テ<sup>14</sup>物申事ナシ。西光法師折節<sup>15</sup>御前近ク候ケルガ、「天ニ口ナシ、人代テイヘリ。驕テ無<sup>16</sup>礼レバ是天罰ノ徴ナリ。清盛<sup>17</sup>以外ニ過分也。亡<sup>18</sup>ビシ<sup>19</sup>瑞相ニヤ」ト申ケレバ、人々、聞<sup>20</sup>之、壁ニ耳アリトテ、拔<sup>21</sup>シテ退出スル族モ有ケリ。

<sup>11</sup>清水寺回祿ノ後朝、<sup>12</sup>焼大門ノ前ニカクゾ書テ立タリケル。「観音ヨク、火坑變成池ハイカニト誓ケル事ゾ」ト。翌日返札ト覚シクテ、「歴劫不思議ノ事ナレバ、不<sup>13</sup>及<sup>14</sup>陳」トゾ書タリケル。又イカナル跡ナシ者ノ態ニカ有ケン、札ニ<sup>15</sup>書テ立副タリ。「<sup>16</sup>補陀落山ニ有シ<sup>17</sup>間ナレバ、火不能焼ノ験ハナシ」トゾ書タリケル。哀ニ<sup>18</sup>浅猿キ中ニモ、ヲカシカリケ<sup>19</sup>ニニル事共也。

【校異】 1 〈近〉「あぜちにうだう」、「蓬」<sup>アセツ</sup>「按察入道」。 2 〈蓬〉「者」。 3 〈近〉「御まへ」、「蓬」<sup>アヘ</sup>「御前」、「御前」。 4 〈近〉「かはりて」、「蓬」<sup>カハリ</sup>「代て」、「静」<sup>カハツ</sup>「代て」。 5 〈近〉「おこつて」、「蓬・静」<sup>オコツテ</sup>「驕て」。 6 〈近〉「てうなり」、「蓬」<sup>オコツテ</sup>「しるし也」、「静」<sup>オコツテ</sup>「徴也」。 7 〈近〉「もてのほかに」。 8 〈蓬〉<sup>ホセ</sup>「亡する」、「静」<sup>ホセ</sup>「亡する」。 9 〈近〉「これをきき」、「蓬」<sup>ホセ</sup>「これをききて」、「静」<sup>ホセ</sup>「これをききて」。 10 〈蓬〉「耳にあり」とて。 11 〈静〉「清水寺の」。 12 〈蓬・静」<sup>コウテウ</sup>「後朝に」。 13 〈近〉「大もんの」。 14 〈近〉「かいて」、「蓬」<sup>カキ</sup>「書て」。 15 〈近〉「ふたらくせんに」、「蓬」<sup>フタラクセニ</sup>「補陀落山に」、「静」<sup>フタラクセニ</sup>「補陀落山に」。 16 〈近〉「あひたなれば」、「蓬・静」<sup>アヒタナレバ</sup>「問なれば」。

【注解】 ○疎又近臣按察使入道資賢 〈四・闕・長・南・屋・寛・中〉 は、「一院還御の後、御前にうとからぬ近習者達、あまた候はれける

に「〈寛〉上一三六頁」とするのに対し、「〈延・盛〉は、ここに「資賢」の名前を出す。〈延〉「ウトカラヌ近習者共御前ニ候ケル中ニ、按察使入道資賢モ候ハレケリ」（巻一一五ウ〜五二オ）。小林美和は、このようにわざわざ資賢の名をあげるのは、「〈延〉がこの一族に好意的であるためで、この家系に発する後白河院周辺説話の存在が想定される」とする。これに対して「〈盛〉にはそういった意識は見られず、側近の一例として名があげられているのみとする（八一〜八二頁）。源資賢は、「二代后付則天皇后」で、応保二年（一一六二）に二条天皇呪詛の容疑で解任された旨が見られる。詳しくは本全釈の「同二年六月二日、修理大夫資賢、少将通家、上総介雅賢等、見任ヲ被解却」項（六一〜三三頁）参照。〈補任〉応保二年条によればこの時信濃国に配流されたが、永万元年条には従三位に名前があり、「去年六月二十七日召返。六月五日本位」とあることから、二年で復位している。この後嘉応二年（一一七〇）に権中納言、治承三年（一一七九）には権大納言に任ぜられたが、同年十一月の清盛のクーデターにより解任、都を追放された。巻十二「大臣以下流罪」「治承三年十一月十五日、入道奉<sub>レ</sub>恨朝家」由聞エシカ共、…四十二人ノ官職ヲ止テ被<sub>レ</sub>追籠<sub>一</sub>。ソノ内：按察使大納言資賢卿：已上被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>官<sub>一</sub>」（二一一三〜二二三二頁）。しかし養和元年（一一八一）再び復任。翌年に出家した。承安四年（一一七四）以降は按察使に任じられていたため、按察使大納言、按察使入道と称せられる。なお、「〈盛〉における呼称は、前出では当時の任官により「修理大夫資賢」、この後も頻出するがすべて「按察使大納言」となっている。このみ出家後の呼称「按察使入道」となっているのは不自然であるが、「〈延〉のような資賢周辺を発信源と

する本文をそのまま取り込んだことによるか。ちなみに、巻五「成親妻子歎」では、資賢が成親を評する場面、〈延・長〉では「按察入道資賢」としているのに対して、「〈盛〉は「按察使大納言資賢」としている。〇加様ノ事ハ浮説ナレ共、世ノ大事ニ及ブ也 諸本、後白河院の発言は多少異なるが、この「加様ノ事ハ……」以下の発言を載せるのは「〈盛〉のみ。〈四・闘・延・長〉「サルニテモ不思議ノ事云出ツル者哉。何ナル者ノ云出ツラム」（〈延〉巻一一五二オ）。〈南・屋・寛〉「さても不思議の事を申出したるものかな。露もおぼしめしよらぬものを」（〈寛〉上一三六頁）。このように表現は若干異なるものの、「〈盛〉を含めて『平家物語』諸本では、いずれも「疎ヌ」近臣達を前にして、後白河院の本音（平家を討とうなどと言う思いは全くない）が吐露されたものと読めよう（早川厚一、五二頁）。〇諸人口ヲ閉テ物申事ナシ 近臣達のこうした反応を記すのは、「〈盛〉のみ。近臣達が、院に相槌を打つこともなく、何も言わなかった理由について、「〈盛〉は何も記さないが、この後の西光の思いを、口には出さないものの、他の近臣達も多少は共有していた故、院の言葉に対し口を噤んだというように読めようか。〇西光法師 〈南・屋〉「左衛門入道西光。俗名藤原師光。生年不詳、没年安元三年（一一七七）。師光は久寿二年（一一五五）八月二十八日後白河天皇即位の時、勅定により滝口に召された（『山槐記』）。師光が滝口に推挙されたのは、師光の母が信西の乳母であった（『玉葉』承安三年三月十日条）関係からと考えられる。二年後の保元二年（一一五七）には左衛門尉の官を得ていた（『兵範記』保元二年十月二十七日条）。〈尊卑〉の傍注によれば、そのような破格な昇任の下工作のために、後白河天皇は、近臣成親

に、師光を亡父藤原家成（本全釈三一五頁「中御門家成卿」項参照）の猶子とさせたと言う。その後、平治の乱の際、信西の死により出家、西光と称したが、爾後も後白河院の近習となって仕え、『玉葉』では、「法皇第一近臣」（安元三年（一一七七）六月一日条）とされる（米谷豊之祐一五七頁）。出家の折の様子が、『愚管抄』巻五に記される。「信西ハカザドリテ、左衛門尉師光・右衛門尉成景・田口四郎兼光・斎藤右馬允清実ヲグシテ、人ニシラルマジキ夫コシカキニカ、レテ、大和国ノ田原ト云方ヘ行テ、穴ヲホリテカキウツマレニケリ。ソノ四人ナガラ本鳥キリテ名ツケト云ケレバ、西光・西景・西実・西印トツケタリケル。ソノ西光・西景ハ後二院ニメシツカハレテ候キ」（旧大系二二八頁）。後に清盛を面罵しつゝには処刑されるに至る人物像がここで描き出されている。○天二口ナシ、人代テイヘリ 諸本ともに「天ニ口ナシ、人ヲ以テイハセヨ」（《延》巻一一五二オ）とする。いずれも典拠不明。『義経記』巻六や『五常内義抄』にも同様の句が引かれる他、『中外抄』に「天に口なし。人をもつて言ふ」（新大系二九一頁）とある。こうした噂の捉え方の早い例としては、瀬田勝哉が指摘するように、『文徳実録』嘉祥三年五月条の「生民之訛言、天仮其口」がある。《延全注釈》（一―二九七頁）、瀬田勝哉の論（七五―七六頁）参照のこと。○驕テ無礼レバ是天罰ノ徴ナリ 《盛》の独自異文。平家は驕って礼をわきまえないため、今回の平家討伐の流言は、天がそうした平家に罰を下した徴なのだ、と解せよう。次項と併せて、清盛への批判が諸本に比べて強調されている。○清盛以外二過分也。亡ピン瑞相ニヤ 《盛》の独自異文。諸本「以ノ外二平家過分ニ成行ケバ、天道ノ御計ニテ」（《延》巻一一五二オ）とする（た

だし、「平家」を《長》「六波羅辺」、「御計」を《長》「御罰」、《南・屋》「御告」とする。《盛》は西光に「清盛」個人を名指しさせ、さらに「亡ピン瑞相ニヤ」と直截的な表現をとっている。○壁三耳アリ 遠藤光正によれば、『管蠡抄』第十に「壁有耳、墻有縫。」<sup>聞録</sup>とあるが、典拠とされる『博聞録』は亡佚したかという。一方、《闘・南》は「壁有耳〇、石有口〇」（《闘》巻一上―一八ウ）とし、《盛》も巻十九「文覚頼朝対面」では「兵衛佐是ヲ聞、壁ニ耳、石ニ口、人ヤ聞ラン」（三―一八四頁）とするように、『管蠡抄』とは異なる型のものも流布していたようである。『小鍛冶』「壁に耳。岩の物いふ世の中に」（『謡曲二百五十番集』五五三頁）。○拔足シテ 《盛》のみに見られる表現。諸本は「オソロシくトゾ人々申ケル」（《延》巻一一五二オ）などとする。○清水寺回祿ノ後朝… 以下の立札の記事を、《闘・南・覚》は、先の法皇還御の記事の前に載せる。また《屋》のみこの記事を欠く。○火坑變成池ハイカニト誓ケル事ゾ 『法華經』普門品の偈のうち「仮使興害意 推落大火坑 念彼觀音力 火坑變成池」を踏まえる。火坑に落とされても、観音を念じれば池と変ずるの意。○歴劫不思議ノ事ナレバ 前項と同偈の「汝聽觀音行 善応諸方所 弘誓深如海 歴劫不思議」を踏まえる。観音の誓いが海のように深く、劫を経ても計り知れないの意。縁起絵巻第一段にも「誠に歴劫不思議の弘誓、定業亦能転の勝利」（一六六頁）とある。観音の霊場である清水寺が灰燼に帰したことを皮肉ったのに対して、観音の誓願は歴劫不思議であるから計り知れないと返す。観音霊場の長谷寺が焼亡を繰り返したことについて、『長谷寺験記』上巻第十話が「是偏ニ大聖ノ御方便ニテ、普ク衆生ニ追恋ノ益ヲ結バシメムガ為ナル者

歟」「盛衰只衆生ノ為也」（新典社善本叢書2、四一頁、四五頁）とするように、こういった事件は観音の方便として捉えることがしばしば見られる仏教的な理解であるが、ここでは観音の弘誓をいう「歴劫不思議」の句を揶揄して用いているところに諧謔味がある。○又イカ

ナル跡ナシ者ノ… 以下の立札のこと、〈盛・南〉のみ記す。〈盛〉の「火不能焼」は、『法華経』普門品の「若有持是 観世音菩薩名者 設入大火 火不能焼」を踏まえる。清水寺炎上の折、観音は住所である補陀落山に行っている間であったため、「火も焼くこと能はず」とする観音の効験は今回はなかったのだとする意。〈南〉は「次日又、「歴劫不思議是ヲイフ。補陀落山ニ至シ間ゾカシ」下返札ヲゾ立タリケル」（六四頁）として、二つの句を続けている。この〈南〉の場合、「歴劫不思議とはまさにこのことを言うのだ。恐らく観音は補陀落山に行っ

【引用研究文献】

- \* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・1）
- \* 小林美和 後白河院説話の周辺―延慶本平家物語における―（伝承文学研究三五、一九八八・5。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録）
- \* 瀬田勝哉 「神判と検断」（『日本の社会史』第五巻、岩波書店一九八七・5）
- \* 早川厚一 『平家物語』の後白河院―清水寺炎上から法印問答をめぐって―（名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇三二―1、一九九四・7。『平家物語を読む』和泉書院二〇〇〇・3再録）

1 同十日、<sup>2</sup>祇園所司奏状ヲ<sup>3</sup>進ル。4 興福寺衆徒、当社ヲ<sup>5</sup>焼払ハントス。官兵ヲ<sup>6</sup>賜テ可被<sup>7</sup>守護。不<sup>8</sup>然ハ<sup>9</sup>神体ヲ<sup>10</sup>奉<sup>11</sup>負<sup>12</sup>可<sup>13</sup>登<sup>14</sup>山<sup>15</sup>トゾ申入ケル。又<sup>16</sup>山階寺ノ大衆、<sup>17</sup>参洛ヲ企テ、延暦寺ノ末寺末社ヲ<sup>18</sup>可<sup>19</sup>焼<sup>20</sup>払<sup>21</sup>ニ由言上シケレバ、<sup>22</sup>藏人木工頭重方、<sup>23</sup>勅定ヲ蒙テ彼寺ノ<sup>24</sup>別当ニ仰ケルハ、<sup>25</sup>注<sup>26</sup>意<sup>27</sup>趣<sup>28</sup>可<sup>29</sup>上<sup>30</sup>奏<sup>31</sup>。不<sup>32</sup>押<sup>33</sup>参<sup>34</sup>洛<sup>35</sup>者、<sup>36</sup>別当<sup>37</sup>已<sup>38</sup>下<sup>39</sup>可<sup>40</sup>有<sup>41</sup>違<sup>42</sup>勅<sup>43</sup>罪<sup>44</sup>トゾ被<sup>45</sup>宣<sup>46</sup>下<sup>47</sup>ケル。

17 同十二日、<sup>18</sup>法務僧止惠信官ヲ被<sup>19</sup>辞<sup>20</sup>。又源<sup>21</sup>義<sup>22</sup>基、伊予国ニ配流。是ハ<sup>23</sup>先日彼僧止卒<sup>24</sup>義<sup>25</sup>基等<sup>26</sup>一<sup>27</sup>発<sup>28</sup>向<sup>29</sup>南<sup>30</sup>都<sup>31</sup>。是<sup>32</sup>山階寺<sup>33</sup>ノ大衆、<sup>34</sup>今度蜂起之間、<sup>35</sup>僧止<sup>36</sup>可<sup>37</sup>与<sup>38</sup>力<sup>39</sup>ニ<sup>40</sup>者<sup>41</sup>可<sup>42</sup>免<sup>43</sup>衆<sup>44</sup>勸<sup>45</sup>之<sup>46</sup>由、<sup>47</sup>衆儀ヲ成ケレバ、<sup>48</sup>僧止承諾シテ発向ス。仍<sup>49</sup>被<sup>50</sup>行<sup>51</sup>其<sup>52</sup>罪<sup>53</sup>ケリ。先帝崩御之後、<sup>54</sup>今日<sup>55</sup>相<sup>56</sup>二<sup>57</sup>当<sup>58</sup>二<sup>59</sup>七

日ケリ。被<sup>レ</sup>行<sup>ニ</sup>刑罰<sup>ヲ</sup>ケルコソ最甚<sup>ニ</sup>シク<sup>モ</sup>覺<sup>レ</sup>エケレ。

【校異】 1 〈近〉「同じき」。2 〈近〉「きをんの」。3 〈近〉「たてまつる」。〈蓬〉「進る」。〈静〉「進る」。4 〈近〉「こうふくじの」。5 〈近〉「くはんへいを」。〈蓬〉「官兵を」。〈静〉「官兵を」。6 〈近〉「たまはつて」。〈蓬〉「給て」。〈静〉「賜て」。7 〈近〉「をひたてまつり」。〈蓬〉「負たてまつりて」。〈静〉「負たてまつりて」。8 〈蓬〉「申ける」。9 〈蓬〉「山階寺の」。〈静〉「山階寺の」。10 〈蓬〉「参落を」。11 〈近〉「やきはらふべきのよし」。〈蓬〉「焼はらふべきのよし」。〈静〉「焼放へきのよし」。12 〈近〉「いしゆにまかせ」。13 〈蓬〉「上奏すしへし」とし、「すし」の「し」を見せ消し。14 〈蓬〉「押て参落者」。〈静〉「押参落者」。15 〈蓬〉「以下」。16 〈蓬〉「違勅罪」。17 〈近〉「同じき」。18 〈近〉「ほうむのそうじやうけいしん」。〈蓬〉「法務僧正惠信」。〈静〉「法務僧正惠信」。19 〈蓬〉「義基等を」。20 〈蓬〉「山階寺」。〈静〉「山階寺」。21 〈静〉「ノ」なし。22 〈近〉「よきすへきもの」。23 〈近〉「まぬかるへきしゆこれをかにかふるよし」。〈蓬・静〉「衆勸を免へきのよし」。24 〈近〉「あひあたれり」。25 〈近〉「を」なし。26 〈蓬〉「おほゆれ」。

【注解】 ○同日：… 永万元年（一一六五）八月十日。十日条・十二

日条、いずれも〈盛〉の独自異文。 ○祇園所司 祇園感神院（祇

園社、現在の八坂神社）の所司。祇園社は当初は興福寺に属していたが、十世紀中頃以降は延暦寺に属していた。運営も延暦寺支配下で僧侶によって行われていた。『日本紀略』天延二年（九七四）五月七日条「以「祇園」為「天台別院」。『今昔物語集』卷三十一第二十四「祇園成比叡山末寺語」は、その顛末を説話的に描いたもの。所司は、辞書では「寺の運営を司る三綱（上座・寺主・都維那）のことをいう」（国史大辞典）としている。実際の文書では、康和五年二月廿一日付の「山城国感神院所司解」〔平安遺文〕一五二一号）に所司として署名しているのは都維那、寺主、上座、大别当各一人の四人である。また、保元三年十一月十一日付の「山城国感神院所司解」〔平安遺文〕二九五四）には、「小寺主」一人、「公文」一人、「権上座」一人、「小别当」二人、「造寺権别当」三人、「都維那」二人、「寺主」一人、「上座」一人、「権别当」十六人、「大别当」十四人、「執行権長吏」一人

の合計四十三人が所司として署名している。どちらにも、山城国衛に對しての解状であり、「官兵」の派遣を求める奏状と異なっているが、「所司」の範囲は辞書の意味よりも幅広くとらえなければならぬ。 ○神体ヲ奉負可登山 前項でも触れたように、祇園社と延暦寺の結びつきは強く、延暦寺大衆は強訴の際、しばしば祇園社に集會している（衣川仁一九六〇一〇一頁）。『中右記』康和四年（一一〇二）五月八日「申剋許、延暦寺大衆五六百人許、俄下「向祇園」、入「夜参」向右大臣殿」。〈盛〉が卷四「山王垂迹」で強訴の例を挙げるうち、「崇徳院御宇保安四年」にも「大衆数百人感神院ニ引籠テ」（一一二五九頁）とある。日吉社の神輿動座の際には、祇園社の神輿も共に動座することがしばしばあった。嘉応元年（一一六九）十二月には、日吉十禅師・八王子・客宮の各神輿に祇園三基を加えた計六基の神輿が建礼門壇上の南面に据えられた（『兵範記』『玉葉』十二月二十三日条）。また治承元年の山門大衆の強訴を描く「御輿振」では、〈盛〉は「祇園」三社、北野、京極寺、末社ナレバ、賀茂川原ニ待受テ、カラ合

テ振タリケリ」（巻四「山門御興振」1—241—242頁）と記すのみだが、〈延〉では、「祇園二二社、京極三二社、北野三二社、都合十一社ノ神興ヲ陣頭へ奉振リ」（巻一—194オ）とあり、祇園社の神興も動座している。以上は強訴の例であるのに対して、ここでは寺院間の抗争による動座であるが、祇園社が活動を停止させることは、朝廷にとっても避けたい事態であつただろう。○山階寺ノ大衆、參洛ヲ企テ：十日より興福寺大衆に発向の動きがあつたことは、この後の「彼寺ノ別当ニ」項に引く『三公会一記』永萬元年条に確認できる。○藏人木工頭重方 藤原重方。北家顕隆流、顕能息。生年、保安四年（一一二三）。没年未詳。養和元年（一一八一）出家（尊卑二一九七頁）。「正五下藤原重方（三三八）九月十五日補。宮内権大輔・皇后宮権大進如元」（『藏人補任』応保元年条）。先に、「二代后付則天皇后」で、二条天皇が重方を五位藏人に任官する記述があつた（全釈六一—五二頁「以長方被任右少弁」項参照）。『山槐記』応保元（一一六一）年十一月十八日条に、「凡職事者可近習也、而近代全不然、今被復旧儀歟、日来參御前職事頭弁雅頼朝臣・藏人治部大輔行隆等也、予・藏人右少弁長方・宮内大輔重方等、疎遠之人也」とあり、それまで天皇に「近習」すべきであつたにもかかわらず、「疎遠」な状況であつた藏人三人のうちの一人として名が上がっている。これは、二条天皇が三人を院側の人間と見なし「疎遠」に扱っていたと考えられてきたが、史料に即して読む限りは、二条天皇はそのような「疎遠」な状態を、「旧儀」（本来の天皇と藏人の関係）に戻し、重方等三人を近侍させようとしていたということになる。しかし、一方で後白河院序判官代（永曆二年二月廿六日「後白河院序下文」〈平安

遺文三—三八号）であり、「今度御使下向之間事、長方不奉存、重方直書院宣」（『玉葉』承安三年七月十七日条）とあるように、院司としての活動も継続して見られる。有能な実務型貴族として考えるべきであり、院側・天皇側というような単純な色分けで考えることは正しくない（曾我良成）。○勅定ヲ蒙テ 次項「彼寺ノ別当ニ」項で引用する『三公会一記』によれば、大衆の発向を制止するように「殿下（基実）」より日々要請があつたとはされているが、勅定が下されたことは確認できない。○彼寺ノ別当ニ この時の興福寺別当は尋範。『興福寺別当次第』（以下『別当次第』）に、「法務大僧正尋範（本名弘覚。為少僧都之時。鳥羽院御出家。法名空覚。依人々乱彼御名改名）、長寛二年五月十一日丁未任（年六十四）。俗姓藤原氏。京極大相国（師実公）殿下第十七息也」（『続々群書類従』二—七二六頁）とあるように、師実の子で、長寛二年（一一六四）に別当に就任した。生没年、康和三年（一一〇一）—承安四年（一一七四）。藤原忠通の息恵信（後掲「法務僧正恵信」項参照）が興福寺内で勢力を拡大していたことから、忠通と対立関係にあつた頼長が、尋範と密接な関係を築いていたことが『台記』から確認されるという（鶴田泉二五—二六頁）。頼長が敗れた保元の乱後は、所領を没収されて籠居していたが、長寛二年二月忠通が没し、大衆の支持があつた尋範が五月に別当に補任された。その就任の翌年に、額打論が起る。延暦寺の清水寺焼き討ちに対する興福寺の動きが、『三公会一記』永萬元年条や『僧綱補任抄出』永萬元年条に記される。『三公会一記』「爰自十日御寺大衆蜂起。為焼延暦寺」。欲企発向。自殿下日日雖有御制止。敢不承引。山座主并山僧綱。共付使曉使。責出張本。雖被流

罪。尚不承引。企發向。然正權別當僧綱已講五師得業度出向金堂前。數百歲大会。共將斷絶。曲理可被過。法華會維摩會之由。被乞請。仍大会無事修了。十月十六日申時。奉具春日大明神并布留明神。大衆付木津。調待末寺并國中兵士等。廿四日付石崎。然下兩條。宣旨被止者。一者以山階寺別當可補頭宗護持。二者以金堂十僧。每修僧事。次第可補僧綱。爾時別當下僧綱已講五師得業。行向兩條宣旨。共希代事也。隨宣旨可被婦之由、乞請。仍廿六日歸本寺了。同十二月十五日。依長者宣。被定二十僧交名。別當僧權別當法印覺珍。權律師玄縁。教高擬講。心曉已講。主弘、兼慶已講。覺救得業。藏俊得業也。毎日最勝講一座。大般若五卷。壽命經廿卷也。同十九日別當僧止護持僧初參。即賜壇所被始長日最勝講仁王講觀音經百卷了(大日本仏教全書一二三『興福寺叢書第一』三三頁)、『僧綱補任抄出』(尋範 十一月日加御持僧。南京初例也。今年七月廿八日先帝崩御。八月七日御葬送於件所。興福寺僧徒切顛延曆寺額。追散僧徒了。仍山大衆燒清水寺了。其後興福大衆。七大諸寺。与力企發向。及十一月櫛崎辺。被宣下云。於金堂置十口供僧。每僧事度可叙散位一人。別當僧正被加御持僧云云。仍自彼所帰下了(大日本仏教全書一一『伝記叢書』八六頁。群書四一五四一頁も同)。これらによると、延暦寺に報復のため発向しようとする大衆に対して、大衆に人望のある別當尋範等に思い止まるように説得させたり、尋範を御持僧に任官する等数々の条件を呈示する等、様々な大衆慰撫が行われたことが明らかとなる。これにより尋範は六条天皇の護持僧に任じられた(『三云定一記』)。なお、『顕広王記』の永万元年八月二十三

日の裏書に、「近日山大衆非祇園焼亡一事、又有沙汰事歟。仍法印章雲・法橋栄全等弘山上了云々」とある。いつのことかははっきりしないが、「祇園焼亡」とあることからすれば、祇園社の訴えにもかかわらず焼討にあったのか。あるいは、焼討されるという今回の騒動を指すか。○同十二日…この段、(盛)の独自異文。『顕広王記』永万元年八月十二日条「山科前別當僧正法務惠信解見任。是去比入山科寺軍兵咎也。源義基配流伊与国、依為彼同意也」。同十三日条「惠信縁者八人各配流諸国宣旨了」。○法務僧正惠信『別當次第』に、「法務僧正惠信(從權)正之時節。法性寺撰政息。改覺繼為惠信」(『続々群書類從』二一七、二五〇七、二六頁)とあるように、藤原忠通の子で、はじめ覺繼と称した。生没年は資料により差があるが『別當次第』によれば、永久二年(一一一四)〜承安元年(一二二七)。〈尊卑〉によると「大僧正。法務。興福寺別當。一乘院。玄覺僧正資。本名覺繼。為興福寺別當時、依衆徒訴停任官職、配伊豆国經多年。帰京間、於途中入滅(五十八)」。一八四頁)、『興福寺寺務次第』には「惠信。法性寺殿御息。住一乘院。于時法印。保元二年(丁丑)十月六日任四十一。治七年。長寛元年七月廿五日衆勸配流焼弘佐保殿坊舎。此間寺務大衆屋。嘉心二年於配所卒」(『続群書四下』一六九六頁)、『興福寺三綱補任』には、「別當法務僧正惠信法性寺殿御嫡子(本名覺繼。保元二年十月八日任。四十二治七年)」(『続群書四下』一七〇七頁)とある。以下、惠信の来歴を概観する。なお惠信については、大山喬平・鶴田泉・佐々木紀一の論に詳しい。十一世紀以降、「撰闕家の子弟が興福寺に入る時代になり、一乘院と大乗院が彼らの生活・修養の場として整備されて」(安田次郎九六頁)

いく中、忠実・頼長と忠通による摂関家の争いが南都に持ち込まれることになった。恵信は、保延五年（一一三九）二月十一日権別当となるが、『僧綱補任』保延四・五年条、その後再三別当補任を忠実・頼長らの勢力によって阻まれ、久寿二年（一一五五）五月二十四日には対立する忠実・頼長方の尋範（「彼寺ノ別当ニ」項参照）が法印に叙される（『台記』同日条）一方、恵信は頼長によって所領を没収されている（『兵範記』保元元年七月十一日条）。保元の乱では、興福寺は忠実・頼長方の尋範と、忠通方の恵信に分かれ、崇徳院方の敗北後忠実が南都へ逃れると、敵対する恵信は京に上ったことが『保元物語』に記される（半井本「関白殿御子興福寺権別当法印覚継」〔引用者注、恵信のこと〕ヲ、祖父富家殿ノ打奉ラントセサセ給ヘバ、逃テ、京ヘゾ上リ給」〔新大系八〇頁〕。乱後には頼長によって没収された所領を返還された（『兵範記』保元元年七月十一日条。半井本『保元物語』「興福寺権別当覚継、前ノ長者ノ為ニ所領ヲ収公セラレタルヲ、如本タルベキ由、被仰下ケリ」〔同八一頁〕）。この後恵信は南都において勢力を固めてゆく。保元二年（一一五七）十月六日に別当、同三年二月二十八日には「春日行幸賞」により権僧正に、また同年十二月二十九日に法務に任じられた（『別当次第』）。平治の乱後の永暦元年（一一六〇）には、興福寺衆徒が、別当権僧正であった恵信を大僧正に任じるように朝廷に訴えるということが起きた（『山槐記』十二月二日条）。この訴えは認められなかったが、応保二年（一一六二）には僧正に転じている。ところが長寛元年（一一六三）七月二十五日に、恵信は大衆によって僧坊を焼き払われ、興福寺を逐われることとなった。恵信は兵を集めて興福寺に攻め込んだが、衆徒との攻防の未敗北

している（『三云定一記』『別当次第』。次の「源義基」項参照）。長寛二年（一一六四）五月十一日には対立する尋範が別当に補任されているので（『別当次第』）、おそらく恵信は尋範及び尋範を支持する大衆の主流派と対立していたのであろう。この後に起こったのが額打論である。『三云定一記』に清水寺焼亡に対する興福寺大衆の動向が描かれることは、先の「彼寺ノ別当ニ」項で見たとおりである。発向しようとする大衆を尋範らが説得したのだが、〈盛〉によれば、この時に大衆に与力したのが恵信ということになる（後掲「僧正可与力者可免衆助之由」の項参照）。川合康は、前掲『顕広王記』八月十二日条の「是去比入山科寺軍兵咎也」と〈盛〉のこの記事は符合するといふ。これに対して、佐々木紀一は、〈盛〉の記事には誤りがあると考え。例えば、『僧綱補任抄出』永万元年条には「僧正恵信 依大衆訴被解僧正并法務了」（大日本仏教全書一一『伝記叢書』八六頁）とあり、『歴代皇紀』の六条天皇裏書にも、「僧正恵信 〆元 永万元年八月十二日停 両職 依大衆訴」（『改訂史籍集覧』一八一―一〇八頁）とあり、今回の恵信の処分が大衆側の訴えによってなされたと考えられることから、反大衆派の恵信を処分することにより、憤激する大衆を慰撫するための緊急策であったとする。これまでの恵信に対する大衆の反発からしても、その可能性が高い。『顕広王記』の「去比入山科寺軍兵咎」というのも、これ以前の長寛元年の恵信と大衆との抗争を指すとも考えられる。ちなみにこの後、仁安二年（一一六七）三月十日に、恵信は尋範を殺害するべく興福寺に攻め入るが、敗北し、伊豆国に流罪に処せられ、承安元年（一一七一）遠江国で没した（『別当次第』）。○源義基 不詳。〈尊卑〉によれば、源氏に義基は十一

名を数えるが、このうち本文と年代が合う人物としては、①清和源氏、村上为国(崇徳院判官代)の孫で、基国の子、飯田四郎義基(3—194頁)、②清和源氏、源義家の「六男(但五男也)」「石川義時の子、義基(3—13—15頁)」が挙げられる。源義基の名は、前項「法務僧正惠信」で取り上げた、長寛元年(一一六三)に惠信が興福寺を逐われた一件にも見え、両者の関係が注目される。『別当次第』「長寛元年癸未七月廿五日、本寺衆徒押寄白「各住房追払其身畢。仍為「打入寺家」。於「法性寺宿坊」聚「軍兵」。或集「房僧等」。或語「都鄙勇士」。以「法隆寺」為「集會々所」。先襲「寄西京」。於「西田井三条口法花寺鳥居東辺」合戦、及「三箇日」。僧正方大將軍源八郎義基(五郎兵衛義清子)源忠国(檜垣勾当息)。然而本寺衆徒忘「身相禦之間。八月廿五日(俗)軍背北」(七二六頁)。惠信は衆徒により住房を逐われた後、法性寺宿坊に軍兵を集め、合戦に及んだ末に敗北した。その際の惠信方の將軍が源義基であったという。ちなみに、『三會定一記』長寛元年条も同事件の顛末を記す。「今年七月廿五日、大衆蜂起。焼失別当僧正房、并切払所從眷屬住宅了。依「件事」專寺他寺探題不被「仰下之間、無「兩寺豎義」。又不「下」遣有官別当三也。番論義依「大衆」、□請請定一(三三頁)。ここで『別当次第』が「源八郎義基(五郎兵衛義清子)」とするのは、右の①②いずれにも合わないが、川合康はこれを「五郎兵衛義時子」の誤記と見て、②の義基に該当すると見る(四六五—四六六頁)。石川義基父子は、治承四年(一一八〇)頼朝と内通して挙兵し、義基は討ち死にしたことが『平家物語』諸本に記される。(寛卷四「源氏揃」「河内国には、武藏權守入道義基・子息石河判官代義兼」(上—二一〇頁)、同卷六「飛脚到来」「同九日、河内国石河郡に居住

したりける武藏權守入道義基・子息石河判官代義兼、平家をそむひて兵衛佐頼朝に心をかよはし」(上—三四一—三四二頁)。(盛)では卷二十六「義基法師首渡」に描かれ、「此義基法師ト云ハ、故陸奥守義家ガ孫、五郎兵衛尉義光子、河内国石川郡ノ住人也」(4—180—181頁)とする。ここでは「義光子」とあるが、(延)の同記事では「五郎兵衛尉義時子」(卷六一—三一ウ)とあり、川合の指摘どおり、『別当次第』の「五郎兵衛義清子」が「義時」の誤りである可能性は高いだろう。(盛)では、伊予国に配流となったとあるが、後に河内国で蜂起していることから、召還されていたことになる。また、川合によれば、治承四年の挙兵時には、義基は興福寺衆徒と連携して蜂起しようとしたことが史料から確認されており、以前から惠信を中心として南都と深い関係にあったことがうかがえる。○僧正可「与力」者可免衆勅之由 大衆に追われていた惠信は、発向を望む大衆から大衆側に与力すれば衆勅を免れるとの衆儀を受け、源義基等を率いて発向したため、罪に問われたことになる。しかし、「法務僧正惠信」項で指摘したように、惠信の処罰も大衆の訴えによるものであったようであり、やはり惠信と大衆は対立関係にあったと考えられよう。(盛)は『顯広王記』のような簡略な記事に基づいて、誤った解釈をした可能性があるだろう。なお、この後も、興福寺と延暦寺との確執は終息することなく、くすぶり続けた。『顯広王記』八月二十三日条裏書や『兵範記』九月六日条によれば、悪僧を山上から追い出し流罪に処すことにより、興福寺側の怒りを鎮めようとしたが、年内は鎮静化することはなかった。

・ 右中弁俊経下「遣南都」。是南都大衆為「会稽清水寺焼亡」、可「発」向東西坂本之由、依「有」騒動「為」被「留也」。而大衆引籠俊経、

不令上道云々。（『顯広王記』永万元年八月三十日条）

・南京大衆依有發向之間、公家差遣武士於栗小山。（『百練抄』

永万元年九月二十八日条）

・興福寺金堂寺僧追次第一、可叙僧綱、又別當尋範可為御持僧

之由宣下。此兩事衆徒為雪清水寺燒亡之会稽欲發向。仍為

散彼鬱也。（『百練抄』永万元年十月二十六日条）

・南京衆徒為先神興（春日御神木。同若宮神興。金峯山。勝手明神。布留神興等云々）渡木津川、宿丈六堂辺。令訴申可配流山座主俊円・權律師俊朝之由（依難有裁許、重有申訴之旨）。（『百練抄』永万元年十月二十七日条）  
・武士等帰京。衆徒蒙裁許、帰南都故也。（『百練抄』永万元年十月二十八日条）

【引用研究文献】

\*大山喬平「近衛家と南都一乘院―「簡要類聚抄」考―」（『日本政治社会史研究 下』塙書房、一九八五・3）

\*川合康「河内石川源氏の「蜂起」と『平家物語』」（『人文学報』三〇六、二〇〇〇・三。『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房二〇〇四・10再録。引用は後者による）

\*衣川仁「強訴考」（『史林』八五・五、二〇〇一・5。『中世寺院勢力論』吉川弘文館、二〇〇七・11再録）

\*佐々木紀一「惠信僧正伝断章」（『米沢史学』三、二〇〇七・10）

\*曾我良成「二条天皇と後白河上皇の応保元年」（『名古屋学院大学論集（言語・文化篇）』二三巻二号、二〇一一・3）

\*鶴田泉「保元の乱と南都―頼長・尋範・惠信を中心に―」（『日本歴史』四九二、一九八九・5）

\*安田次郎『中世の興福寺と大和』（山川出版社二〇〇一・6）

【補記】

○凡例追加

【原文】

・漢字は原則として現在通行の字体を使用する。ただし底本において字体の使い分けが認められる場合にはつとめて元の形を残す。

・「メ」は「シテ」に改める。

・読みやすさを図り、原文片仮名に適宜濁点を施す。

・稿者が付した振り仮名は歴史的仮名遣いにより平仮名で付し、適宜濁点を施す。

【校異】

- 校異は原文で示した読みとは異なるもののみを示すが、注解のために必要と判断したものについてはこの限りではない。
- 仮名遣いや濁音符の有無のみの校異については示さない。